

豊かな自然
あふれる元気
みんなのでつくる水の郷

潮来市第6次総合計画
2009-2018



はじめに

このたび、「豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷」を市の将来像とする潮来市第6次総合計画を策定しました。

本市は、水と緑の豊かな自然に恵まれた環境、伝統に育まれた文化や産業など、豊富で多彩な地域資源に恵まれながら、着実に発展を遂げてきました。

近年、少子高齢化の進展が、社会経済に大きな変化をもたらすとともに、日常生活においては安心や安全、快適性への関心が高まっています。

そして、地方分権に伴い、これまで以上に市民の立場に立った行政運営が求められるとともに、市民の皆様の力なくして解決できない課題も増えています。

この計画の策定にあたって、多くの市民の皆様の声を反映させていただくため、市民意識調査の実施、さらに、「教育文化」「市民協働・福祉」「自然環境」「産業」の四つの分科会からなる潮来市まちづくり委員会より、貴重な提言をいただいたところです。

また、この計画では、市民の参画と協働によるまちづくりを基本とするとともに、「10年後もこの潮来市で暮らしていきたい」と、心から思っていただけのための理念として、

「自然」「文化・歴史」を未来につなぐ

「安心・安全」なまちへ

「温もり」のあるまちへ

「賑わい」「躍動感」のあるまちへ

「住みやすい」まちへ

「市民とともにつくる協働のまちづくり」

の6つを示させていただきました。

今後、計画の実施に際して、厳しい地方財政の中で進めて行かなければならず、そこには行財政改革はもとより、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠であり、より一層のご支援をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました振興計画審議会の皆様並びに関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

潮来市長 裕田 千春



潮来市民憲章

水郷潮来に住む私達は
豊かな水と緑とともに生きた歴史と文化を 輝かしい未来へ継承し
健康で希望にあふれ 世代をこえ夢を育む あったかいまちを
創りあげるため ここに市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、あらゆる生命（いのち）を慈しみ明るく美しいまちをつくりま
1. 健康で明るく、思いやりと感謝の心で豊かなまちをつくりま
1. 郷土の歴史と伝統に誇りをもち、文化のまちをつくりま
1. きまりを守り力を合わせ、住みよいまちをつくりま
1. 地域活動に進んで参加し、心のふれあいを大切に楽しいまちをつくりま

市 章



市章は潮来(いたこ)の『い』の字を表し、水郷地帯を流れる緩やかな川の流れを表しています。

市のシンボルマーク



このシンボルマークは、あやめの花や水鳥の姿をモチーフとして、豊かな恵まれた地域の中で人々がいきいきと活動するまち、そして、未来へ伸び行く発展への願いを表したものです。全体の形は、“水鳥”の姿と数字の“2”を表しており、潮来市が潮来・牛堀の2つの町が合併してできたことを表現しています。紫の花びらは潮来市の「い」の字をかたどり、緑の葉は“水の流れ”と“豊かな自然”をイメージしています。黄色のめしべは“明るくあたたかい人と人とのふれあい”を表しています。

市の花

あやめ



昔からいたこはあやめで知られてきました。あやめは5月から6月にかけて、日当たりの良い水辺や湿地に育成する多年草で、紫色の花が咲き、多くの歌や俳句等に歌われてきました。いたこを代表する花としてあやめを市の花としました。

市の木

ポプラ

岸辺に咲きみだれるあやめ、豊かに流れる水、その水面に映えるポプラは水郷の情緒になくしてはならないものです。水郷にふさわしい木としてポプラを市の木としました。



市の鳥

よしきり

毎年5月頃、北浦・外浪逆浦の草原に飛来します。雄はにぎやかに鳴き、雌はひなをかえし、秋になると東南アジア方面へ去って行きます。水郷地帯にはなじみが深い鳥です。俳句や歌に多く歌われているこの鳥を市の鳥としました。

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけと役割	4
第3節 計画の構成と目標年次	6

第2章 計画の背景と課題

第1節 潮来市の特性	7
第2節 時代潮流と求められる取り組み	11
第3節 広域的な位置づけ	13
第4節 まちづくりへの市民意識	14
第5節 主要課題の整理	18

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本的な考え方

第1節 まちづくりについての基本的な考え方（基本理念）	23
第2節 本市の「目指す姿」（将来像）	25

第2章 まちづくりのフレーム

第1節 将来人口	26
第2節 土地利用構想	28

第3章 施策大綱

1. 保健・医療・福祉政策	33
2. 生活環境政策	35
3. 土地利用・基盤整備政策	37
4. 産業振興政策	39
5. 教育・文化政策	41
6. 行財政政策	44
7. 市民協働政策	46

第3部 基本計画

序章 基本計画について

第1節 基本計画の目的と計画期間	51
第2節 基本計画（政策・施策ごとの取り組み）のみかた	52
第3節 重点プロジェクト	55

第1章 保健・医療・福祉政策

施策1-1 健康づくりの推進	60
施策1-2 高齢者福祉の充実	63
施策1-3 障がい者福祉の充実	67
施策1-4 子育て支援の充実	70
施策1-5 医療体制の充実	73
施策1-6 地域福祉の推進	75
施策1-7 社会保障制度の適正な運用	78

第2章 生活環境政策

施策2-1 自然環境の保護	82
施策2-2 循環型社会の形成	85
施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成	88
施策2-4 防災・消防体制の充実	91
施策2-5 防犯・交通安全の推進	94
施策2-6 消費者支援体制の充実	97

第3章 土地利用・基盤整備政策

施策3-1 調和のある土地利用の推進	100
施策3-2 市街地の活性化	103
施策3-3 道路交通網・交通環境の整備	106
施策3-4 上下水道の整備	109
施策3-5 住環境の整備	112
施策3-6 情報通信基盤の強化	114

第4章 産業振興政策

施策4-1 農林水産業の振興	118
施策4-2 商工業の振興	122
施策4-3 観光の活性化	125
施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進	130

第5章 教育・文化政策

施策5-1	学校教育の充実	134
施策5-2	青少年の健全育成	138
施策5-3	生涯学習の推進	140
施策5-4	スポーツ・レクリエーションの推進	143
施策5-5	地域文化の振興	146
施策5-6	国際交流・地域間交流の促進	149

第6章 行財政政策

施策6-1	まちづくり情報共有の推進	154
施策6-2	行財政運営の効率化・高度化	156
施策6-3	利用しやすい行政サービスの提供	161
施策6-4	広域行政の推進	163

第7章 市民協働政策

施策7-1	市民協働によるまちづくりの推進	166
施策7-2	地域コミュニティの醸成	169
施策7-3	男女共同参画の促進	171
施策7-4	人権尊重社会の実現	173

第8章 計画の推策

1.	総合計画の進行管理と評価	176
----	--------------	-----

資料編

資料1	策定体制	179
資料2	策定経過	180
資料3	市民参加	182
資料4	振興計画審議会	186
資料5	諮問及び答申	187
資料6	規則及び要綱	189

第1部

総論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の背景と課題





第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

総合計画は、私たちのまち潮来市（以降「本市」とします。）の長期的なまちづくりの方向を示す最も基本となるものです。

また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市の将来像の実現に向け、市民の皆さんとともに取り組んでいく指針ともなるものです。

私たちを取り巻く社会環境は、経済の長期低迷、少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、高度情報化社会の到来など、様々な分野で大きく変化しています。また、地方分権の進展により、これまでのような画一的なまちづくりではなく、地域の特色を活かしたまちづくりが求められるようになっていきます。さらに、市民の社会参加意識の高まりに伴い、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことが一層必要とされる時代となっています。

こうした時代の変化に対応しつつ、これまで地域で育ててきた本市の地域資源を活かし、市民と行政が一体となって、より魅力あるまちづくりを進めていくため「潮来市第6次総合計画」（以降「本計画」とします。）を策定します。



庁舎

第2節 計画の位置づけと役割

地方自治法第2条で市町村に策定が義務付けられている基本構想を含む本計画は、市政の最上位計画として位置づけられます。

また、本計画で掲げる内容は、次の6つの役割と性格を担う計画とします。

1 まちづくりの最上位としての計画

本計画は、第5次総合計画を発展的に継承・包含するとともに、各種個別計画の指針となるものです。まちづくりの最上位に位置づけられる計画であるとともに、国や県に対して本市の基本的な考え方を発信する役割を持った計画です。

2 潮来市らしさ（独自性）を活かす計画

本計画は、水郷としての知名度をはじめ、成田空港からのアクセス、東京、千葉方面からの玄関口といった立地特性、東関東自動車道から広がる田園のパノラマの眺望など、本市ならではの地域特性を活かし、内外に誇れるまちづくりを進める計画です。

3 地域戦略・地域間協力を図る計画

本計画は、少子高齢化の進行による生産年齢世代の減少など、人口構造的課題からくる財政規模の縮小、それと相反する形で顕在化してくる行政ニーズの多様化・増大などの課題に対して、地域間競争を生き抜くための戦略的な役割を担う一方、市民の生活・行動範囲が拡大し、近隣との関係が深まっていることを受けて、可能な限り、広域、近隣自治体との協力や共生を図るための計画です。

4 安心・安全なまちづくりを推進する計画

本計画は、市民の生命及び財産を守り、健やかに安心して暮らしていける環境づくりを重視し、市民が「潮来市に住んでよかった」、「これからも暮らしていきたい」と感じることのできる安心で安全なまちの実現に向けた計画です。

5 市民・民間活動との連携・協働につなげる計画

本計画は、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、その参画方法や活動方法、役割分担のあり方など、市民と行政の協働を促す計画です。

6 計画的・効率的な行財政運営の指針としての計画

本計画は、本市のまちづくりを長期的な展望に立った計画的・効率的な行財政運営の指針を示す計画でもあります。

計画策定後は、行政評価[※]の視点から事業の検証が可能な計画づくりを進めます。

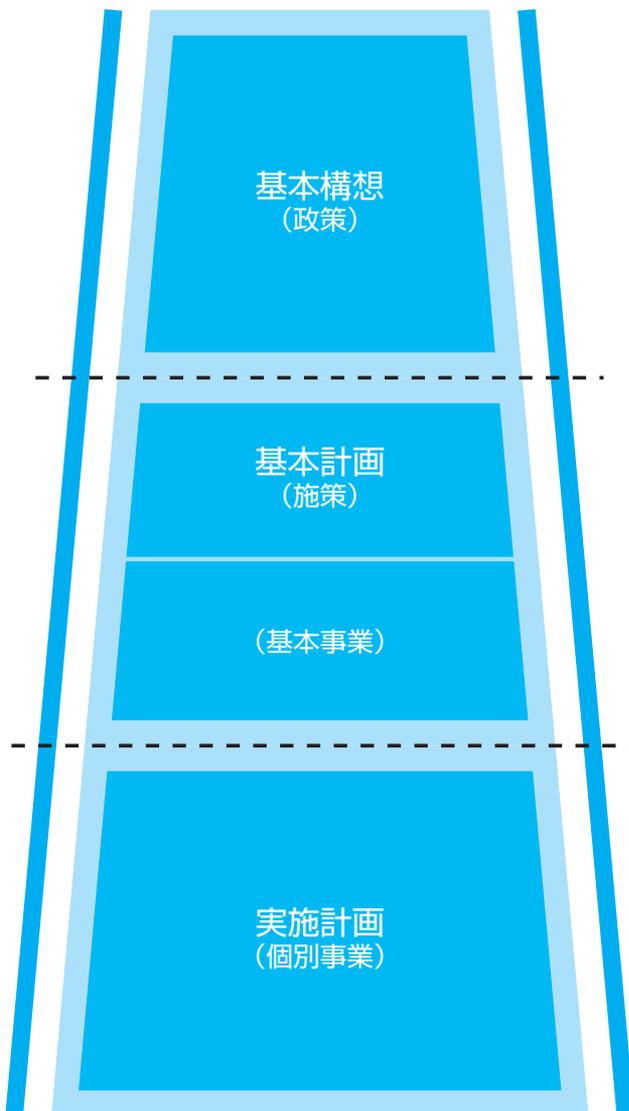
※行政評価：

行政が市民に提供している様々なサービスについて、具体的な数値目標を立てて取り組み、成果を客観的に評価して、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させることで、行政サービスの継続的な向上を図るしくみ。

第3節 計画の構成と目標年次

本計画は次のような構成，期間で構成されています。

1 計画の構成



◆基本構想

○まちづくりの柱 (=政策) を定めます。

基本構想では、まちの「目指す姿」を明らかにしたうえで、その実現に向けた大綱となる「基本目標」と「施策体系」を示します。

基本構想の期間は、平成21（2009）年度を初年度に平成30（2018）年度までの10年間とします。

◆基本計画

○施策を実現する事業を取りまとめます。

基本構想で定めた政策大綱に基づく「施策」と、その具体的な「基本事業」を示します。

なお、平成25（2013）年度にそれまでの社会動向等を勘案した見直しを行い、後期基本計画（平成26～30年度）を策定します。

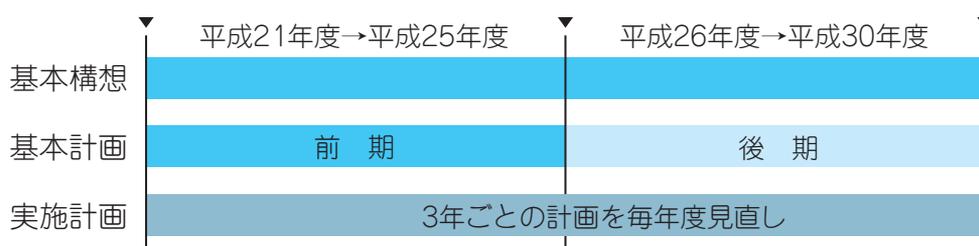
◆実施計画

○目標達成の具体的な手段として取り組みます。

基本計画に基づき「実施計画」を別途策定します。

実施計画は3年ごとの計画を毎年度見直し、財政状況等を勘案しつつ目標達成に向けて着実に取り組みます。

2 計画の期間



第2章 計画の背景と課題

ITAKO CITY

第1節 潮来市の特性

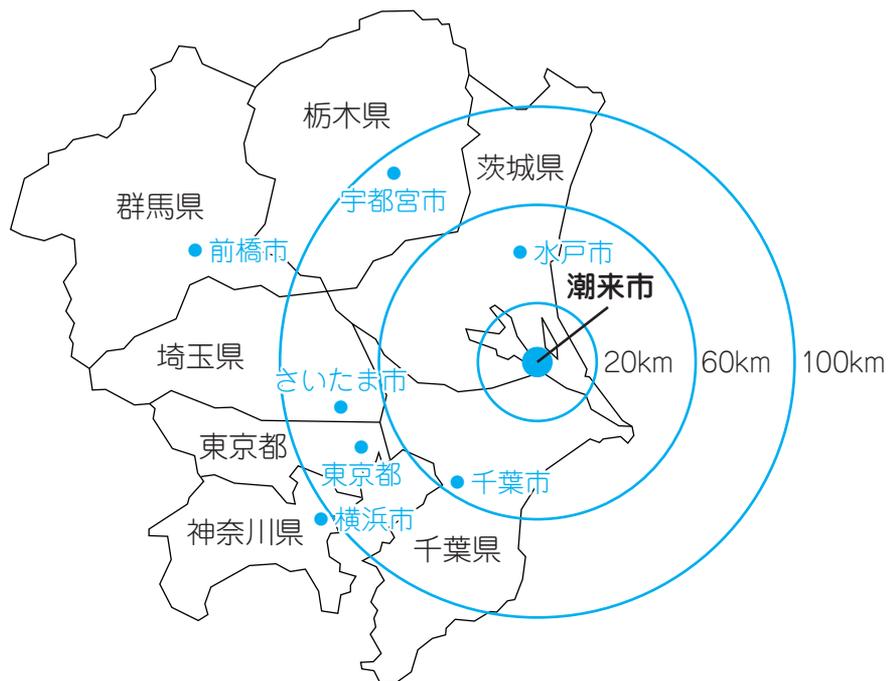
1 位置・地勢

本市は、茨城県の東南部、千葉県との県境に位置し、北は行方市、南は神栖市、東は鹿嶋市、西は千葉県香取市に面しています。

総面積6,835ha、東西が約12km、南北が約13kmの形状で、海拔約30～40mの行方台地が南北に連なり、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鱈川などに面し、水辺に囲まれた水郷地帯となっています。

気候は、四季を通じて穏やかで、夏涼しく冬穏やかな海洋性の気候です。本市は、水戸市及び千葉市から約50km、東京からは約80kmの距離にあります。幹線道路として東西方向に国道51号が通じ、南北方向に県道大賀延方線及び中央台地を縦貫する県道矢幡潮来線がいずれも国道51号に連結しています。また、行方台地を縦貫し、県央地域を結ぶ主要地方道水戸神栖線（一部水郷有料道路）が国道51号に直結しており、鹿島臨海工業地帯への重要な幹線道路となっています。さらに、昭和62年11月に東関東自動車道潮来インターチェンジ（IC）が開通し、千葉県及び東京都との連絡性が強まりました。今後は、東関東自動車道の延伸及び茨城空港の開港により、北関東との結びつきもさらに強まるものとみられます。

図表 本市の位置・地勢



2 沿革

明治4年の廃藩置県によって現在の茨城県内に15の県ができ、水戸藩から新治県の所管となりました。明治8年には、茨城県、新治県と千葉県の一部が統合されて茨城県ができ、同11年には行方郡となりました。

さらに、明治22年の市町村制施行により、潮来町、津知村、延方村、大生原村、香澄村、八代村が成立しました。

その後、農地改革、戦後の経済復興を経て、昭和28年の町村合併促進法に基づき、昭和30年に潮来町、津知村、延方村、大生原村の1町3村が合併して潮来町が誕生し、香澄村、八代村の両村が合併して牛堀町となりました。

そして、平成13年4月1日、潮来町と牛堀町が合併し市制を施行し、「潮来市」が誕生しました。

図表 本市の沿革



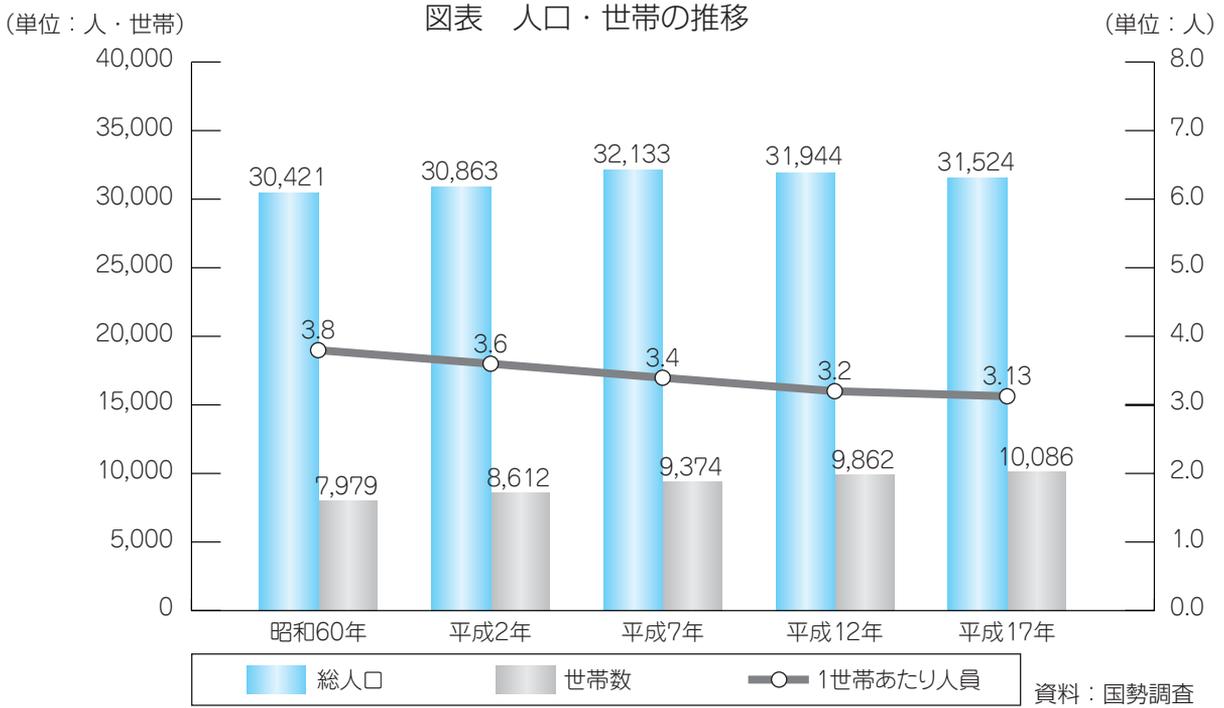
3 人口・世帯の動向

人口の減少，少子高齢化が進んでいます。

本市の人口は，平成7年以降減少傾向が続いており，平成17(2005)年の総人口は31,524人となっています。

年齢3区分別人口構成比をみると，年少人口（0～14歳），生産年齢人口（15～64歳）は減少，高齢者人口（65歳以上）は増加しており，少子高齢化が進んでいます。また，本市の高齢化率は，平成17年に20.4%となっています。

一方，世帯数は増加しており，平成17年に10,000世帯を上回り，10,086世帯，一世帯当たり人員は3.13人です。世帯数自体は変化していないものの，一世帯当たり人員は，ここ10年間（平成7年～平成17年）で3.4人から減少となっており，小家族化が進んでいることがわかります。



図表 人口の推移（3区分）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	30,421	30,863	32,133	31,944	31,524
年少人口	7,103	6,149	5,823	5,195	4,496
生産年齢人口	20,245	20,759	21,731	21,232	20,594
老年人口	3,073	3,955	4,579	5,517	6,434

資料：国勢調査

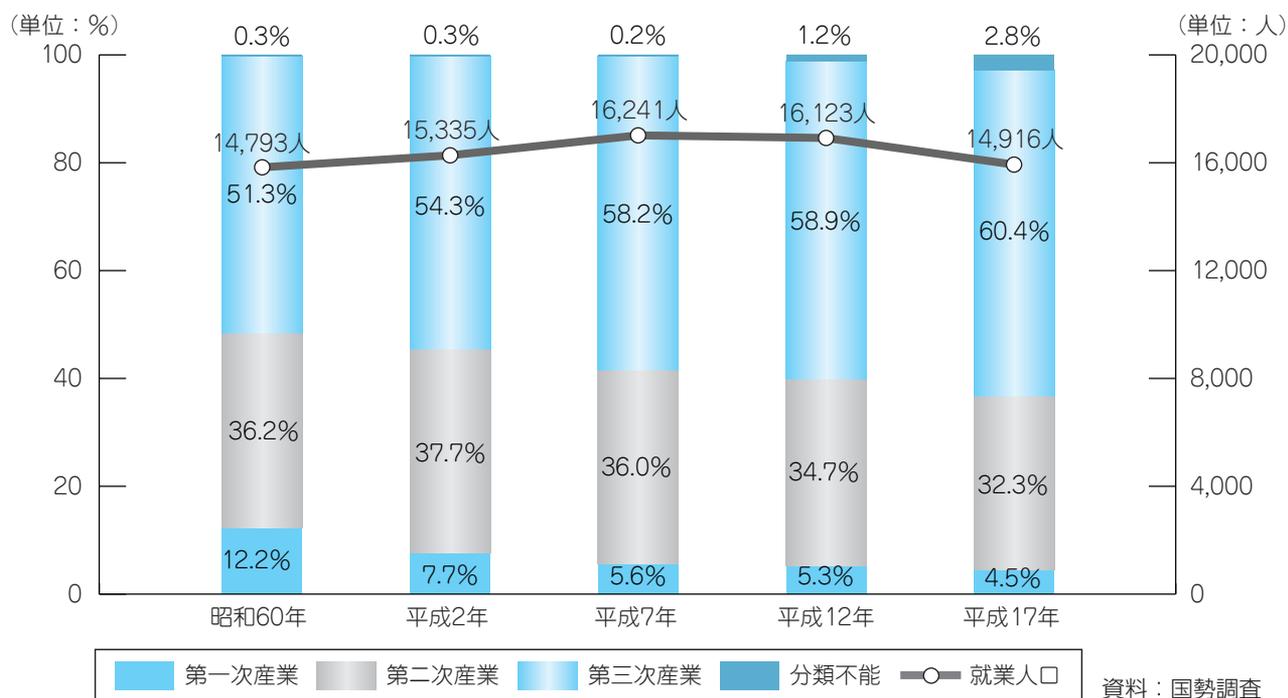
4 産業の動向

就業人口は減少に転じ、産業は第3次産業が多くなっています。

本市の就業人口は、昭和60年から平成7年までは緩やかに増加してきましたが、平成12年から減少に転じています。

また、平成17年における国勢調査による産業従事者別人口により本市の産業構造をみると、第1次産業が4.5%、第2次産業が32.3%、第3次産業が60.4%となっています。第1次産業、第2次産業の就業者は、減少傾向にあり、第3次産業の割合が増加しています。

図表 産業構造・就業人口の推移



図表 産業別就業人口の推移

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	14,793	15,335	16,241	16,123	14,916
第1次産業	1,805	1,183	910	851	665
第2次産業	5,361	5,779	5,854	5,588	4,825
第3次産業	7,590	8,329	9,450	9,492	9,014
分類不能	37	44	27	192	412

資料：国勢調査

第2節 時代潮流と求められる取り組み

1 時代潮流と求められる取り組み

21世紀を迎え、社会・経済情勢は大きな変革の時期を迎えています。本市においては、こうした時代の流れを的確にとらえ、まちづくりの明確なビジョンを持ち、時代の変化に速やかに対応していくために、次のような点に着目する必要があります。

(1) 少子高齢化社会に応じた地域政策

わが国は、世界でも類をみないほど少子高齢化が急速に進み、その結果、わが国の人口は平成17年にはじめて減少に転じ、いよいよ人口減少時代に突入したといえます。

さらに、家族のあり方も多様化し、核家族や高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するなど世帯構成も変化してきており、こうした人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいくことが必要となっています。

(2) 環境との共生を前提とした地域の発展

『21世紀は環境の世紀』と呼ばれるように、地球温暖化防止や資源循環型社会といった環境共生型社会[※]の実現は、国全体に課された重要課題となっており、大企業から個人に至るまで、積極的な取り組みが求められています。

また、自然環境を保全・継承することは地球環境保全につながると同時に、地域発展の根幹であるという認識のもと、あらゆる分野において“環境との共生”を前提とした取り組みを展開していくことが必要です。

(3) 地域産業の活性化

経済全体が高度成長期から低成長・安定期を経て変革期に入った今日、それぞれの産業も大きな変革の中で活路を見出すよう、様々な努力をしています。

一方で、食料の安全性や事業活動全般にわたる環境負荷の軽減といった観点が競争力として重視されること、地域性を前面にだした商品やサービスが注目されるなど、地域産業にとっての新たな方向性も見え始めています。

(4) 安心・安全に対する関心の高まり

世界各地で大規模な自然災害が多発している中で、国内でも岩手・宮城内陸地震等、大規模な自然災害が発生し、安全確保への意識が高まっています。

また、犯罪の増加や低年齢化、学校への不法侵入、食品の安全性の問題、さらには人の健康を脅かす感染症の発生等を背景に、安心・安全な地域づくりがこれまで以上に求められています。

[※]環境共生型社会：健全な生態系を維持・回復しながら、持続発展が可能な社会経済活動を行う自然環境と調和した社会。

(5) 生活様式・価値観の多様化

高度経済成長期を経て得た物質的な充足感や生活水準の向上、情報化社会による情報量の増大などを背景に、物質的な豊かさの追求だけでなく、自然に対する価値の再評価や家族関係のあり方、地域社会の見直し、男女平等意識の高まりなど、これまでの価値観や生活様式が多様化してきています。

一方で、地域あるいは個人、企業間での競争による「格差」が顕著化する時代となっています。

(6) 情報化社会の進展

ICT※（情報通信技術）の発達により、地球的な規模で時間や距離の制約を受けずに情報のやりとりが可能になり、今までにない新しい関係や活動を生み出す等あらゆる社会経済活動に大きな変化をもたらされています。

しかし、一方では、情報リテラシー※の違いによる情報格差、ネットワーク上のプライバシー侵害やコンピューター犯罪等の新たな問題を生じさせています。

(7) 地方分権の進展

平成12年の地方分権一括法を契機として、“地域のことは地域が決める”という、本格的な地方自治の時代に入りました。

これからは、国や県が定めた事業を行うだけでなく、自らの責任と判断で施策を実行していく能力、すなわち、自主・自立的な行政運営を行える政策立案能力・行政執行能力が強く求められ、多様な人材の発掘・育成や組織体制の再編整備等、人材・組織両面にわたる行政能力の向上が必要となっています。

(8) 市民と行政の協働によるまちづくり

心の豊かさを重視する価値観の高まりとともに、自己表現の場としてもボランティア活動への関心が高まっています。平成10年の特定非営利活動促進法の成立により、NPO（民間非営利組織）※の社会的役割が法的にも認められ、各地でNPOがまちづくりの一翼を担うようになってきています。

今後は、まちづくりの過程や実践について、NPOや市民の参画を促進し、これまで行政が担ってきた分野での活動推進とともに、行政と市民をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業との協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

※ICT：

ICTとは、Information And Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT（Information Technology）が同義で使われているが、「Communication」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

※情報リテラシー：

情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能などをいう。

※NPO（民間非営利組織）：

Non Profit Organizationの略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たす団体として期待されている。

第3節 広域的な位置づけ

1 関連計画

(1) 新茨城県総合計画「元氣いばらき戦略プラン」

(計画期間：平成18年度～平成22年度)

今後の県の将来像として「活力あるいばらき」「住みよいいばらき」「人が輝くいばらき」の3つの目標を掲げ、取り組みを進めています。

さらに地域計画として、本市の位置する鹿行地域の施策の方向性を、「国際競争力のある工業地帯の形成と快適で質の高い居住環境の整備」、「首都圏の多様なニーズに応える食料供給基地の形成」、「自然環境とスポーツを活かした観光レクリエーション地域の形成」としています。

(2) 第四次鹿行地方広域市町村圏計画（後期計画）

(計画期間：平成20年度～平成23年度)

広域市町村圏計画は、潮来市、鹿嶋市、神栖市、行方市、鉾田市の5市で構成された鹿行地域の計画であり、平成20年度を初年度とし、平成23年度を目標とした4年間を計画期間としています。

この計画では「優、裕、遊、友の融合した圏域づくり」という理念に基づき、「人が輝くフレッシュ鹿行」を将来像とした広域的観点からの行政推進を図っています。

2 鹿行地域及び周辺地域の主要プロジェクト

(1) 東関東自動車道の延伸

千葉県市川市を起点に潮来インターチェンジ（IC）まで供用されている東関東自動車道の延伸ルートとして潮来～水戸間の整備が計画され、全通時には、常磐自動車道のバイパス路線としても期待されています。

本市では、都市計画決定[※]を受けたことから、早期整備の実現に向けて、関係機関との協議を進め、延伸の早期実現を目指しています。

(2) 茨城空港の開港

茨城空港の開港にあわせて、空港へのアクセス道路の整備や連絡バスの確保などが進められているほか、航空貨物輸送や臨空型の特性を活かした企業誘致を図るために、県による空港テクノパーク[※]の整備が計画されています。

また、こうした整備によって、開港後は、新たな交流の可能性や地場産業への経済効果が期待されています。

[※]都市計画決定：
都市計画を一定の手続きにより決定すること。

[※]空港テクノパーク：
茨城空港東側隣接地において、市民の新たな就業の場としての雇用拡大を図るとともに優良企業の誘致による活発な経済活動の契機となるよう整備する、臨空型の産業団地。

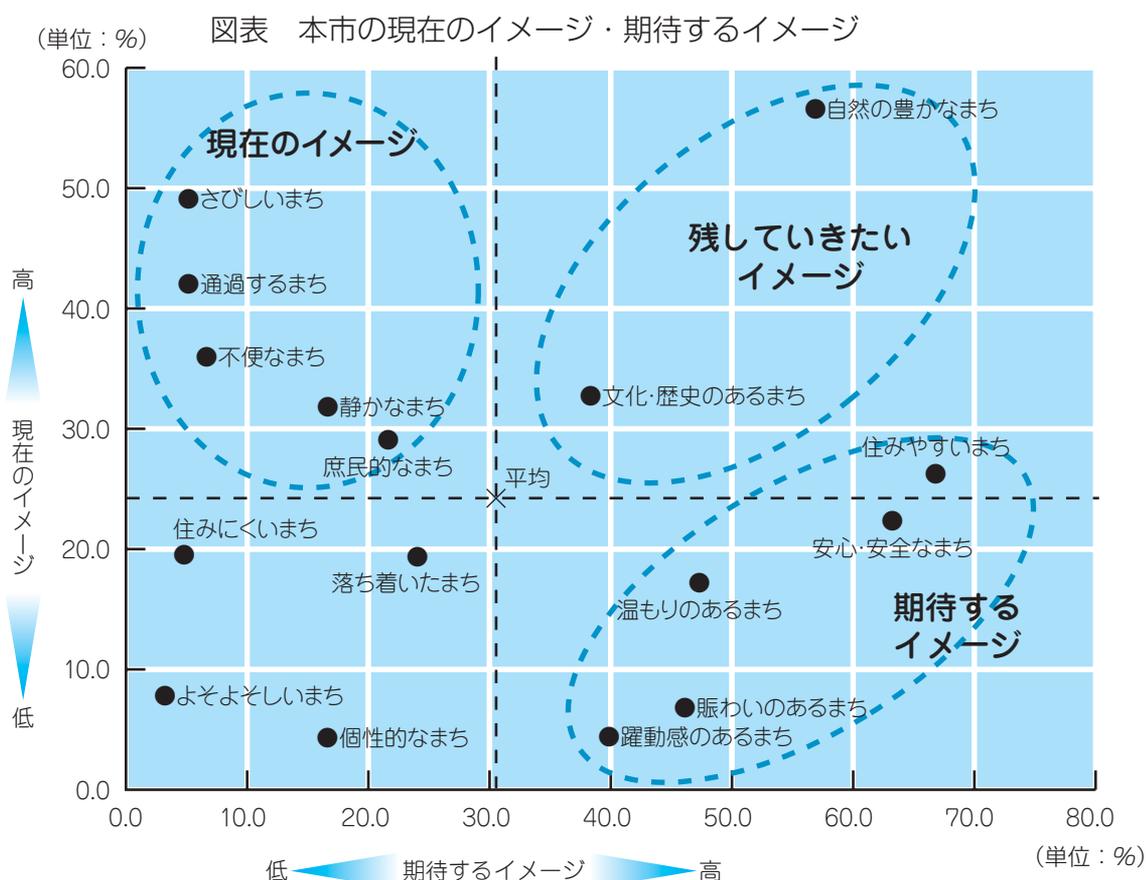
第4節 まちづくりへの市民意識

本計画策定にあたっては、「市民意識調査」を実施し、本市での暮らしやまちづくりについての意向、将来像などについて意見をうかがいました。

調査結果では、本市のイメージや分野ごとの市民意識として、以下のような意向がみられます。

1 本市のイメージ

市にある「自然」「文化・歴史」のイメージを残しながら、「住みやすい」「安心・安全」「温もり」「賑わい」「躍動感」のあるまちへのイメージを変えていくことが望まれています。



「自然の豊かなまち」「文化・歴史のあるまち」は、これからも残していきたいまちのイメージとして高い割合を占めています。特に「自然の豊かなまち」は、全体で最も高い割合を占め、今後のまちづくりの中心となるイメージといえます。

一方で、「住みやすい」「安心・安全」「温もり」「賑わい」「躍動感」といったイメージは、新しいまちづくりに対して期待するイメージとして高い割合を占めています。

2 分野ごとの市民意識

(1) 保健・医療・福祉

- ・ 少子高齢化などの社会的な背景から、保健・医療・福祉の施策・事業は、今後も重点的な取り組みが求められます。
- ・ 地域医療については、救急医療など医療体制の充実が求められています。

(2) 生活環境

- ・ 生活環境の向上は、利便性や安心・安全、環境への配慮など、幅広く関わる取り組みが求められます。
- ・ 本市の環境保全・環境美化に向けては、市民意識（モラル）の向上やリサイクル等の環境へ配慮した施策の推進、上下水道や道路整備など、施策や分野を横断した総合的な取り組みが必要です。

(3) 土地利用・基盤整備

- ・ 地域の暮らしや災害への備え、自然環境に配慮しながら、適正な土地利用・基盤整備が求められます。
- ・ 交通機関の確保や、身近な生活道路の整備に対する重要性が上位に挙がっています。

(4) 産業振興

- ・ 企業誘致や地場企業の活性化、雇用の創出が特に望まれています。
- ・ 商業の活性化による地域の魅力づくり、観光振興による地域の賑わいの創出といった暮らしの魅力や地域の賑わいを望まれています。

(5) 教育・文化

- ・ 福祉や地域づくり、産業振興といった他の政策分野との関わりも考えながら、総合的に取り組むことが求められます。

(6) 行財政

- ・ 広報などの情報提供に対する満足度は高くなっています。
- ・ 市民の要望や意見を反映した適正な行財政運営が求められています。

(7) まちづくり・市民協働

- ・ 市民との協働意識を醸成し、まちづくりやコミュニティ[※]の育成を進めていくことが重要です。

※コミュニティ：

一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを指す。

3 まちづくり委員会の提言

「潮来市まちづくり委員会」は、本計画策定にあたって、市民と市職員から公募による60名で構成され、これまで行政主導で進めてきたまちづくりを、市民、地域、企業、団体等、本市で暮らし、活動するみんなの力でまちづくりを進めるための組織として、設置されました。

委員会では、「教育文化」「市民協働・福祉」「自然環境」「産業」の4つの分科会に別れ、市民の視点からまちの課題を抽出・整理し、分野別の検討を重ね、提言としてまとめました。各分野のまちの将来像と主な考え方は、次のとおりです。



市内タウンウォッチングの様子

第1分科会：教育文化分野

将来像 未来のあなたが輝くまち 智の郷・いたこ

○教育

- ・家庭、学校、地域が交流を深め、行政など関係機関と密接な連携をとりながら、地域の自然・歴史・文化を活かした教育を推進する。
- ・みんなが違って良いなど、個性尊重の教育を推進する。
- ・グローバルな感性を培う、国際化を視野に入れた教育を推進する。
- ・パソコンの計画的な配置や情報教育環境を整備するとともに、各学校や図書館と情報の共有化を推進する。

○生涯学習（文化・スポーツ）

- ・地域の特性である豊かな水資源などの自然環境、歴史・文化を活かした、郷土愛を培う学習を推進する。
- ・地域のスペシャリストの発掘と活用を推進する。
- ・「いきがい・健康・体力」をつくるため、生涯スポーツを推進する。

第2分科会：市民協働・福祉分野

将来像 いきいきと すんでうれしい 水郷いたこ

○市民協働

- ・まちづくりにおける市民の参加意識の醸成を図り、ボランティアグループ、NPO、行政や市民などの連携による“協働”のまちづくりを推進する。

○コミュニティ・交流

- ・地域のコミュニティの再生と、活性化を図り交流人口を増やす。

○福祉

- ・子どもを生み育てやすく、一人ひとりがいきいき生活できる福祉を推進する。

○保健・医療

- ・健やかに安心して暮らせるまちづくりを推進する。

○男女共同参画

- ・誰もがその個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進する。

第3分科会：自然環境分野

将来像 人と資源がやさしくかかわる いたこ

○水・緑（自然環境）

- ・豊かな自然環境を大切にしたまちづくりを推進する。

○廃棄物・リサイクル

- ・地球環境に配慮した循環型社会のまちづくりを推進する。

第4分科会：産業分野

将来像 はな みず き 花・水・喜 ～水と花と人とのハーモニー～

○農業

- ・魅力ある農業の振興と農地の有効活用を推進する。

○商業

- ・賑わいを生む商業の振興を推進する。

○観光・交流人口

- ・交流人口[※]拡大の基盤づくりを推進し、地域の賑わいを創出する。

○土地利用・景観・企業誘致等

- ・やすらぎと活気が同居するまちづくりを推進する。



分科会ワークショップの様子

※交流人口：

通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として市外から入ってくる人のこと。本市では特に、行事・イベントや観光における主要施設における来街を訴求し、交流人口として拡大を進めることをいう。

第5節 主要課題の整理

1 本市における主要課題

(1) 少子高齢化への対応

平成17年の国勢調査によると、本市の高齢化率は20.4%となっており、年少人口も年々減少し続けています。少子高齢化がもたらす社会的影響として労働力不足による地域産業の停滞や社会保障費の増大、家族形態の変化や子どもの教育環境など様々な分野での影響が考えられ、こうした課題に対応したまちづくりを進める必要があります。

(2) 交流人口の増加、賑わいの創出

産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進む中、本市においては、企業誘致を進めるなど、産業の振興に取り組んでいます。産業の維持・発展のためには、企業誘致のほか、地域特性を活かした魅力ある産業振興が必要となっています。

また、活気にあふれ、賑わいのあるまちづくりを推進していくために、市内外の交流人口を増加させることも重要な課題となります。

(3) 豊かな水辺をはじめとする自然環境の保全

水郷としての水辺や緑といった豊かな自然環境は、本市が誇る地域資源のひとつです。

一方で、本市の自然環境は、水質の悪化や不法投棄などの問題にも直面しており、総合的に環境保全に取り組む必要があります。

また、本市の美しい自然環境を守るために、市民自ら環境にやさしい活動を推進していくことも重要な課題となっています。

(4) 安心・安全な地域づくり

本市では、近年、大きな災害による被害がほとんどなく、人口あたりの犯罪件数が少ない反面、市民の防災・防犯に対する意識の低下が懸念されています。そのため、市民の生命と財産を地域全体で守るための体制強化が必要です。

また、市民の多くは現在の医療体制に不安を感じており、安心できる医療体制の充実が求められています。

さらに、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が安心して暮らし続けていくために、それぞれの特性に応じた支援を地域全体で進めていく必要があります。

(5) 「地域力」の強化

本市は、昔ながらのコミュニティを基盤としたお祭りやイベントなどが、現在も盛んに行われているなど、比較的コミュニティ意識が強い地域といえます。

しかしながら、生活様式や価値観が多様化する中で、一部では、コミュニティ意識の希薄化も進んでいるため、これからは、様々な地域の問題を地域住民の力で解決しようとする「地域力」を強化し、地域住民の創意工夫による主体的な取り組みが求められます。

(6) 行財政運営の健全化

本市の財政状況は、市税や地方交付税[※]の伸びが期待できない中で、厳しい財政運営を強いられていることから、財政の健全化は喫緊の課題となっています。

また、市民に対し、市政の積極的な情報公開や幅広い広聴活動、地域活動への参加促進などにより、市民と行政がまちづくりの課題を共有し、協働による本市らしいまちづくりの手法を確立していくことがこれからの課題です。

※地方交付税：

地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこに住んでいる人にも、標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保証する制度。

第2部

基本構想

- 第1章 まちづくりの基本的な考え方
- 第2章 まちづくりのフレーム
- 第3章 施策大綱



第1章 まちづくりの基本的な考え方

ITAKO CITY

まちづくりの原点は、そこに住む人にとって、住みよい地域をつくり・持続することにあります。

第5次総合計画では、「美しい水郷 人が輝く交流舞台 あったかあいまちいたこ」を将来像に掲げ、本市の水郷としての個性を活かした交流のまちづくりを進めてきました。

こうした意思を未来に引き継ぎ、魅力あるまちづくりを推進するために、本計画期間のまちづくりの基本的な考え方（基本理念）を表します。

第1節 まちづくりについての基本的な考え方（基本理念）

1 10年後も暮らしていきたいまちの姿

市民意識調査では、これからのまちのイメージとして、本市にある「自然」「文化・歴史」のイメージを残しながら、「住みやすい」「安心・安全」「温もり」「賑わい」「躍動感」のあるまちへのイメージを変えていくことが望まれています。

こうした本計画期間後（10年後）も暮らしていきたいまちの姿を本市におけるまちづくりの基本的な考え方とします。

○「自然」「文化・歴史」を未来につなぐ

本市には、豊かな自然や歴史という、貴重な地域資源があります。これまでの市の産業や暮らしは、こうした豊かな自然の恵みや歴史の中で生まれ、育まれてきたものです。

こうした先人から引き継がれた歴史・文化・自然と自分たちの暮らしを認識し、その価値を、今に活かし、新たな魅力とともに未来に引き継いでいきます。

○「安心・安全」なまちへ

市民の誰もがいきいきと暮らせるよう、心身が健康で社会福祉や生活上の不安や防災・防犯での安全性などの生活環境上の不安が解消されて、安心して健やかに暮らせる場が形成されています。

○「温もり」のあるまちへ

少子高齢化や担い手不足などによって引き起こされる様々な地域課題に対して、市民が互いに支え合って暮らす地域づくりが進みます。

また、本市に來訪する人や新たに本市に暮らす人を温かく迎え入れるホスピタリティ（おもてなしの心）が市民に浸透してきています。

○「賑わい」「躍動感」のあるまちへ

まちの魅力に誘われ、外から人々が集まり、交流が盛んに行われています。

また、同時に市民同士の交流も活発に行われています。この内外2つの交流が活性化することで、まちが賑わい、産業が活発化し、文化が育まれ、人々が成長していきます。それによって、さらにまちの魅力が向上し、交流がまちの魅力増大に結びつく、成長を続ける空間が形成されています。

○「住みやすい」まちへ

「自然」「文化・歴史」を未来につなぎ、安全な環境基盤のもとに「安心・安全」が形成され、市民同士のつながりや支え合いによって「温もり」「賑わい」「躍動感」が生まれます。

こうした暮らしの中にある市民同士のつながり、あるいは人と自然、社会とのつながりが、新しい価値を持って再生され、本市ならではの「住みやすい」まちがつくられています。

2 まちづくりの手法として

○市民とともにつくるまちづくり

これからの「まちづくり」においては、効率的な行財政運営のしくみを整えるとともに、市民相互や市民と行政との新しい関係づくり、情報共有など市民と行政がパートナーシップを築き、相互理解のもとに協働のまちづくりを進めます。

第2節 本市の「目指す姿」(将来像)

1 計画期間に目指す本市の将来像

本市のこれからのまちづくりが、市民の期待するまちのイメージに近づくよう、まちづくりの基本的な考え方に表す6つのキーワードをもとに、「目指す姿」(将来像)を「豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷」とし、市民と行政、企業や関係団体等がともに元気で安心な未来を拓く取り組みを進めます。

めざす姿(将来像)

**豊かな自然 あふれる元気
みんなでつくる水の郷**

○「豊かな自然」とは

本市の地域資源である豊かな自然環境を守り、歴史、文化とともに未来へ受け継いでいきたいまちの誇りを表します。

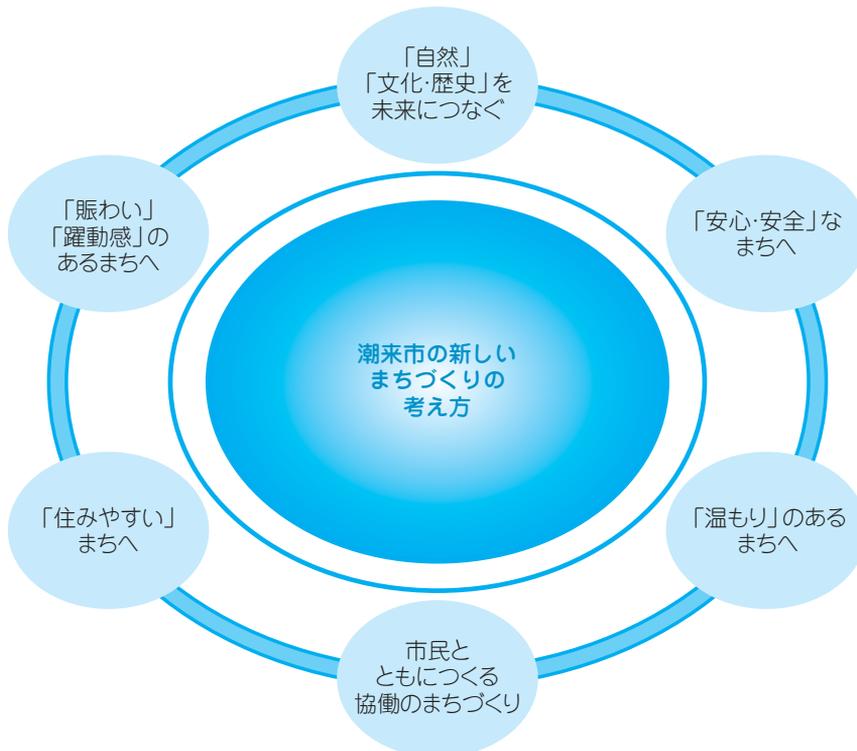
○「あふれる元気」とは

市民が元気に満ちあふれ、「にぎわい」「躍動感」「安心・安全」「温もり」といった、まちの新たなイメージを実現する原動力となることを表します。

○「みんなでつくる水の郷」とは

市民協働によるまちづくりを、本市の未来をつくる推進力とし、新たなまちづくりを進めることを表します。

《まちづくりの基本的な考え方6つのキーワード》



第2章 まちづくりのフレーム

ITAKO CITY

第1節 将来人口

1 将来人口の推計

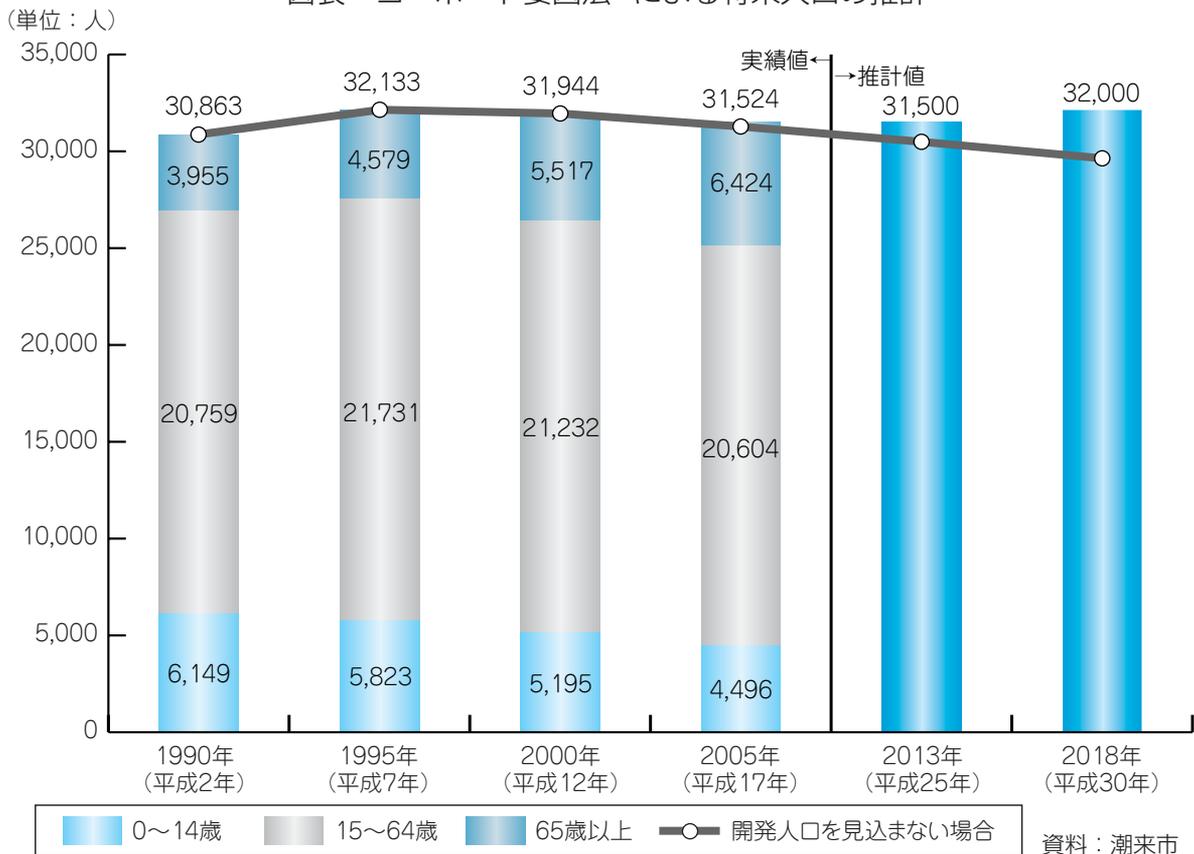
国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。同様に、本市においても現状の推移では、人口減少が見込まれます。

そのため、今後の企業誘致や雇用の促進、日の出地区への定住促進による開発人口の増加や医療・福祉環境の向上、生活基盤の着実な整備により、人口の増加を目指します。

こうしたことから、本計画の最終年度である2018年の将来人口を32,000人と想定します。

将来人口 約32,000人 (2018年)

図表 コーホート要因法※による将来人口の推計



※コーホート要因法：

コーホートとは、同年または同期間に出生した集団のこと（本推計では年齢5歳階級別）をいう。

コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、社会移動）をもとに人口の変化を捉える方法。

2 交流人口※の拡大

本市は、年間約200万人を超える観光客を迎える観光都市として発展してきましたが、近年はモータリゼーションの発達と交通基盤の整備により、観光形態も宿泊滞在型から、立ち寄り型に変化してきているため、年々宿泊客の減少が進み、県内有数の集客力を誇るホテル・旅館業は低迷し、交流人口拡大のための施策が課題となっています。

そのため、今後は、首都圏からの来訪者に加え、東関東自動車道の延伸や茨城空港の開港による新たな方面から来訪者を求めていく必要があります。

こうした来訪者が、市内の行事、名所、旧跡を訪れ、本市の暮らしぶりや魅力に触れられる機会となるよう、様々な分野が連携するとともに、市内の回遊性を高め、滞在時間の延長につながる取り組みを進めることで、交流人口の拡大を目指します。

さらに、こうした交流機会が、本市への定住促進につながるよう努めます。

図表 観光入込み客数・市内主要施設・行事来場者の推移

(単位：人)

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
観光入込み客数	2,376,000	2,237,200	2,534,600	2,155,800	2,131,634
駅の道いたこ	512,626	557,621	574,086	587,086	560,319
あやめ祭り	577,000	585,000	614,300	602,000	619,000
宿泊客数	831,700	313,200	557,600	344,900	255,800

資料：茨城県・道の駅いたこ

◎観光入込み客数及び宿泊客数、あやめ祭りについては、茨城県。道の駅いたこの来場者数については、レジカウンター利用者数。



権現山公園桜まつり



潮来祇園祭礼



前川十二橋めぐり



道の駅いたこ



水郷県民の森でのコンサート

※交流人口：

通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として市外から入ってくる人のこと。
本市では特に、行事・イベントや観光における主要施設における来街を訴求し、交流人口として拡大を進めることをいう。

第2節 土地利用構想

1 土地利用の考え方（基本方針）

土地利用は、自然環境の保全と地域発展との均衡を図る生活環境の最も基礎となるものです。

こうした中で、本市における土地利用では、特に次の点に視点を置き、自然環境との調和に配慮し、地域の特性に応じた土地利用によって、市民が安心して暮らせる環境を目指すものとします。

(1) 自然環境や景観を大切にしながら、環境との共生に視点をおいた土地利用

○本市には、古くから水郷と呼ばれる水辺環境や先人が幾年にもわたり大切に育んだ田園が広がっています。こうした地域資源や景観の保全に努めるとともに、それらを有効に活用できるよう自然との共生に配慮した土地活用を進めます。

(2) 地域活力や交流を生み出すことに視点をおいた土地利用

○市街地では、定住促進に向けた快適な住環境を形成するとともに、商業・工業・流通業務地などの適切な配置を図り、市民の誰もが安心・安全に暮らせるような効率的な土地利用を進めます。

○交流人口の拡大に向け、地域資源を活用した観光や地域間交流が活発に図られる土地利用を進めます。

○就労環境の充実に向け、高速道路インターチェンジ周辺や幹線道路沿線など、交通ネットワークを最大限に利用できるよう適切に産業拠点を配置します。

(3) 市内の拠点や地域資源をつなぐ、総合的な土地利用

○交流促進及び社会基盤整備の効率化につながるよう、適正な都市機能の配置や道路整備・交通体系にあわせた総合的な土地利用を検討します。そのため、将来的な定住人口、交流人口に主眼を置いた、効率的な整備に努めます。

2 各ゾーンの整備方針

各拠点地区及び市街地、農地等の田園地帯、丘陵緑地の整備については、国土利用計画※・都市計画法※などの法令に準じた適正な整備が必要です。
それぞれの地域方針は、次のとおりです。

※国土利用計画：

国土利用計画法に示される国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土利用を確保することを目的として策定する、空間及び土地の利用に関する最も基本的な計画で、全国計画、都道府県計画及び市町村計画の三段階から構成される。

※都市計画法：

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の増進に寄与することを目的として制定された法律。都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となるもの。

(1) 親水ゾーン

水郷潮来としての親水性を活かした整備を進めます。

そのために、景観に配慮した施策の推進、治水対策を進め、前川周辺地区における遊歩道の整備や本市のシンボルである「前川あやめ園」の再整備、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鯉川など、親水交流エリアを形成します。

(2) 市街地ゾーン

各市街地においては、定住促進、快適な住環境の形成に努めます。

そのために、生活道路、上水道・下水道、公園などの市民にとって暮らしやすい生活基盤整備を進め、定住人口の誘導を図ります。

また、それぞれの市街地にある施設や地域資源を活かした市街地を形成します。

(3) 田園ゾーン

田園としての景観保全に努めるとともに、優良農地の確保に努め、農地での生産基盤の充実を図ります。

また、農業後継者の育成など、産業振興政策との連動や交通体系にあわせた幹線道路の整備など、必要に応じた高度利用を進めます。

(4) 丘陵緑地ゾーン

自然環境との調和を図り、緑化の保全に努めます。

また、市街地及び各拠点をつなぐ、幹線道路など、必要な整備にあたっては、自然環境への負荷を考慮しながら土地利用を進めます。

3 地区拠点及び主要な地区における整備の方向性

市内の地区拠点及び主要な地区の整備にあたっては、計画的な整備推進を図り、市全体の調和と活性化を図ります。

(1) 地区拠点（市街地ゾーン）

○潮来・辻地区

中心市街地で空洞化が顕在化してきているため、商業振興に向けた基盤整備や駐車場の確保、空き店舗の再活用などにより市街地活性化に向けた取り組みを目指します。

特に、本市の顔ともいえる潮来駅周辺や前川あやめ園は、観光の側面からも新たな魅力を付加するための整備を進めます。

○牛堀地区

水辺に隣接する水郷北斎公園や霞ヶ浦を眺望できる権現山公園など、多様な地域資源と市立図書館などの都市的機能との融合を図り、優良な住宅地の形成を目指します。

○延方地区

JR延方駅や国道51号、国道51号バイパスなどの交通利便性を活かし、他地域との交流を中心に活性化を図るとともに、水辺や緑地といった自然環境があふれた居住環境づくりを目指します。

○日の出地区

本市定住促進のリーディング（先導）拠点として、道路・公園などの社会基盤を再整備し、優良住宅地としての再生を目指します。

(2) 産業振興地区（市街地・田園ゾーン）

○潮来インター・道の駅いたこ周辺地区

潮来インター周辺地区については、流通業等の拠点としての企業誘致を関係機関と連携して進めます。

また、道の駅いたこ周辺地区は、産業系用途指定に基づき、企業の誘致に向けて取り組みます。

○稲井川周辺地区

稲井川周辺地区は、国道51号、水郷有料道路に隣接する地理的条件を備えている都市的未利用地であるため、地区計画[※]を導入し、周辺環境との調和を図りつつ、高度な土地利用を進めます。

(3) 親水交流エリア（親水ゾーン）

本市の魅力である水辺環境を最大限に活かすために、回遊性のあるエリア整備を進めるとともに、水上スポーツ・レクリエーションの振興を図り、交流機会を創出します。

(4) 健康・緑・歴史の交流エリア（丘陵緑地ゾーン）

緑化保全に努めるとともに、水郷県民の森や大生古墳群、大膳池周辺の遊歩道など、地域資源を有効に活用し、自然や歴史とのふれあいや市民の交流を通じて、心身ともに健康で潤いのある暮らしにつなげます。

4 地区やエリアのつながりの形成（賑わい導線）

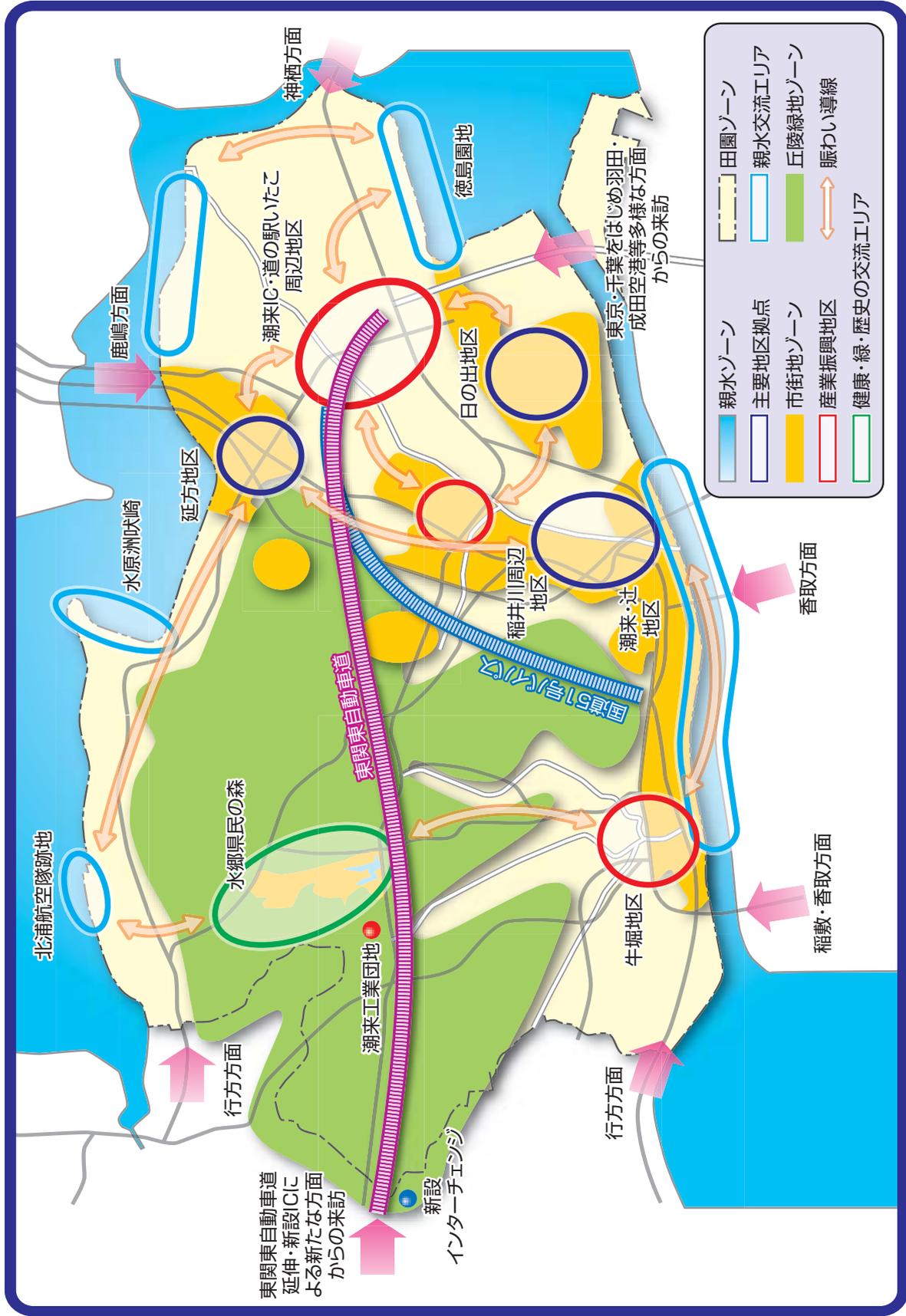
今後の各地区、ゾーン間のつながりを強化し、社会基盤の整備または、親水交流エリアなど、地域資源によって地区やエリア間を回遊することによる賑わいが、市内に広がる「軸」として整備を進めます。

また、本市全体の整備の進展にあわせて、生活道路をはじめ市内の主要道路などの道路整備を計画的に進め、円滑な交通体系の形成に努めます。

※地区計画：

用途地域制では決められない、より詳細な土地利用、建築の形態などを決める計画。

土地利用構想



第3章 施策大綱

本市の将来像「豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷」の実現に向けて、まちづくりの柱となる政策は、次のとおりです。

《 政策体系 》

1 保健・医療・福祉政策

基本目標 いつまでも生きがいと安心の持てるまちを目指します

- 1-1 健康づくりの推進
- 1-2 高齢者福祉の充実
- 1-3 障がい者福祉の充実
- 1-4 子育て支援の充実
- 1-5 医療体制の充実
- 1-6 地域福祉の推進
- 1-7 社会保障制度の適正な運用

2 生活環境政策

基本目標 人と自然にやさしい、安心感のあるまちを目指します

- 2-1 自然環境の保護
- 2-2 循環型社会の形成
- 2-3 暮らしやすい生活空間の形成
- 2-4 防災・消防体制の充実
- 2-5 防犯・交通安全の推進
- 2-6 消費者支援体制の充実

3 土地利用・基盤整備政策

基本目標 自然環境と調和した暮らしやすいまちを目指します

- 3-1 調和のある土地利用の推進
- 3-2 市街地の活性化
- 3-3 道路交通網・交通環境の整備
- 3-4 上下水道の整備
- 3-5 住環境の整備
- 3-6 情報通信基盤の強化

4 産業振興政策

基本目標 交流と活気、賑わいを生む産業のあるまちを目指します

- 4-1 農林水産業の振興
- 4-2 商工業の振興
- 4-3 観光の活性化
- 4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

5 教育・文化政策

基本目標 次代へ引き継ぐ人材・文化を育むまちを目指します

- 5-1 学校教育の充実
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-3 生涯学習の推進
- 5-4 スポーツ・レクリエーションの推進
- 5-5 地域文化の振興
- 5-6 国際交流・地域間交流の促進

6 行財政政策

基本目標 柔軟な地域経営で安定感のあるまちを目指します

- 6-1 まちづくり情報共有の推進
- 6-2 行財政運営の効率化・高度化
- 6-3 利用しやすい行政サービスの提供
- 6-4 広域行政の推進

7 市民協働政策

基本目標 市民との協働による元気のあふれるまちを目指します

- 7-1 市民協働によるまちづくりの推進
- 7-2 地域コミュニティ活動の醸成
- 7-3 男女共同参画の促進
- 7-4 人権尊重社会の実現

豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷



1. 保健・医療・福祉政策

いつまでも生きがいと安心の持てるまちを目指します

大 綱

市民の誰もが元気で「生きがい」を感じられるよう、それぞれの世代に応じた心身の健康増進事業に取り組みます。

また、高齢者や障がいのある人が必要な支援を受けながらも、自立生活や社会参加のできることを、若い世帯が安心して子育てができること、安心して医療が受けられることなど、保健・医療・福祉の充実に努めるとともに、各種社会保障制度の適正な運用を図り、ともに支え合うまちづくりを進めます。

「いつまでも生きがいと安心の持てる」 まちづくりへの施策

- 施策1-1 健康づくりの推進
- 施策1-2 高齢者福祉の充実
- 施策1-3 障がい者福祉の充実
- 施策1-4 子育て支援の充実
- 施策1-5 医療体制の充実
- 施策1-6 地域福祉の推進
- 施策1-7 社会保障制度の適正な運用

施策1-1 健康づくりの推進

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する正しい知識の習得と健康づくりに関する意識の啓発を推進します。

また、生涯を通じて心身ともに充実した暮らしを営むことができる健康づくりを推進します。

施策1-2 高齢者福祉の充実

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らせるよう、自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場、これまで培ってきた知識や技術、経験を活かせる場の創出を図ります。

また、介護や支援の必要な高齢者のニーズを適正に把握し、ニーズに応じた提供体制を確保することによって、サービスの質の向上、支援の充実を図ります。

施策1-3 障がい者福祉の充実

障がいのある人が、地域で生活していくために必要な、障がい者福祉サービス基盤や社会参加といった、支援体制の充実を図ります。

また、障がいへの理解を深め、障がいのある人が自立と社会参加のできる市民意識の醸成に努めます。

施策1-4 子育て支援の充実

多様化する子育てニーズに対応した保育の充実や子どもの居場所づくり、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の整備・充実を推進します。

また、ひとり親家庭への支援などのほか、子育てを支える様々な自主活動に対する支援の充実や市民同士がお互いに支え合うしくみづくりとその活性化を図り、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

施策1-5 医療体制の充実

市民が安心して適切な医療が受けられるよう、休日診療体制及び夜間救急診療体制の充実を図るとともに、地元医師会、広域的な医療機関との連携強化に努めます。

施策1-6 地域福祉の推進

市民や関係機関と連携しながら、地域福祉ネットワークの構築を図るとともに、ボランティアなど人材の確保・育成を推進します。

また、様々な人々が交流できる機会の充実や福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解を促進します。

施策1-7 社会保障制度の適正な運用

介護保険や国民健康保険の財政基盤の安定化、新たに始まった長寿医療制度[※]（後期高齢者医療制度）、国民年金制度の周知を図り、社会保障制度の円滑な運営や制度の普及啓発を進めます。

特に国民健康保険では、予防を重視し、被保険者の健康増進を促すことで医療費の適正化、保険料の収納率向上を目指し、国民健康保険の安定化を図ります。

※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）：

平成20年度から新設された75歳以上の高齢者が全員が加入する公的医療保険制度。

2. 生活環境政策

人と自然にやさしい、安心感のあるまちを目指します

大 綱

環境への負荷を抑え、本市の貴重な地域資源である水辺をはじめとした自然環境の保全に努めるとともに、市民一人ひとりが自らの暮らすまちの魅力を活かす環境への意識を高め、自然にやさしいまちづくりに取り組みます。

豊かな自然と都市的機能が融合する生活空間は、人々が憧れる暮らしのひとつです。この実現に向けて本市では、道路・交通・情報・住宅・生活排水処理など、都市機能と居住性を高める生活基盤の強化を着実に進めるとともに、災害や事故から市民の大切な生命と財産を守る地域安全対策、景観の保全やごみの減量化、リサイクル化をはじめとする環境保全対策を進め、人と自然にやさしい、安全性を兼ね備えた住環境の実現を目指します。

「人と自然にやさしい、安心感のある」 まちづくりへの施策

- 施策2-1 自然環境の保護
- 施策2-2 循環型社会の形成
- 施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成
- 施策2-4 防災・消防体制の充実
- 施策2-5 防犯・交通安全の推進
- 施策2-6 消費者支援体制の充実

施策2-1 自然環境の保護

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、観光地としての美しい街並みやごみのないきれいな環境の保持、緑豊かな潤いのある市街地の形成、さらには、ふるさとへの誇りを育む環境教育、市民が積極的に関わっていくべき課題としての環境保全など、まちづくりの様々な分野において環境保全、景観形成に関する取り組みを進めます。

施策2-2 循環型社会の形成

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済システムがもたらした深刻な環境問題を解決するために、環境への負荷の少ないライフスタイル、安心・安全な生活が営める持続可能な循環型社会の形成を目指します。

そのため、ごみの減量化、再資源化に向けた取り組みの推進など、環境への負荷を抑制する処理体制の構築を図ります。また、廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、公害の防止に向けた取り組みなどを推進します。

施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成

本市の有する自然景観を損なわないよう、保全対策を進めるとともに、身近な地域の環境美化活動を推進するなど、市民が心地よく暮らせる生活環境づくりを進めます。

施策2-4 防災・消防体制の充実

地震や風水害など、いざというときに迅速な対応がとれるよう危機管理体制の強化と防災意識の向上に向けた取り組みの充実を図るとともに、必要な情報が的確に提供される情報収集・伝達体制の充実など防災対策を推進します。

また、関係機関や自主防災組織と連携し、防災・防火に対する活動を推進し、地域全体で市民の安全を守る共助の体制づくりを進めます。

施策2-5 防犯・交通安全の推進

市民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向けて、防犯灯の設置や道路反射鏡、ガードレール等の整備を進めるなど、犯罪や交通事故の起こりにくい環境づくりに努めます。

また、市民一人ひとりが犯罪や事故の発生機会をなくす視点に立ち、防犯・交通安全への活動がより一層推進されるよう、関係機関と連携して市民意識の醸成を図ります。

施策2-6 消費者支援体制の充実

市民がより豊かで安全な消費生活を営むことができるよう、支援体制の充実を図り、消費生活センターを中心に、消費者被害の予防活動、環境にやさしい消費生活へ向けた啓発活動や相談支援、情報提供に努めます。

3. 土地利用・基盤整備政策

自然環境と調和した暮らしやすいまちを目指します

大 綱

市民生活の基盤となり、流通、交通アクセス、保健・医療・福祉、防災、行政サービス等あらゆる分野における機能の向上と交流の基礎となる、道路網や通信網などのネットワークづくりを進めます。

また、交通環境の充実、高度情報化に向けた情報基盤整備を、国や県をはじめ関係機関に積極的に働きかけながら、都市としての機能充実に取り組み、市民・地域・関係機関・行政が一体となった、暮らしやすいまちづくりを推進します。

こうした取り組みを通じて、自然環境と調和した快適性と利便性、そして安全性を兼ね備えた、土地利用・基盤整備の実現を目指します。

「自然環境と調和した暮らしやすい」 まちづくりへの施策

- 施策3-1 調和のある土地利用の推進
- 施策3-2 市街地の活性化
- 施策3-3 道路交通網・交通環境の整備
- 施策3-4 上下水道の整備
- 施策3-5 住環境の整備
- 施策3-6 情報通信基盤の強化

施策3-1 調和のある土地利用の推進

国土利用計画法，都市計画法などの関係法に基づき，自然との共生に配慮し，市民生活や産業活動を支える都市機能の適正な配置に努め，地域の特性を活かしながら，均衡と調和のとれた計画的な土地利用を推進します。

施策3-2 市街地の活性化

関係機関，団体及び企業などと連携しながら，国道51号沿線及び潮来駅周辺を中心とした商業・業務機能の集積促進と，都市景観に配慮したまちづくりを進め，地域の顔となる市街地の活性化を推進します。

施策3-3 道路交通網・交通環境の整備

水郷有料道路の無料化をはじめ国道51号バイパス，国道355号バイパス，東関東自動車道の延伸の早期実現など広域交通網及び市内幹線道路の整備を計画的に推進します。

また，市民のニーズに合った交通手段の確保に努め，移動の利便性，快適性の向上を図ることとて，人々が行き交い賑わいのある都市の形成を目指します。

施策3-4 上下水道の整備

水質浄化の啓発活動を推進するとともに，水道の安定供給や下水道の計画的な整備を図り，地域格差のない市民生活環境の実現を目指します。

施策3-5 住環境の整備

公園や生活道路など都市基盤の計画的な整備を推進するとともに，市内に点在する歴史的建造物及び自然環境との調和を図り，快適な住環境づくりを推進します。

また，ユニバーサルデザイン^{*}の視点による公共空間の整備を推進し，誰もが安心して暮らしていくことのできる住環境づくりを進めます。

施策3-6 情報通信基盤の強化

高度化，多様化する市民のニーズに対応した質の高い情報の提供を実現するためにも，地域情報化と行政情報化の確立を目指した情報化施策は必要不可欠となっています。

緊急時の円滑な情報伝達など，暮らしの安全と安心を確保するためにも，市民生活に根ざした情報通信基盤の着実な整備の推進に努めます

^{*}ユニバーサルデザイン：

「すべての人のためのデザイン」を意味し，年齢や障がいの有無などにかかわらず，最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインしていこうとする考え方。

4. 産業振興政策

交流と活気，賑わいを生む産業のあるまちを目指します

大 綱

水郷都市という，国内でも有数の豊かな自然，田園の環境保全に努めるとともに，安全で高品質な農産物の生産環境の整備や担い手の育成に取り組み，活力ある農業の振興を図ります。

また，都心へのアクセスといった立地を活かし，企業誘致に向けた基盤整備や雇用の場の確保，起業支援に取り組むとともに，‘水郷’，‘あやめ’をはじめとする本市の歴史や文化といった地域イメージを幅広く市内外へ発信し，通年型の観光地への転換，商工業の振興を図り，地域全体の活性化につなげます。

さらに，新たな形態の資源として，産業振興と観光交流の拠点施設である「道の駅いたこ」を活かし，農業，商業，観光など，産業間での連携，強化に取り組みながら，まちの賑わいや交流人口の拡大に向けた施策を推進します。

「交流と活気，賑わいを生む産業のある」 まちづくりへの施策

- 施策4-1 農林水産業の振興
- 施策4-2 商工業の振興
- 施策4-3 観光の活性化
- 施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

施策4-1 農林水産業の振興

農業の生産性の向上及び安定した経営基盤の確立に向け、生産基盤の整備や経営規模の拡大、担い手育成及び新規就業者の確保、農業生産法人に対する支援などを進めます。あわせて、首都圏に向けた供給地として、積極的にPRを進めるとともに、地産地消の推進、インターネットの利用などにより販路の拡大に努めます。

また、農林水産業の振興にあたっては、農村環境の保全をはじめ、自然環境に配慮した取り組みも求められることから、振興とともに、環境にやさしい取り組みを推進します。

さらに、本市の水辺や緑地、遊休農地等を交流資源として有効活用した、新たな農林水産業の振興策を検討します。

施策4-2 商工業の振興

市の賑わいには、その核となる各種サービスを提供する場（中心市街地）がしっかりと機能していることが必要です。そのため、東関東自動車道の交通アクセス、交通の利便性の向上などを活かし、優良企業の誘致と中心市街地、国道51号沿線における良好な商業軸の形成を促進します。

また、地元企業・商店については、商工会と連携を強化しながら、経営基盤の強化や設備投資、新しい事業展開に向けた取り組みに対する支援を図り、市内外からの集客力の高い商業の形成の促進と活性化を進めます。

施策4-3 観光の活性化

水辺の自然環境やあやめ、名所、旧跡、水郷県民の森といった、地域の魅力ある資源を活かす整備を図り、通年型観光を推進するとともに、他産業との連携を強化し、市内を回遊できる水と緑による滞在型観光を促進します。

また、水郷三都（鹿嶋市、潮来市、千葉県香取市）等、隣接する観光地と広域的な交流を図るとともに、市全体でのホスピタリティ（おもてなしの心）のある観光地、国際性豊かな観光地づくりに努めます。

施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

潮来インター周辺地区及び道の駅いたご周辺地区への進出企業の支援とともに、既存企業へも優遇措置等を拡大するなど、市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出をります。

また、各種の産業及び企業間を越えた連携強化やNPOなどによる経済活動の促進によって、新たな地域産業や雇用の創出を目指します。

5. 教育・文化政策

次代へ引き継ぐ人材・文化を育むまちを目指します

大 綱

学校教育に求められているものは、児童生徒に基礎的な内容を確実に身につけさせ、よりよく問題を解決する資質、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を育むことにあります。

そのために、本市の学校教育においては、幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育の充実や、一人ひとりを活かす創意と活力に満ちた特色ある学校づくりを推進し、教育目標の具現化を図ります。

また、生涯学習では多様な市民のニーズに対応した学習機会を設けることにより、技能や知識を高めようとする意欲ある人材を育成する生涯学習のしくみを構築していきます。そのほか健康や生きがいづくりとして、多くの市民が生涯を通じてスポーツを楽しめるような取り組みを進めます。

「次代へ引き継ぐ人材・文化を育む」 まちづくりへの施策

- 施策5-1 学校教育の充実
- 施策5-2 青少年の健全育成
- 施策5-3 生涯学習の推進
- 施策5-4 スポーツ・レクリエーションの推進
- 施策5-5 地域文化の振興
- 施策5-6 国際交流・地域間交流の促進

施策5-1 学校教育の充実

確かな学力と豊かな人間性を身につけ、柔軟な創造性を備えた人づくりを行うため、家庭や地域社会と綿密に連携し、体験活動等を通じて、思いやりの心や規範意識など、人間性や社会性を育むための「心の教育」を推進し、目標に向かって意欲的に活動する児童生徒の育成を目指します。そして、郷土を愛し、社会の一員として生きる心や、情報化社会、国際社会に貢献できる資質や能力等の育成を目指します。

また、施設の整備、地域全体での見守り体制の充実、地元産物を利用した豊かな学校給食の供給など、子どもたちが安全かつ健全な教育環境で学ぶことができる環境づくりを推進します。

施策5-2 青少年の健全育成

“子どもは家庭の宝”にとどまらず、子ども達を“地域の宝”と考え、家庭・学校・地域のつながりのある青少年の健全育成活動を展開します。

そのため、子ども達の“居場所”の充実を図るほか、地域の方々の支援や協力を得ながら、PTA研修会等、様々な機会を通して、家庭教育の支援・充実や青少年の健全育成を図っていきます。

施策5-3 生涯学習の推進

市民のニーズを踏まえた各種の講座・学級・教室等の事業を提供するため、公民館、図書館の体制を整備するとともに、既存施設の有効活用、学校施設の開放により、生涯学習環境の充実を図ります。そして、リーダーや組織・団体の育成などに努め、市民が主体的に活動する生涯学習の構築を促進します。

また、情報化社会に対応したネットワーク化の構築と情報の提供を進めます。

さらに、公共施設の利用については、近隣自治体との広域連携について検討します。

施策5-4 スポーツ・レクリエーションの推進

市民が世代に応じた健康づくりや生涯スポーツに取り組めるよう、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図るとともに、スポーツ教室の開催、ニュースポーツ[※]の振興などによって、生涯スポーツの普及を目指します。

また、市民が楽しく活動でき、地域や世代を越えた交流に結びつくよう、スポーツやレクリエーション活動を通じた交流機会の創出に努めます。

施策5-5 地域文化の振興

市民が主体となる地域文化の創造を促進するため、各種団体による自主的な芸術文化活動への支援や、優れた芸術文化及び本市の文化財に接する機会の提供を図ります。

また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用しつつ後世に伝えていくため、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史文化遺産の保護に努めます。

※ニュースポーツ：

技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力に関係なく、誰でも、どこでも、いつでも気軽に生涯を通して楽しめるスポーツの総称。

施策5-6 国際交流・地域間交流の促進

国際交流事業の活性化により、国際性豊かな人づくりを促進するとともに、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、支え合う、多文化共生社会[※]の実現を目指します。

また、地域の特性を活かした交流空間の形成を図り、市民活動を中心とした地域間交流を推進します。

※多文化共生社会：

文化的に異質な集団に属する人々が、互いの文化的違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく社会のこと。

6. 行財政政策

柔軟な地域経営で安心感のあるまちづくりを目指します

大 綱

安定した地域経営には、足腰の強い財政の裏付けが必要であり、今後も自主財源の長期的・安定的な確保を図るとともに、事務事業の見直し等による歳出抑制策をあわせ、効率的な行政経営を可能にする財政構造への転換を進めていきます。また、行財政改革の観点から、適正な定員管理に努めるとともに、公共施設管理の民間委託や指定管理者制度^{*}の導入を拡大し、多様化・高度化する市民ニーズへの適切な対応にあわせ、政策の具現化に向けた効果的な組織づくりに努めていきます。

地域情報化の推進にあたっては、より一層の情報提供・情報共有を進めるとともに、個人情報保護を徹底するなど情報の厳正な管理を行います。

さらに、職員の様々な専門的能力を向上させるために、職員研修を積極的に実施し、地方分権時代に対応した経営感覚を持った職員を養成するなど人事管理の充実を図っていきます。

そのほか、生活圏の拡大や市民の教育・文化・医療・福祉ニーズを充足する観点から、近隣自治体との広域的な連携を推進します。

「柔軟な地域経営で安心感のある」 まちづくりへの施策

- 施策6-1 まちづくり情報共有の推進
- 施策6-2 行財政運営の効率化・高度化
- 施策6-3 利用しやすい行政サービスの提供
- 施策6-4 広域行政の推進

^{*}指定管理者制度：

平成15年の地方自治法の一部改正によりできた新しい制度。
これまでは「公の施設」の管理は、市が直接行うか、市の出資法人等の団体などに委託することが原則であったが、指定管理者制度の導入により、民間の事業者やNPO法人などを含めた幅広い団体の中から、施設の管理者（指定管理者）を指定することができるようになった。

施策6-1 まちづくり情報共有の推進

多様な手段により行政の有する情報を積極的に公開・発信するとともに、市民の意見を聴く機会の充実を図り、市政の方向性や地域課題を市全体で共有していくことで、市民・地域・行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら主体的に実践する地域づくりを進めます。

また、地域で活動する様々な組織との連携を図り、市民や団体、企業などが積極的にまちづくり活動に参加していく環境づくりを進めます。

施策6-2 行財政運営の効率化・高度化

新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため行財政改革に取り組み、公共サービスを効果的かつ効率的に行う行財政運営の構築を図ります。

施策6-3 利用しやすい行政サービスの提供

個人情報保護に留意しつつ、情報の公開を積極的に進めるほか、行政手続の電子化などICT（情報通信技術）を最大限に活用した電子自治体を推進することにより市民サービスの向上を目指します。

また、職員ひとり一人が目標を持って仕事に取り組み、限られた人員の中で効率的に職務を遂行するとともに、市民がわかりやすく、利用しやすい行政サービスの提供に努めます。

施策6-4 広域行政の推進

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、相互補完による住民の利便性向上、また行政の連携強化を図ることを目的に、ごみ処理問題などの様々な生活課題や公共施設の相互利用など、広域的な対応により合理化できる事務については近隣自治体及び国・県と連携しながら、効率的な行政運営に努めます。

さらに、水郷三都としての取り組みなど、広域での交流や地域資源を活かした魅力ある地域づくりを進めます。

7. 市民協働政策

市民との協働による元気のあるまちを目指します

大 綱

参加と協働が活発なまちを実現するためには、地域で抱えるいろいろな問題を地域で解決できるしくみを整えることも必要となることから、地域コミュニティの整備・充実を図っていきます。あわせて、まちづくりに参加したい市民が自主的なまちづくり活動を展開できるように、その受け皿となるボランティア組織の育成やNPOの設立支援、地域活動の活性化を図ります。

また、地域の歴史や文化とふれあう機会などを通じて、将来を担う豊かな人づくりを地域が一体となって積極的に進めていくとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活躍できる参加の場を創出していきます。

「市民との協働による元気のある」 まちづくりへの施策

施策7-1 市民協働によるまちづくりの推進

施策7-2 地域コミュニティの醸成

施策7-3 男女共同参画の促進

施策7-4 人権尊重社会の実現

施策7-1 市民協働によるまちづくりの推進

市民と行政が、より良いパートナーシップを築き、それぞれが役割を分担しながら、ともに活力ある地域社会の実現を目指します。

そのため、市民の持つ様々な能力や知識を掘り起こし、市民協働によるまちづくりのしくみを構築し、地域におけるNPO・ボランティア活動の活性化、住民自治意識の醸成や協働事業の推進、学習機会の充実や団体・人材の育成などに努めます。

施策7-2 地域コミュニティの醸成

地域の連帯感をさらに醸成し、開かれた地域社会を築くため、コミュニティ施設の整備や各種事業の支援、組織の育成などを進めることにより、市民の地域活動への参加促進を図ります。

施策7-3 男女共同参画の促進

家庭や地域、職場において男女共同参画意識の浸透や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）の実現を図り、市民一人ひとりが、個性と能力を発揮し誰もがいきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、市民・行政・事業者が一体となり、「男女共同参画基本計画[※]」の施策を総合的・計画的に推進します。

施策7-4 人権尊重社会の実現

市民の誰もが人権問題を身近な問題として捉え、いきいきと暮らせる社会を実現するため、市民一人ひとりが人権意識を高め、差別や偏見のない思いやりにあふれたまちを目指し、市民と行政が一体となって様々な機会を通じて人権啓発、人権教育を推進します。

※ ワーク・ライフ・バランス：

一人ひとりが、それぞれの人生の段階（ライフステージ）の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態。
・様々な活動例 → 仕事、家事、子育て、介護、PTA、地域活動、NPO・ボランティア等の社会貢献活動、自己啓発、生涯学習、趣味、友人・知人との交流、健康づくり、休養など

※ 男女共同参画基本計画：

男女がともに社会の対等なパートナーとして、互いに認め合い、ともに責任を担い、いきいきとその能力や個性を発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある社会の実現のために、本市が取り組むべき課題や施策を体系的に整理した計画。

第3部

基本計画

- 序章 基本計画について
- 第1章 保健・医療・福祉政策
- 第2章 生活環境政策
- 第3章 土地利用・基盤整備政策
- 第4章 産業振興政策
- 第5章 教育・文化政策
- 第6章 行財政政策
- 第7章 市民協働政策
- 第8章 計画の推進





序章 基本計画について

第1節 基本計画の目的と計画期間

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けて、施策の大綱を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

また、今後市民とともにまちづくりを進めるために、基本計画では施策ごとに市民の視点で「目指す姿」「成果指標」を明示し、成果に対する的確な管理を行うしくみを導入します。

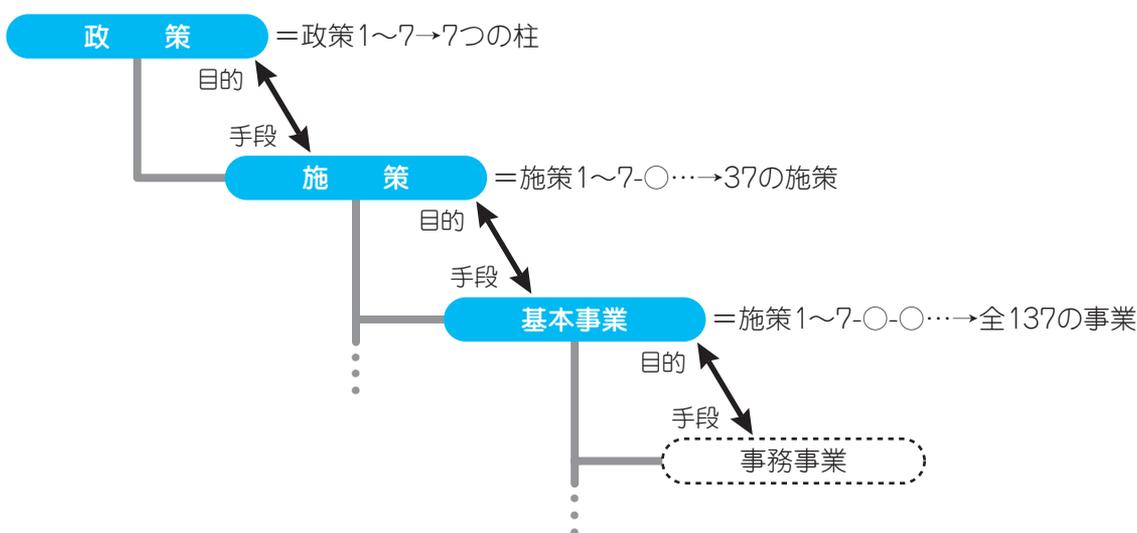
2 計画期間

計画期間は、平成21年度から25年度の5年間とします。

3 目指そう値（指標）について

本計画の体系は、基本構想に掲げる将来像「豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷」を実現していくために、7つの政策を柱として構成されています。

各政策が目指すまちづくりを行っていくため（目的）に、必要となる37の施策（手段）を設けています。



(1) 政策を達成するための指標 → 施策（37の目指すまちの姿）

各政策が目指すまちづくりを行っていくため（目的）に、必要となる37の施策（手段）を設けています。指標は、各施策の達成状況を見るためのものです。

(2) 施策を達成するための指標 → 基本事業

施策が目指すまちの姿（目的）の実現を、より具体的に目指していくために、137事業の基本事業を手段とします。

また基本事業の取り組みは、施策の「目指すまちの姿」を強力に推進するための主要なチェック項目となります。

第3節 重点プロジェクト

基本計画は、平成21～25年度（5年間）における主な施策・事業を基本目標ごとに示しており、財政状況を勘案しながら将来像実現に向けて効率的かつ計画的に取り組んでいきます。そして基本計画を進めるうえで、まちづくりの中心として分野横断的に重点的かつ先導的に展開する施策として、次の3つの重点施策を掲げます。

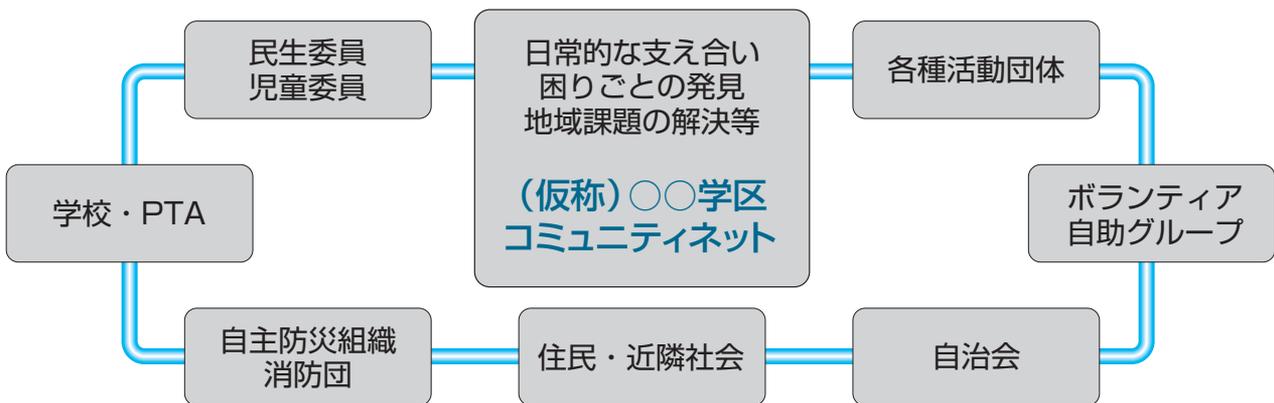
1 みんなできることを何か1つしようプロジェクト (Take Action plus one)

多くの自治体において、地方分権時代に沿った地方自治体の運営を行うため、行政と地域の役割を見直す動きが進んでいます。

本市においても、従来の行政主導型の構造を根本から見直し、「個人がすべきこと」「地域がすべきこと」「行政がすべきこと」など、それぞれの役割や責任を明らかにしながら、「地域との協働のまちづくり」を進めていきます。

「地域コミュニティづくり」を展開するにあたっては、地域の最小単位である町内会や自治会の枠組みは尊重しつつ、地域分権の受け皿として、おおむね小学校区を地域コミュニティの基礎的な単位と捉え、協働のまちづくりを展開していきます。

小学校区単位でのコミュニティの形成



(地域コミュニティでの取り組み)

- 行事等での交流（コミュニティの醸成・顔のみえる関係づくり）
- 地域での支え合い（団体ごとの活動・団体間の連携によるマンパワー）
- 地域課題への取り組み（団体・市民の専門性等を活かした課題解決）

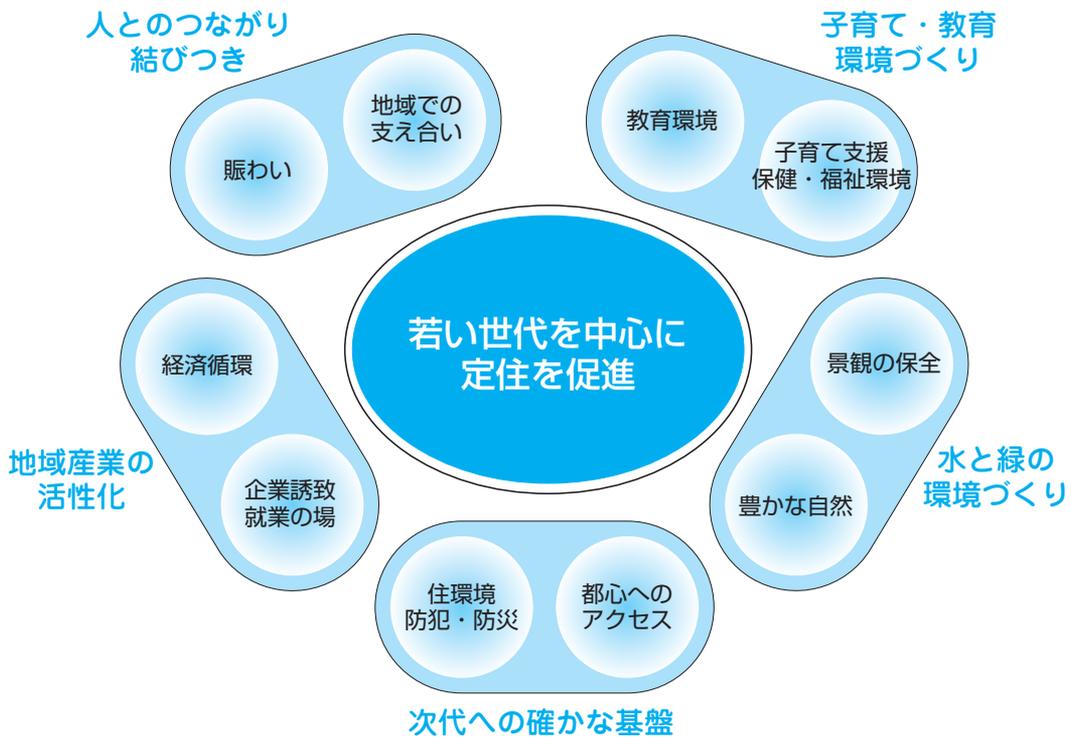
また、市民一人ひとりが、「潮来市のまちづくり」のために、あるいは「暮らしやすい地域づくり」のために“何か1つ”できることに取り組むという意識のもとに、各施策の中に市民協働で取り組む「プラスワンプロジェクト」を設け、市民の参画や自発的な行動を呼びかけます。

2 定住促進プロジェクト

少子高齢化に伴い、多くの自治体で人口の減少が生じており、本市においてもこうした状況は、例外ではありません。

そこで、現在本市に暮らす、あるいは企業進出等でこれから新たに流入してくる若い世代の方を中心に、これからも住み続けてもらうことを目的とした「定住促進プロジェクト」を推進します。

この「定住促進プロジェクト」は、安定的な就業場所の確保や企業誘致の推進という雇用創出だけでなく、福祉などの様々な政策分野にわたり、暮らしやすく、かつ、魅力あるまちづくりを進めることで、定住化を促進することを目的としています。



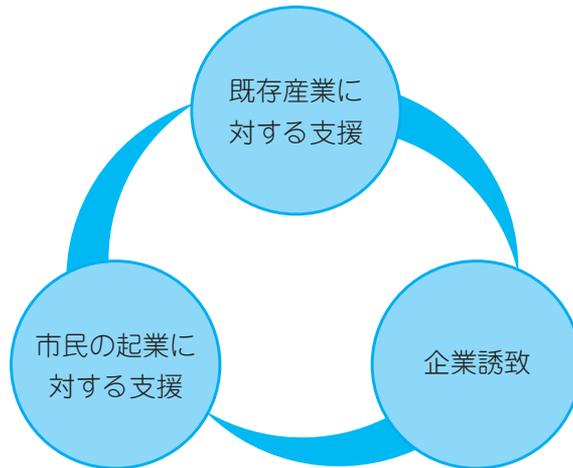
◆定住促進プロジェクトでの重点施策

重点施策	
子育て・教育環境づくり	施策1-4 子育て支援の充実 施策5-1 学校教育の充実
水と緑の環境づくり	施策2-1 自然環境の保護 施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成
次代への確かな基盤	施策2-4 防災・消防体制の充実 施策3-3 道路交通網・交通環境の整備 施策3-5 住環境の整備

重点施策	
地域産業の活性化	施策4-2 商工業の振興 施策4-3 観光の活性化 施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進
人とのつながり結びつき	施策1-6 地域福祉の推進 施策3-2 市街地の活性化 施策7-2 地域コミュニティの醸成

3 企業誘致・地域活性化プロジェクト

現在新たな産業の拠点として計画されている「道の駅いたこ周辺地区」「潮来インター周辺地区」への企業誘致を着実に実行し，新たな雇用創出とともに，新規企業と既存企業との相乗効果を狙い，地域の産業をはじめとする活性化を目指します。



(期待される効果)

- 既存企業と誘致企業との融和による既存産業の活性化
- 市内産業の活性による経済の循環

◆企業誘致・地域活性化プロジェクトでの重点施策

重点施策	
既存産業・企業に対する支援 企業誘致の推進	施策4-2 商工業の振興 施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

第1章 保健・医療・福祉政策

いつまでも生きがいと 安心の持てる まちを目指します



- 施策1-1 健康づくりの推進
- 施策1-2 高齢者福祉の推進
- 施策1-3 障がい者福祉の充実
- 施策1-4 子育て支援の充実
- 施策1-5 医療体制の充実
- 施策1-6 地域福祉の推進
- 施策1-7 社会保障制度の適正な運用

施策1-1 健康づくりの推進

1 施策を取り巻く環境

- 市民の誰もが健康な暮らしを送り、日頃から気軽に健康・体力づくりに取り組めるよう、第5次計画期間では、市民の健康増進を図るため、「健康いたこ21^{*}」を策定するほか、「ウォーキングマップ いたこ」を作成し、市民の健康づくりを推進してきました。
- 現在本市では、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病や寝たきり、認知症といった高齢化に伴う障害も増加しており、自らの健康に対する関心も高くなっています。そのため、市民がより良い生活習慣を早い時期から身につけることが重要です。また、増大する医療費の抑制にあわせ、自分の健康管理のため、健診を受け健康状態を把握する必要があります。
- 少子高齢化に伴い、市民が安心して暮らせるためには、乳幼児期の母と子の心と体を守る健康診査や健康相談体制の充実、成人に対する各種健康診査の未受診者対策、壮年期から健康増進と発病予防など、ライフステージに応じた健康づくりを推進することが、重要となります。

図表 基本健康診査・がん検診等の受診者数

(単位：人)

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
基本健康診査	3,089	2,881	2,749	2,998	3,203
胃がん検診	1,249	1,248	1,209	1,256	1,384
子宮がん検診	1,184	1,275	1,362	1,292	1,484
乳がん検診	マ 439 超 —	マ 713 超 850	マ 454 超 831	マ 658 超 864	マ 628 超 915
大腸がん検診	1,515	1,594	1,489	1,621	1,768
肺がん検診	3,009	2,805	2,643	2,874	3,066
前立腺がん検診	554	531	486	635	662
喀痰検査	71	56	26	34	27
骨粗鬆症検診	330	360	313	428	435

※マ：マンモグラフィ ※超：超音波

資料：健康増進課

2 施策が目指す姿

- 日頃から健康・体力づくりに取り組む市民が増え、健康で元気に暮らしています。
- 保健・医療・福祉などの各分野が連携し、健康で生きがいを持って暮らせる保健体制が整備されています。

※健康いたこ21：

市民一人ひとりの健康を実現するために、健康に関連するすべての関係機関・団体などをはじめとして、市民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進しようとするもの。食生活・栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康、タバコ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの9分野について目標が設定されている。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
1	生活習慣病の男女別死亡割合	19	男性52.0% 女性53.0%	男性50.0% 女性50.0%	健康増進課
2	ウォーキングに取り組むチーム数 (連合会加入)	20	33チーム	36チーム	健康増進課
3	母子保健における幼児健診率	19	85.0%	90.0%	健康増進課
4	生活習慣病予防健診における受診率	19	5.5%	10.0%	健康増進課
5	インフルエンザ予防接種実施者 (高齢者)	19	3,287人	3,600人	健康増進課
6	住民健診など日常の保健・予防に 満足している市民割合	19	50.8%	55.0%	健康増進課

4

基本事業の展開

医師，歯科医師，薬剤師，保健師等による連携した生活習慣の改善に関する栄養指導や保健指導を充実させ，市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち，世代や個人の状態にあわせて健康づくりに取り組めるよう事業を展開します。

事業の展開にあたっては，「健康いたこ21」を見直し，健康維持や病気などの早期発見のため予防健診体制の充実に努め，一次予防に視点をおいた市民の健康づくりを推進します。

(基本事業)

施策1-1-1 保健事業の充実

- 母子，成人，高齢者の健康づくりなど，市民のライフステージに応じた保健事業を関係機関と連携して推進します。
- 市民の健康維持と病気などの早期発見のため，健康増進法に基づく各種健診の受診率向上に努めます。
- 健診結果を通じて健康への関心を高め，気軽に相談できる健康相談や保健指導の充実を図ります。
- 医師，歯科医師，薬剤師，保健師等による保健指導の連携強化に努めます。

施策1-1-2 健康づくりの推進

- 日常生活において手軽にできる運動の普及や正しい食生活の推進，あわせて喫煙による健康影響についての知識の普及を図り，市民の健康づくりに関する知識や関心を高めます。
- スポーツ・レクリエーションなどを通じて，日頃の生活習慣の乱れや運動不足，ストレスなどの改善に取り組む健康づくりを進めます。
- 気軽にできるヘルスウォーキングの普及を促進するとともに，ヘルスウォーキング連合会の充実・強化を図り，運動に親しむ環境整備に努めます。

- 食生活改善推進員連絡協議会[※]の活動を強化し、メタボリックシンドローム[※]に着目した食生活の改善や栄養指導等の充実を図ります。

施策1-1-3 感染症予防の推進

- 感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症予防に関する意識の啓発を図り、予防接種率の向上に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・市民一人ひとりが生活習慣の重要性を認識し、健康管理に努めましょう。
- ・各種健診を積極的に受診しましょう。
- ・地域、事業所内で健康づくりの取り組みを進めましょう。
- ・感染症に関する知識を高め、予防に努めましょう。



住民健診

※食生活改善推進員連絡協議会：

食生活を通じた健康づくりのために、地域へ伝達活動を行い、バランスのよい食事を紹介する場として「かんたんクッキング」や「よい食生活をすすめるためのグループ講習会」等を実施している。

※メタボリックシンドローム：

内臓脂肪が蓄積することによって、血圧や血糖が高くなったり、血中の脂質異常を起こしたりして、食事や運動等の生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中等が起こりやすくなる状態のこと。

施策1-2 高齢者福祉の充実

7 施策を取り巻く環境

(介護保険について)

- 平成18年度から介護保険制度が変わり、介護予防を重視した施策が展開されることになりました。これに伴い、地域包括支援センター※を中心に介護予防事業を展開するほか、高齢者宅を訪問し、介護予備軍実態の把握など、予防重視の取り組みを進めています。
- 在宅で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるために、地域包括支援センターとの連携を強化し地域ケアシステム※の推進を図り、介護保険事業との整合を図りながら、在宅高齢者の最適な医療・保健・福祉サービスの提供体制構築を進めています。
- 高齢者、要介護認定者の増加とともに、個々の状況に対応したケア体制、専門的知識が求められているため、専門知識を有する人材の確保、職員の専門研修参加などを進めていく必要があります。

(高齢者福祉について)

- 高齢者が培った知識や経験を活かせる場であるシルバー人材センターの活動支援、学習意欲を受け止める場として悠々塾の開催、地域のボランティア活動や健康維持のためのスポーツ大会へ参加する高齢者クラブの支援を行い高齢者が参加できる機会づくりに努めてきました。
- 隣近所や町内会、自治会内のコミュニティなど、慣れ親しんだ単位で高齢者が参加しやすい交流の場づくりのために、高齢者クラブ・ふれあいいいききサロン※の支援を進めていますが、参加するきっかけがつかれない方、人との交流が不得手な方への対応も必要となっています。また、公共交通機関の整備が不十分なため、交通弱者への対応も必要となってきています。



クローケー大会

※地域包括支援センター：

高齢者が地域で生活していくために、介護、医療、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関。

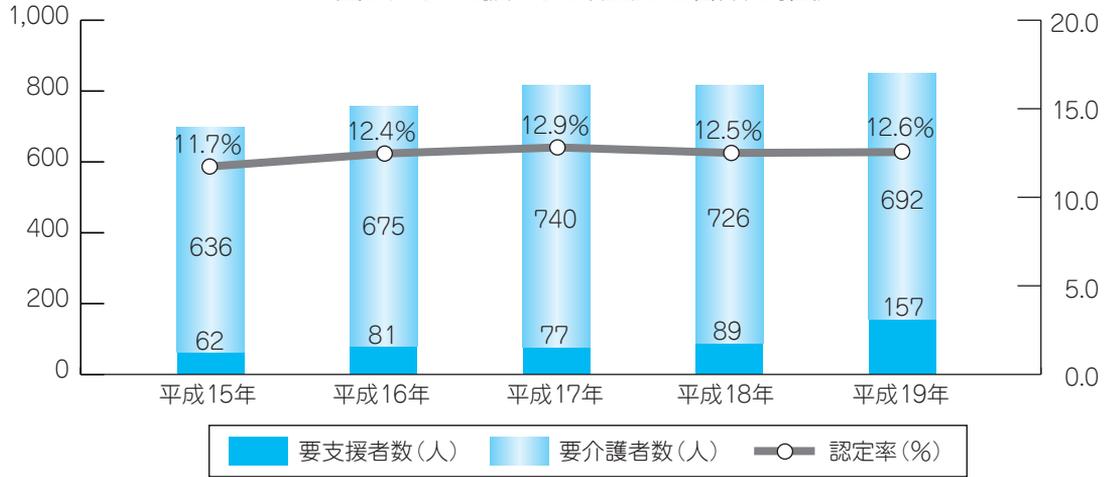
※地域ケアシステム：

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供するしくみ。

※ふれあいいいききサロン：

自治会や小学校区など小地域ごとに、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人が気軽に集まれるように、近隣住民のボランティアで開催しているふれあい交流会。

図表 要支援・要介護認定者数の推移



図表 介護保険の状況

区分	単位	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
高齢者人口	人	5,967	6,115	6,310	6,507	6,729
要支援者数(要支援1・2)	人	62	81	77	89	157
要介護者数(要介護者1~5)	人	636	675	740	726	692
在宅サービス給付費	千円	424,360	510,818	497,272	549,722	575,329
施設サービス給付費	千円	461,356	615,774	587,675	513,572	544,615

※人口及び要支援・要介護者数は各年10月末日現在

資料：介護福祉課

2 施策が目指す姿

- 高齢者が、地域で安心した暮らしができます。
- 介護が必要になっても在宅で暮らせるケア体制が整備されています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
7	介護予防事業への参加者数	19	1,715人/年	2,100人/年	介護福祉課
8	自立高齢者割合 (要介護認定を受けていない割合)	19	87.4%	88.0%	介護福祉課
9	シルバー人材センターの登録者数	20	253人	300人	介護福祉課
10	高齢者クラブへの加入率	20	37.5%	40.0%	介護福祉課

4 基本事業の展開

介護予防や元気な高齢者への生きがいづくりを推進し、高齢者が社会を支える一員として、積極的に社会に参加し役割を果たすことができる地域社会の形成に努め、住み慣れた地域や環境で安心して生活を継続できるように、高齢者福祉の推進を目指します。

また、介護を必要とする高齢者が円滑にサービスを利用できるよう、サービス量を確保し、介護保険制度の適正な運営を進めます。

(基本事業)

施策1-2-1 保健、医療、福祉の連携

- 高齢者が要介護に陥らないよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めるとともに、関係各課及び地域包括支援センター、社会福祉協議会のほか、医師会、介護福祉事業所といった専門的な組織との連携を深めます。
- 継続的・包括的なケア体制づくりを進め、団体や組織間の情報共有、伝達方法のスピード化を図り、適正な医療保険サービス及び福祉サービスに結びつけます。

施策1-2-2 介護保険の適正な運営

- 介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者人口の増加などに応じて、必要とされる在宅サービスや入所施設のニーズを見込み、サービス提供体制を整備します。
- 必要なサービスが受けられるよう、広報紙による定期的な情報発信のほか、独自の広報資料を作成・配布するなど、情報提供の充実を図ります。

施策1-2-3 介護予防・地域支援事業の実施

- 地域包括支援センターを中心に、要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを提供し、対象者の身体機能の維持、改善に努めます。
- 介護サービス専門相談機関の情報提供、高齢者虐待対応、既存のネットワークを活用した高齢者の実態・家族状況の把握等、総合相談支援を推進します。
- シルバーリハビリ体操の普及・啓発を図るとともに、シルバーリハビリ指導士の養成に努め、介護予防を推進します。
- 成年後見人制度、権利擁護事業の啓発を図ります。

施策1-2-4 高齢者の生きがい・社会参加の推進

- 高齢者が社会参加できる場、機会づくりを検討し、社会参加の創出に努めます。
- シルバー人材センターにおいては、高齢者に適した職種増設などに努め、就労を通じた社会参加の機会づくりを進めます。
- 交通弱者への対応や身近な交通手段として、民間による市内送迎バスの利便性の向上に努めるとともに、デマンド・タクシー^{*}など新たな交通システムについて研究を進めます。

^{*}デマンド・タクシー：

自分で自動車を運転しない方や自転車利用が困難な方など、主としてお年寄りの通院や買い物などを支援するために運行する、目的地限定の乗合タクシー。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・利用可能な福祉サービスについて市や関係機関へ相談し、利用しましょう。
- ・要介護状態にならないように、健康管理に努めましょう。
- ・高齢者と日頃から交流し、声かけなど、地域や隣近所で支え合いましょう。
- ・交流の場、学習の場へ積極的に参加しましょう。

施策1-3 障がい者福祉の充実

7 施策を取り巻く環境

- 平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、障がいのある人の自立を促進し、地域で暮らせるサービスや地域づくりが求められるようになり、相談支援等、制度に対応した専門的知識を有する人材の育成・確保が重要となっています。
- 地域で暮らせる体制づくりに向けて、医療、看護、介護の専門家、団体、施設等と連携を強化し、地域ケア体制のさらなる充実が求められています。
- 障がいのある子ども達に対しては、ことばの教室、きこえの教室といった特別支援教育※の充実を図るとともに、安心して就学できるよう、本市ではこれまでも取り組んできましたが、今後は、さらに特別支援教育相談を活用した早い段階から発見、相談、支援に対応できるよう取り組むことが必要です。

図表 障害者手帳交付者の状況（平成20年3月31日現在）（単位：人）

区 分	18歳未満	18歳以上	計
身体障害者手帳	22	890	912
視覚障害	1	87	88
聴覚・平衡機能障害	4	85	89
音声・言語障害	0	4	4
肢体不自由	13	497	510
内部障害	4	217	221
療育手帳	39	135	174
①	13	21	34
A	9	51	60
B	9	37	46
C	8	26	34
精神障害者保健福祉手帳			84

資料：介護福祉課

※特別支援教育：

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

2 施策が目指す姿

○障がいへの理解が進み、必要なサービスを利用しながら、就労や社会参加など、自立へ向けて取り組む障がいのある人が増えています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
11	障がい者福祉サービスの利用者数	20	169人/年	180人/年	介護福祉課

4 基本事業の展開

障害者自立支援法に基づき、地域において自立した生活を営むことができるとともに、あらゆる分野での社会参加が促進されるよう、各種相談、在宅福祉サービスの円滑な利用、ケアマネジメント^{*}体制の整備を推進します。

(基本事業)

施策1-3-1 障がいに対する市民理解

○障がいについて、市民の理解が進むよう、小中学校での福祉教育や障がいのある人との交流事業、啓発活動の充実を図ります。

施策1-3-2 障がい者福祉サービスの充実

○障がいのある人が、自立した社会生活につながるよう、相談支援体制の充実を図り、必要なサービスの提供や介護者の負担軽減、自立を促すために必要な支援に結びつけていきます。
○より良いサービス提供のため専門職を育成し、個別の状況に適切に対処できる支援体制を目指します。

施策1-3-3 社会参加の促進

○障がいのある人が、行事やイベントに参加しやすい環境づくりに向けて、福祉支援を行うボランティア・NPOの育成、社会福祉協議会との連携など、社会参加への支援体制を整備します。



運動会

^{*}ケアマネジメント：

障がいのある人一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや社会資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにするしくみのこと。

施策1-3-4 教育や就労に向けた自立支援体制づくり

- 発達面の遅れや障がいの疑いのある子どもの就学や就労などについて、適切な選択ができるよう、保健・福祉・教育機関、施設等との連携強化に努めます。
- 障がいのある人の就労機会を促進するために、福祉施設やハローワーク、商工会等との連携を図り、経済的自立を支援します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

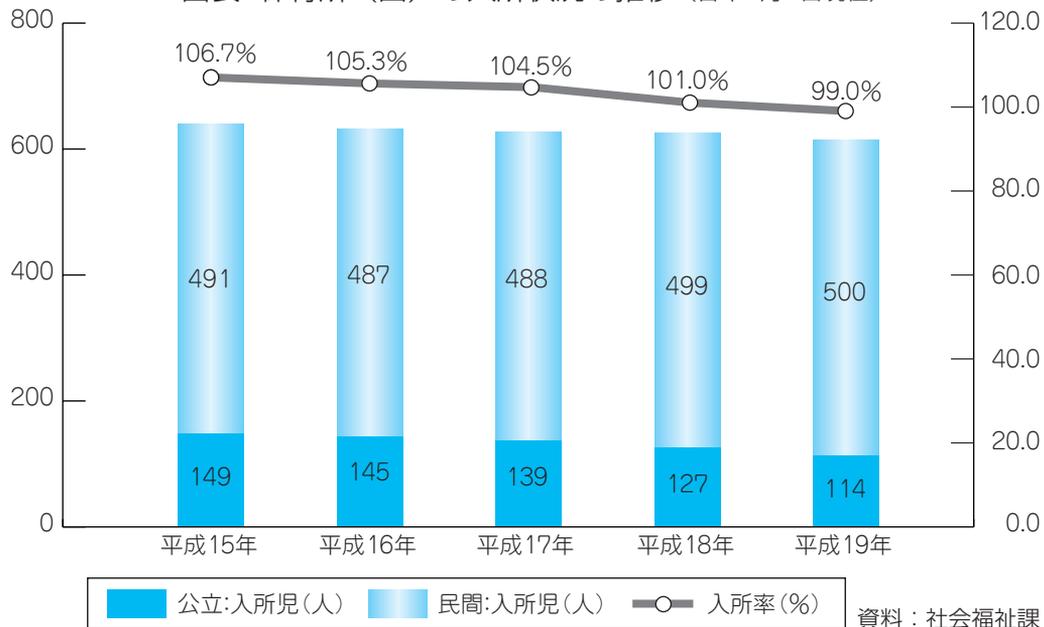
- ・障がいについて理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- ・障がいのある人が参加するイベント等に積極的に参加し、障がいのある人も地域や市のイベント等に積極的に参加・交流しましょう。
- ・利用可能な福祉サービスについて市や関係機関へ相談し、利用しましょう。
- ・事業所等は、障がいのある人の雇用に努めましょう。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設等の設置に努めましょう。

施策1-4 子育て支援の充実

7 施策を取り巻く環境

- 本市では、子育て家庭が、安心して子どもを産み育てるための支援として、保育時間の延長、一時保育を実施するほか、小学校の空き教室や学校跡地利用などによる放課後児童クラブ※（学童クラブ）の拡充、家庭児童相談体制、ファミリーサポートセンター※、子育て広場※の創設など、支援の充実に取り組んできました。しかし、少子化は現在も進行しており、今後も継続して取り組むことが求められています。
- 少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域のコミュニティが希薄化してきており、子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱く親の増加が懸念されています。
- ひとり親家庭への自立支援へ向けて、各種制度による生活支援のほかに、平成19年度から、母子自立支援員を配属し、多様な相談に応じています。
- 子育て支援に必要な施設については、空き施設等の利用を考慮しながら、十分な子育て支援が提供できるよう整備時期を検討していく必要があります。

図表 保育所（園）の入所状況の推移（各年4月1日現在）



保育園の様子

※放課後児童クラブ：

仕事や病気などで昼間、保護者のいない家庭の児童を放課後等に預かり、遊びや集団生活の場を提供して、子ども達の健全な育成を図る事業。

※ファミリーサポートセンター：

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

※子育て広場：

子育てで悩みを持つ母親や同年齢のお子さんを持つ仲間同士でお話をしたり、楽しく遊んだりする場。幼児と親が自由に参加できる。

2 施策が目指す姿

- 安心して子どもを産み、育てることができます。
- 地域で子ども達の成長を見守り、子どもや子育て家庭を支援しています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
12	保育の実施率 (総保育児童数/希望人員)	20	100.0%	100.0%	社会福祉課
13	延長保育利用者率 (利用児童数/総保育児童数)	20	11.3%	12.0%	社会福祉課
14	ファミリーサポートセンター利用件数	19	2件/年	100件/年	社会福祉課
15	ファミリーサポートセンター会員数	20	109人	200人	社会福祉課
16	子育て広場の設置数・参加者数	19	2箇所 7,030人/年	3箇所 8,000人/年	社会福祉課

4 基本事業の展開

安心して子育てができる環境づくりに向けて、現在の次世代育成地域行動計画[※]の見直し、多様化・高度化するニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターや相談窓口の充実、子育て広場を利用した保護者間の交流やファミリーサポートセンターの拡充を図ります。

また、地域や学校、家庭と一体となって、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進め、ニーズに対応した事業を総合的に推進していきます。

(基本事業)

施策1-4-1 次世代育成地域行動計画の推進

- 次世代育成地域行動計画の中間見直しを行い、子育て支援の充実を図ります。
- 次世代を担う子ども達を育てるという視点から、家庭、地域、学校、行政が一体となって子どもを育てていく体制を整備します。

施策1-4-2 乳幼児保育サービスの充実

- 多様化・高度化するニーズに対応した延長保育、一時保育などの保育サービスを確保し、安定した提供に努めます。
- 3人以上の子どもを持つ世帯に対する保育料の軽減策など、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

※次世代育成地域行動計画：

急速な少子化と、家庭を取り巻く環境に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備のため、子どもや子育て家庭を社会全体で、今後取り組むべき子育て支援策や目標を定めたもので「次世代育成支援対策推進法」の法律に基づいて、市が策定する計画。

施策1-4-3 子育て相談・支援体制の充実

- 気軽に子育て相談に応じられる窓口として、家庭児童相談員や民生委員・児童委員などの相談・指導体制の充実を図り、子育て不安の解消に努めます。
- ファミリーサポートセンターの拠点整備を検討するとともに、子育て家庭への事業内容の周知を図ります。また、援助活動を行う市民会員の調整を行い、円滑な運営を支援します。
- 放課後等に子ども達の安心で安全な居場所の確保と健全育成を図るため、福祉と教育の連携のもと、放課後子どもプラン[※]の取り組みを進めます。

施策1-4-4 ひとり親家庭への生活・自立支援

- ひとり親家庭が抱える子育てや就労などの課題の解決に向け、母子自立相談員や民生委員・児童委員などの協力のもと、相談機能の充実に努めます。
- 児童扶養手当や医療福祉制度など各種制度の周知・活用を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

施策1-4-5 出会いの場づくり・結婚対策

- いばらき出会いサポートセンター[※]や他自治体等との連携を図り、出会いの場の提供など結婚対策を推進します。
- 若者層向けの生涯学習講座の開催、文化・スポーツ活動への参加を促進し、男女が出会える機会づくりに努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地域であいさつや声かけを通じた地域の子どもの見守り、ファミリーサポートセンターの会員、世代間交流など、地域でできる子育てに参加しましょう。
- ・子育てに悩みや困りごとがあるときは、家庭児童相談員等に気軽に相談しましょう。
- ・日頃から子育てをしている人との交流を深め、仲間づくりに努めましょう
- ・事業所等は、子育てをしながら働ける環境づくりに努めましょう。

※放課後子どもプラン：

放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各区市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携を図り、原則として、すべての小学校校区で、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」を一体あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業。

※いばらき出会いサポートセンター：

少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の流れを変えるため、結婚相談やパートナー紹介、県民自らが主体となった結婚支援活動の展開、出会いをサポートすることを目的とする組織。

施策1-5 医療体制の充実

1 施策を取り巻く環境

- 年齢にかかわらず、病気やケガに対する備えは、地域での暮らしに不可欠なものです。本市では、鹿行保健医療圏にあって、市民が適切な医療を受けられるよう、初期医療から二次・三次救急医療に対応できる地域医療供給体制の充実を図ってきました。
- まちづくりアンケートにおいても、安心して医療を受けられる体制を望む意向は高く、小児科や産科などの医師不足や診療科目の不足を解消することが求められています。
- 現在本市では、休日在宅当番医診療や病院群輪番制病院制度[※]、鹿嶋市夜間小児救急診療所の継続を進め、救急医療体制の充実に努めています。
- 子どもから妊産婦、高齢者まで、誰もが安心して暮らすことができるよう、市民一人ひとりの状態に応じ適切な保健・医療・福祉サービスを提供する地域包括ケアシステムの推進が必要です。
- 保健・医療・福祉政策においては、重大な疾病等に陥ることがないように予防に重点を置いた取り組みが進んでいます。市民においても、定期的に健診（検診）を受ける、かかりつけ医を持つなどの予防を心がけ、重大な疾病等に陥ることを防ぐことも重要です。
- 本市の将来的な医療体制の充実に向けては、既成の行政枠に捕らわれない広域救急医療圏の形成についても今後重要となります。茨城県では救命救急センターから離れた地域の三次救急医療体制を補完するため、「稲敷地域」や「鹿行地域」において、千葉県とドクターヘリ[※]の共同利用試行事業が平成16年7月1日から開始され、ドクターヘリの有効性が検証されています。なお、平成20年は、市内で2件の緊急運航要請がありました。

図表 休日・夜間診療の状況

区 分	単位	平成17年	平成18年	平成19年
休日在宅当番医診療件数	件	1,115	2,093	2,005
鹿嶋市夜間小児救急診療所診療件数	件	127	146	140

資料：健康増進課



医療の現場

※病院群輪番制病院制度：

地域内の病院が共同連帯して、順番により休日及び夜間における重症救急患者の治療を実施する体制。

※ドクターヘリ：

救急専用の医療機器等を装備したヘリコプターに救急医療の専門医および看護師が同乗し、消防機関等の要請により救急現場に向かい、救急現場から医療機関に搬送する間、患者に救命医療を行うことのできる救急専用ヘリコプター。鹿行地域及び稲敷地域は、千葉県ドクターヘリ（基地病院は日本医科大学千葉北総病院）の運航範囲。

2 施策が目指す姿

○近隣自治体にある医療機関と広域的な連携を図り、地域の保健・医療・福祉サービスを利用しながら、安心できる地域医療が備わっています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (H25)	担当課
17	安心して医療が受けられる体制に満足している市民割合	19	16.7%	25.0%	健康増進課
18	夜間・休日などの救急医療に満足している市民割合	19	14.5%	25.0%	健康増進課

4 基本事業の展開

医療機関に関する課題は、本市単独では解決が困難である内容もあるため、近隣自治体、医師会等との協力のもと、安心できる医療体制づくりに取り組みます。

(基本事業)

施策1-5-1 地域医療体制の強化

- 市民が安心して医療が受けられるよう、近隣自治体や医師会と連携を図り、小児科や産科などの医師不足、診療科目の不足を解消するなど地域医療体制の強化に努めます。
- 「まずはかかりつけ医へ」という市民の受療行動を推進するとともに、高度な医療設備等を備える病院がバックアップして、地域の医療を支える医療連携の推進に努めます。

施策1-5-2 休日及び夜間医療体制の安定化

- 鹿行南部地域^{*}内の病院群輪番制病院制度の安定化に向けて、医療従事者の確保など医師会との連携を図ります。

施策1-5-3 夜間小児救急診療体制の充実

- 安心して子どもを育てることができるよう、近隣自治体や関係機関と連携し、夜間小児救急診療所の充実を図ります。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・健康管理のためかかりつけ医を持ちましょう。
- ・医療に関する情報を積極的に入手し、また医療に対する関心と理解を深めましょう。

^{*}鹿行南部地域：
対象の市は鹿嶋市、神栖市、潮来市。

施策1-6 地域福祉の推進

1 施策を取り巻く環境

- 高齢者や障がいのある人へのサービスニーズの増加や、少子化や核家族化、女性の社会進出などに伴う保育ニーズや子育て不安が増大する一方、価値観の多様化などにより、地域社会のつながりが弱まり、相互扶助意識の希薄化など、地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。
- 本市では、関係機関との連携を図り、地域の社会資源を活用し、見守りと支え合いのネットワークづくりを進めています。今後はさらに、市民の主体的な福祉活動への参加を促進するとともに、様々な団体が連携し合い、地域ごとの活動拠点及び小地域ネットワークづくりを進めることが必要です。
- 福祉団体の育成と市民活動の促進を図るため、社会福祉協議会や教育委員会との連携により、ボランティア講座の開催、福祉系NPO活動への情報提供を行っています。
- 社会経済の不安など、生活での困りごとを支援に結びつけていくためには、多様な相談支援や困っている市民を発見し、支援に結びつけていく機能を構築することが重要です。

2 施策が目指す姿

- 地域でともに支え合い、地域福祉活動に参加する市民が増えています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
19	ボランティア登録団体数と人数	20	34団体 791人	37団体 820人	社会福祉課
20	地域ケアチーム数	20	147チーム	170チーム	社会福祉課



三世代交流事業

4 基本事業の展開

市民の福祉意識を高めるため、学校や地域などで子ども・高齢者・障がいのある人が交流する機会を設け、ともに支え合う地域社会の構築に向けたノーマライゼーション[※]意識の醸成を図り、誰もが主体的に地域福祉活動に参加するシステムの形成を目指します。

(基本事業)

施策1-6-1 地域福祉計画の策定

○総合的かつ計画的な地域福祉を推進するため、市民参画による地域福祉計画[※]を策定します。

施策1-6-2 市民の意識啓発

- 幼稚園や保育所(園)、小中学校において福祉施設の見学を実施するなど、高齢者、障がいのある人とのふれあい事業を拡充し、福祉意識の高揚を図ります。
- 福祉意識を高めるため、講演会の開催や活動事例等の情報を広報紙で紹介するなど、各種啓発活動の充実を図ります。
- 福祉団体の開催するスポーツ大会や行事への幅広い年齢層の参加を促進します。

施策1-6-3 地域福祉ネットワークの形成

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉ボランティア・NPO等の関係者と地域が連携したネットワークの形成に努め、地域で助け合いのできる環境づくりを推進します。
- 地域での自主的な活動を促進するため、地域福祉の担い手となるボランティアやNPOの育成・支援に努めます。
- 福祉関係団体・関連施設への活動支援として、公共施設、民間施設の有効活用を図ります。
- 地域や福祉関係部局と連携し、災害時要援護者[※]に対する支援体制を構築します。

施策1-6-4 暮らしや福祉に関する相談体制の充実

- 地域の中で自分らしく生活を送ることができるよう、自立支援、相談業務の充実を図ります。特に、生産年齢(15歳~64歳)に対応する相談など、幅広く相談に応じることのできる総合生活相談窓口の創設に向けた検討を進めます。
- 福祉に関する相談、支援の中心的役割を持つ社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会活動の充実を図るため、定期的な研修会を実施します。

※ノーマライゼーション：

高齢者や障がいのある人など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方。

※地域福祉計画：

地域での助け合いやボランティア活動の推進と、福祉に関する相談や福祉サービスが身近な地域で利用でき、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるためのしくみをつくる計画。

※災害時要援護者：

高齢者や障がいのある人、妊産婦、外国人など、災害に必要な情報を把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々。

施策1-6-5 バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

○公共施設や道路などの整備の際に、バリアフリー※化を推進するとともに、誰にもやさしいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザイン※化を促進します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地域で福祉を支え合う意識を持ち、自治会、ボランティア、NPOなどの福祉活動へ積極的に参加しましょう。
- ・事業所、住宅等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努めましょう。

※バリアフリー：

歩道の段差や勾配の解消など、高齢者や障がいのある人の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。

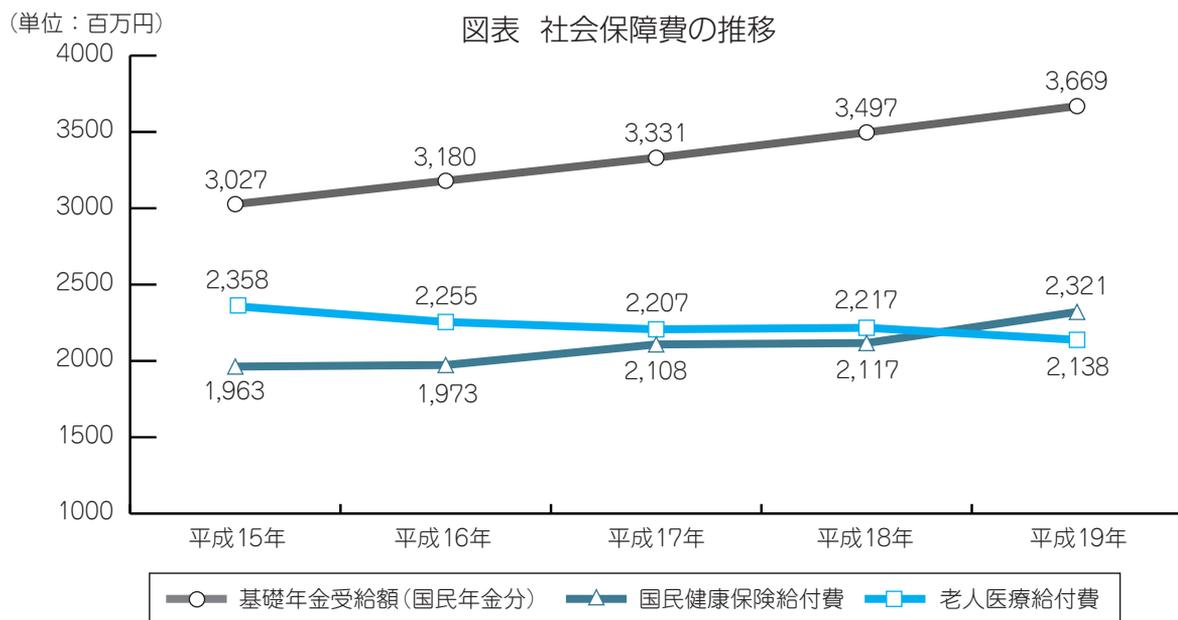
※ユニバーサルデザイン：

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインしていこうとする考え方。

施策1-7 社会保障制度の適正な運用

7 施策を取り巻く環境

- 国民健康保険は、健康で安心できる生活を送るために欠くことのできない大切な医療保険制度です。本市では、医療費の適正化や被保険者間の公平性が確保できるよう適切な財源や収納率の向上に努めています。
- 高齢化による医療費の増加、高額化を抑えるために、早期から疾病予防に対する意識を高め、平成27年度までに特定健診^{*}受診率80%を目標とし、保健指導の充実を図り市民の健康増進を目指しています。
- 国民年金は、少子・高齢化が進む中、老後の生活設計の基盤として大きな役割を果たしていますが、近年では、年金に対する不信感や無関心層が広がっていることから、年金制度を維持するため信頼回復や制度への理解、加入の促進を図る必要があります。
- 高齢化が進み、医療費が増えていく中でも健康保険制度を持続可能なものとしていくために、後期高齢者（75歳以上）に「生活を支える医療」の提供と国民全体で医療費を支えるしくみである「長寿医療制度^{*}（後期高齢者医療制度）」が平成20年度に創設されました。
- 無所得者・低所得者などに対する生活保護については、経済状況の悪化などにより、今後、保護の相談件数及び生活保護申請件数は増加が予想されます。



資料：市民課

※特定健診：

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するため行うもの。

※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）：

平成20年度から新設された75歳以上の高齢者が全員が加入する公的医療保険制度。

図表 生活保護の状況

区分	単位	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
被保護世帯数	世帯	138	153	158	155	160
被保護実人数	人	196	222	229	222	225

※被保険者世帯数及び被保護実人員は、年度別平均の数値

資料：社会福祉課

2 施策が目指す姿

○市民が制度を理解し、適正な社会保障制度が運営されています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
21	国民健康保険税の収納率 (現年度分)	19	91.2%	91.5%	収税課
22	国民健康保険における1人あたりの 医療費	19	229,921円	253,000円*	市民課
23	特定健診受診率(H19年度は住民健診 として実施・対象者40歳~74歳)	19	23.3%	65.0%	市民課
24	介護保険料の収納率(第1号被保険者)	19	96.8%	97.0%	介護福祉課

4 基本事業の展開

国民健康保険事業を安定して持続していくために、医療費の適正化とともに保険税賦課の適正化、収納率の向上を図ります。なお、生活習慣病の予防対策を重点的に推進し、健康づくりと疾病予防に取り組むことで、医療費の伸びを抑制します。

また、広報や相談事業を通じて、国民年金制度の周知、年金制度に対する信頼回復を図り、制度への加入促進と未納の防止に努めます。

要保護世帯及び生活保護世帯に対しては、関係機関と連携した支援を進め、自立を促進します。

(基本事業)

施策1-7-1 国民健康保険制度の安定運営

- 伸び続ける医療費を抑えるため、予防医療について普及、啓発を図ります。
- 医療費の受診データと特定健診のデータから、国保加入者の実態を把握し、予防・改善の適切な保健指導を進めます。
- 納税の利便性の向上と徴収体制の強化を図り、収納率の向上及び適正な課税に努めます。

※国民健康保険における1人あたりの医療費(前期目標値)：
1人当たりの医療費は過去5年間で約20%上昇している。なお、前期目標値は上昇率を10%として積算している。

施策1-7-2 国民年金制度の適正化

- 無年金者，低年金者をなくすため，公的年金制度の重要性を周知し，きめ細やかな相談窓口対応の充実を図ります。

施策1-7-3 長寿医療制度の運営

- 長寿医療制度のスタートに伴い，新制度の普及啓発に努め，高齢化社会にふさわしい医療サービスの提供と医療費の適正化を目指します。

施策1-7-4 低所得者の自立支援

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り，それぞれの世帯の要望や要求に対応した相談・指導体制の充実を図ります。
- 生活福祉資金など各種制度の活用を促すとともに，ハローワークや関係機関と連携し，自立更生支援を推進します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・より健康で快適な生活が送れるよう健康管理に努めましょう。
- ・国民健康保険・国民年金などの制度の趣旨を理解し，義務を果たしましょう。
- ・事業所等は，従業員の地元雇用に協力しましょう。

第2章 生活環境政策

人と自然にやさしい、 安心感のある まちを目指します



- 施策2-1 自然環境の保護
- 施策2-2 循環型社会の形成
- 施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成
- 施策2-4 防災・消防体制の充実
- 施策2-5 防犯・交通安全の推進
- 施策2-6 消費者支援体制の充実

施策2-1 自然環境の保護

1 施策を取り巻く環境

- 市内には豊かな自然が広がり、身近な暮らしと密接な関係にあります。特に本市では、市内を流れる前川(一級河川)の水質の汚濁が進んでおり、水質の浄化が課題となっています。汚濁の要因としては第一に家庭からの雑排水の流入が原因と考えられるため、家庭排水等の処理施設整備を進め、水質の保全に努めることが重要です。
- 潮来市家庭排水浄化推進協議会など各種団体と連携を図りながら水環境に対する啓発活動を行っています。また、平成15年にアンコウ川の流末に親水公園を整備し、水質浄化機能を持つ親水公園として整備しました。
- 現在市内の5地域が、自然環境保全地域(大生)、緑地環境保全地域(浅間、麩森、日吉山王、島崎城跡)として、県から指定を受けています。そして、地域ごとに1人の自然保護指導員を県が委嘱し、自然環境の保護のため活動しています。

2 施策が目指す姿

- 湖沼及び河川等の水質浄化のために、市民及び事業者等が、水質に配慮した排水に心がけ環境に負荷をかけない生活に努めています。
- 市民の環境に対する意識及び行動が向上し、身近な自然環境を保全することによって、市民の生活環境が守られています。



白鳥の里(北浦湖岸)に集まる水鳥たち

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
25	前川のCOD値※（化学的酸素要求量）	19	8.4mg/L	7.0mg/L	環境課
26	環境学習のメニュー数	20	5件	8件	環境課

4 基本事業の展開

豊かな自然環境と共生する社会を目指し、市民一人ひとりの自然環境保全の意識高揚を図るとともに身近な自然環境の保全を推進していきます。

特に本市は、豊かな水資源に支えられていることから、今後とも水を大切に保全するとともに各関係機関と連携を図りながら環境保護を進めていきます。

（基本事業）

施策2-1-1 自然環境の保全

- 本市の自然環境保全の指針となる「環境基本計画」の策定を目指します。
- 市民の自然・緑地環境保全に関する意識の向上のため、環境ボランティアによる野鳥や水生植物などの観察会を開催し、環境学習の場として活用を図るなど、保全地域の啓発に努めます。
- 土採取規制条例ならびに土砂等による土地埋め立て等の規制に関する条例などにに基づき、事業者への適正な指導に努め、開発跡地への植栽により緑化を図るなど、自然環境の保全に努めます。

施策2-1-2 前川の水質浄化

- 前川に流入する石田川や稲井川などの小河川の排水処理対策を充実させるとともに、産学官との連携を図り有効な水質浄化技術を取り入れるなど、前川の水質浄化へ積極的に取り組みます。

施策2-1-3 湖沼及び河川の水質浄化

- 公共下水道の整備・接続を推進するなど水洗化を促進するとともに、高度処理型浄化槽※の普及を促進します。
- 水質分析結果を含めた湖沼及び河川の現状をホームページ等で速やかに掲載するなど、積極的な情報提供に努めます。
- 家庭排水について、家庭教育や学校教育での学習メニューを作成し、市民の意識の高揚を図ります。

※COD値（化学的酸素要求量）：
有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させたときに消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値。

※高度処理型浄化槽：
窒素・リン・BOD（水の有機物による汚れを表す指標）除去が高度に処理できる浄化槽で水道水源地域、湖沼や閉鎖性海域でのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる浄化槽。

施策2-1-4 環境学習の充実

- 教育委員会や国土交通省，茨城県霞ヶ浦環境科学センター，霞ヶ浦問題協議会などと連携して環境学習メニューを作成します。
- 市内小学校で使用する社会科副読本を活用した，環境学習の推進を図ります。
- 水郷県民の森や徳島園地(水郷トンボ公園)，アンコウ川親水公園など，本市の地域資源を活かした環境学習の場を設定するとともに，市民の憩いの場としての活用を図ります。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

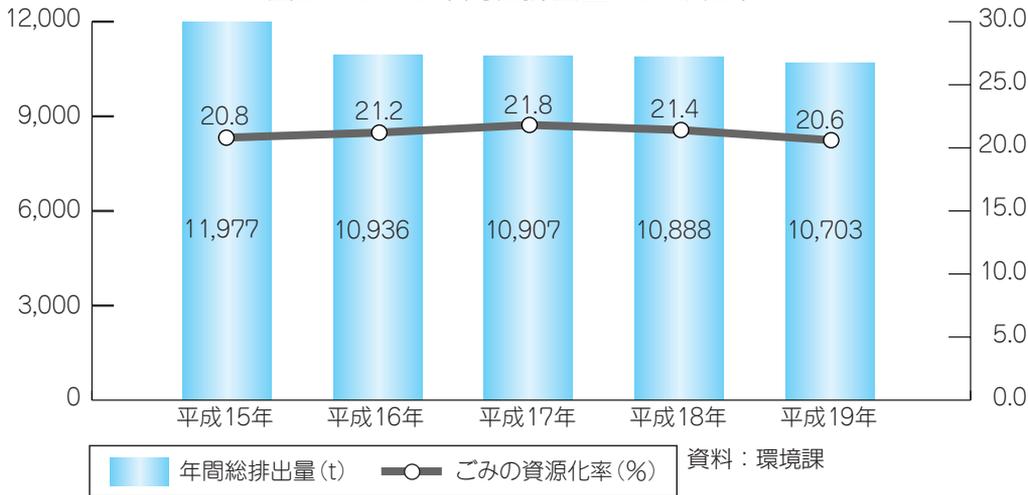
- ・家庭排水の際に廃油を流さないなど，自然環境への配慮を心がけましょう。
- ・河川などの清掃や浄化活動に積極的に参加しましょう。
- ・水や緑といった，本市の自然環境を保全する重要性を理解しましょう。
- ・河川の汚濁の原因を認識し，適切な排水処理施設を設置しましょう。

施策2-2 循環型社会の形成

7 施策を取り巻く環境

- 資源循環型社会の形成は、地球温暖化防止対策とともに環境共生型社会[※]の実現に向けた取り組みであり、省資源・省エネルギーを実践する資源循環型の生活様式に変えていくことが、次の世代を生きる子ども達を守ることに繋がります。
- 環境に対する意識は年々高まり、身近なごみ問題から地球環境まで、様々な取り組みがあります。本市も環境共生型社会の実現に向けて、小中学生にこどもエコクラブ[※]への加入を呼びかけるほか、総合学習でのクリーンセンターの見学、地球温暖化に関する講演会の開催など環境学習の機会づくりを進めています。
- 本市のごみ減量化及び堆肥化の推進策としては、生ごみ処理機器購入設置者への補助など、地球環境に配慮した行動に対して支援を進めるほか、平成16年度から、可燃ごみ処理の有料化を開始しています。平成18年2月には一般廃棄物処理基本計画を策定し、計画では平成31年度までに資源化率23.0%を目標としてその他に市民・事業者・行政の行動目標を定めています。

図表 ごみの年間総排出量・資源化率



レジ袋を減らす運動

※環境共生型社会：

健全な生態系を維持・回復しながら、持続発展が可能な社会経済活動を行う自然環境と調和した社会。

※こどもエコクラブ：

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、平成7年に環境庁（当時）が主体となり発足した事業。（財）日本環境協会に全国事務局を置き、市区町村事務局（環境担当課など）がコーディネーターとして登録などの役割を担う。

2

施策が目指す姿

- 市民が環境保全への関心を持ち、買い物でのマイバッグ持参や簡易包装の推進など、市民や事業者が環境保全に取り組んでいます。
- ごみの分別や資源化への意識が高まり、正しいごみ出しができています。
- 地球温暖化防止のため、日常生活から排出されるCO2を減らすエコライフが浸透しています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (H25)	担当課
27	市民1人あたりのごみの排出量	19	343kg/年	332kg/年	環境課
28	ごみの資源化率	19	20.6%	22.5%	環境課
29	マイバッグ持参率	20	—	80.0%	環境課
30	市役所から排出する温室効果ガスの量	19	4,285t/年	4,156t/年	環境課

4

基本事業の展開

地球規模での環境破壊が進む中、次世代に引き継げる持続可能なまちを実現するためには、日々の生活の中で、一人ひとりが環境に配慮した行動をとることが求められています。そこで市民・事業者・行政等が協力・連携して環境負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていく環境保全活動を推進するとともに、適切な対策を講じることなどにより、環境汚染の未然防止に努め、環境にやさしい循環型の持続可能な社会を目指します。

(基本事業)

施策2-2-1 ごみの減量化・資源化

- 事業系ごみの受け入れ2分別（可燃・不燃）の見直しや分別の指導・啓発を強化するとともに、現行分別内容の変更を含めた検討を行い、ごみのリサイクル率向上を図ります。
- ごみの4R運動「リデュース（減らす）・リユース（再び使う）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（拒否）」を推進し、水切りの徹底と生ごみ処理機器、コンポストによる処理での減量化と堆肥化を推進するほか、紙ごみの分別収集の強化を図ります。
- 地域ごとの拠点回収など有効な回収方法について検討を進め、資源ごみのリサイクル率向上を目指します。
- 環境への負荷を減らすための取り組みや身近なごみの減量化を啓発し、環境保護活動を推進します。

施策2-2-2 ごみ処理施設等の整備

- クリーンセンター・衛生センターの計画的な改修を行い、施設の適正な維持管理に努めます。
- ごみ・し尿処理体制については、最終処分場の確保や処理施設の広域化など、今後の方向性を検討します。

施策2-2-3 地球温暖化防止対策の実施

- 温室効果ガス[※]量の削減目標を3%以上と見込む地球温暖化対策実行計画の見直しと、地域推進計画の策定を目指します。
- 市役所からはじめるエコ活動として、昼休みの一斉消灯及び冷暖房停止などの省エネ意識の徹底や庁舎へのグリーンカーテンの設置、白熱球から蛍光球の交換促進、ノーマイカーデーの実施及び自転車・徒歩通勤を促進します。

施策2-2-4 環境マネジメントシステムの取り組み

- 市役所の業務上発生する環境への負荷を低減するために、環境マネジメントシステムに取り組みるとともに、市内事業所への普及・啓発に努めます。

施策2-2-5 新エネルギー対策

- 太陽光発電等の新エネルギーに関する補助制度や融資制度について、広報紙やホームページを通じて周知していきます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・学校、家庭、事業所それぞれの場において積極的に環境学習に取り組みましょう。
- ・「もったいない」意識を持ち、ごみの分別の徹底及び資源化（生ごみの堆肥化、紙ごみのリサイクル）に取り組みましょう。
- ・食品や油を排水口に流さない、飲み残しを少なくする、洗剤や石けん、シャンプーなどを過剰に使用しないなど、環境に負荷の少ない暮らしについて考え、取り組みましょう。
- ・マイ箸、マイバッグを使用するなど、ごみの減量化に協力しましょう。
- ・地域のごみ集積所は、地域で協力し合い、自主的な管理を目指しましょう。

※温室効果ガス：

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいう。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等がある。

施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成

1 施策を取り巻く環境

- 人が暮らすまちには、住みたいと思える生活環境の充実が求められます。本市における自然環境の保全は、生活の場と隣接する自然との共生、観光地としてのまちの価値を高める景観など、現在のまちの「誇り」を形づくる重要な要素です。
- 近年、社会全体で問題となっている、まちの美観を損なうごみのポイ捨て行為や、犬のふんの放置行為等に対しては、行政の一方的な施策だけでなく、市民や事業者などとの協働により、地域ぐるみで取り組むことが重要です。また、不法投棄対策では、不法投棄監視カメラ、不法投棄監視員による不法投棄の監視活動を行い、未然防止と迅速な対応を推進しています。
- 本市では、捨て犬・猫及び迷い犬・猫の苦情が多く、結果として茨城県動物指導センターによる引き取り件数が増えていることも課題です。
- 本市には都市公園※が22箇所、その他の都市公園※が4箇所の計26箇所があり、多くの公園では、地域住民の協力のもとに草刈りや枝払い等の維持管理体制が図られています。また現在、平成19年～平成23年の5箇年計画で前川運動公園の整備を実施しています。
- 空き地の雑草除去については、現地調査後に文書による除去指導を行っています。
(平成19年度：604件)

図表 都市公園の状況 (平成20年3月31日現在)

(単位：ha)

種別	名称	面積	種別	名称	面積
街区公園	内州第1児童公園	0.20	街区公園	大塚野第1児童公園	0.27
	内州第2児童公園	0.09		大塚野第2児童公園	0.12
	日の出第1児童公園	0.32		大塚野第3児童公園	0.11
	日の出第2児童公園	0.34		大塚野第4児童公園	0.20
	日の出第3児童公園	0.31		大山崎児童公園	0.21
	日の出第4児童公園	0.59		半溜池ふるさと公園	0.26
	日の出第5児童公園	0.43		近隣公園	日の出第1近隣公園
	日の出第6児童公園	0.37	日の出第2近隣公園		1.79
	宮前第1児童公園	0.29	権現山公園		2.12
	宮前第2児童公園	0.18	運動公園	前川運動公園	10.30
	宮前第3児童公園	0.15	総合公園	かすみの郷公園	7.36
	あやめ第1児童公園	0.26	緩衝緑地	今林緩衝緑地	1.97
	あやめ第2児童公園	0.15			
	あやめ第3児童公園	0.21			

資料：都市建設課

※都市公園：

都市計画法に基づき、都市施設として計画的に配置、整備される公園等。街区公園、近隣公園、地区公園等がある。

※その他の都市公園：

都市計画法に基づく都市施設ではないが、計画的に配置・整備された公園。



市民協働による除草作業

2 施策が目指す姿

- 公園や空き地，路上の雑草除去や清掃が，市民とともに行われ，暮らしやすい生活空間が保たれています。
- 環境美化条例が浸透し，不法投棄や市民，来訪者によるごみ・空き缶のポイ捨て等が減りました。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
31	環境美化活動（地域等での自主的清掃活動）実施件数	19	50件／年	55件／年	環境課
32	環境美化活動における青少年の参加割合	19	12.0%	15.0%	環境課
33	地域住民の協力のもとに草刈りや枝払い等の維持管理体制が図られている公園数	20	20公園	22公園	都市建設課

4 基本事業の展開

本市の風土景観の骨格をなす水辺など，本市の特色を生かした景観によるまちづくりの観点から，市民，事業者，行政等がそれぞれの役割分担のもとで協力し，良好な生活環境の保全を進めます。

また，清潔で美しい地域環境づくりを推進するため，まちぐるみでの美化運動を推進します。

（基本事業）

施策2-3-1 環境美化活動の推進

- 環境美化活動をより活性化するため，市民・事業者等との連携・協働による推進体制を強化します。
- 環境美化条例の周知を図り，ごみのポイ捨て等の課題に対して，「しない」「しにくい」「させない」取り組みを展開し，「捨てる人から拾う人へ」変換するシステムの確立を目指します。
- 地域での清掃活動に対して積極的に支援し，その活動に子どもから大人までが参加することで交流を深め，地域が一体となった環境美化活動を促進します。

施策2-3-2 ごみの不法投棄対策の強化

- 不法投棄監視カメラ，不法投棄監視員の活用，パトロールを強化するなど、監視体制を強化します。
- 不法投棄防止キャンペーンなどの啓発活動を積極的に展開し，不法投棄に対する市民意識の高揚を図ります。

施策2-3-3 公園・緑地の整備

- 前川運動公園の機能向上を図るため、計画的な整備を推進します。
- かすみの郷公園，水郷北斎公園，権現山公園，徳島園地，稻荷山公園など，それぞれの特長を活かした公園・緑地の充実と活用を図ります。
- 水郷県民の森は，大膳池の水環境とあわせ，水と緑に関する拠点として保全を図るとともに，交流拠点としての活用を促進します。
- 公園・緑地の計画的な整備とともに，市民に親しまれ利用が促進されるよう良好な状態を保つために，アダプト制度（里親制度）の導入など，地域住民や利用団体との協働による維持管理体制を目指します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

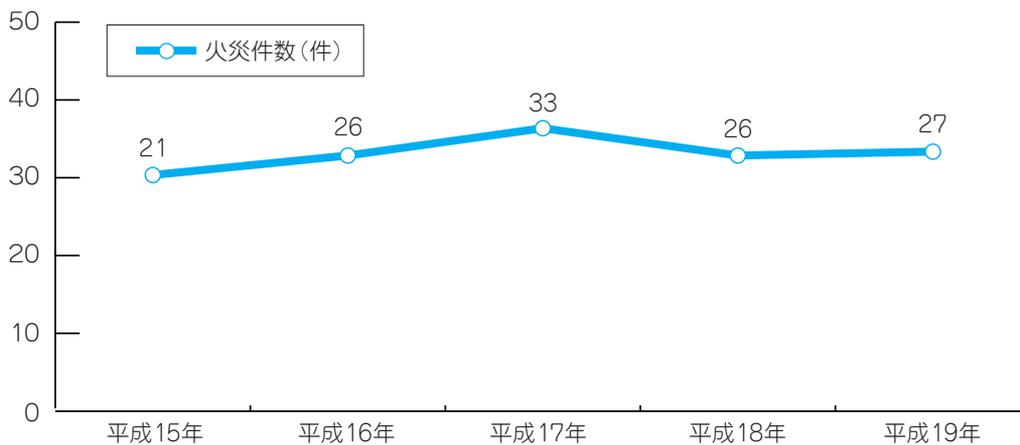
- ・市民の暮らしの場であると同時に，観光地であることを意識し，まちの環境美化に配慮しましょう。
- ・ボランティアとして身近な地域の清掃活動へ参加しましょう。
- ・犬・猫などの飼い主としての責任を果たしましょう。（避妊・去勢の手術，散歩中のふん等の始末など）

施策2-4 防災・消防体制の充実

7 施策を取り巻く環境

- 本市では、災害等から市民の生命や財産を守るために、起こりうる自然災害への対応として、ハザードマップ[※]（土砂災害・洪水用）や防災マップ（広域避難所避難路を設定・整備）を作成し、周知を図るほか、平成19年度に国民保護計画[※]を策定し、災害、テロ等への安全対策に取り組んできました。
- 住民参加の防災対策として、自主防災組織への資機材の配布や各小学校学区での防災訓練の実施などに取り組んでいますが、新興住宅地域など、自主防災組織（自治会）への未加入者が多い地域や高齢化の進む地域では、十分な防災の取り組みが難しい状況です。
- 消防体制としては、常備消防は鹿行広域事務組合[※]において、平成16年度に消防緊急通信指令施設の整備を行うとともに、救急救命士の養成、高規格救急車や消防ポンプ車の整備を計画的に進めています。一方、自治消防団は、消防団員のサラリーマン化により日中の消防・防災活動人員の確保が難しいことから、消防団組織の合併・統合（5地区）を進めてきました。また、自治消防団の地域密着性・即時対応力等は、災害時には欠かせないものであるため、消防団員の確保に向けた取り組みが必要です。
- 平成18年の消防組織法の一部改正により、現在県において消防広域化推進計画が進められており、当圏域でも県計画に基づく消防の広域化への対応が必要になっています。

図表 火災発生件数



資料：鹿行広域消防本部

※ハザードマップ：

浸水想定区域や土砂災害想定区域図をもとにして、災害時の危険区域や予警報等の伝達方法、避難場所などを住民に分かりやすく示したマップ。

※国民保護計画：

海外からの武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、関係機関などと連携・協力して、迅速・的確に市民の避難や救援を行うことができるように、あらかじめ定めておく計画。

※鹿行広域事務組合：

地理的・歴史的・行政的につながる深い5市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市が連携を密にし、圏域の一層の振興整備など、豊かで住みやすい地域をつくってゆく様々な事業を共同で行うことを目的として設立された組織。



防災訓練

2 施策が目指す姿

- 万が一の時にも安心な防災を備えたまちづくりが進んでいます。
- 災害の発生時には、自分自身で行動できる市民意識が育っています。
- 地域防災計画に基づき、市民、行政、関係機関等の連携強化が図られ、地域の安心・安全が確保されています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
34	自主防災組織への加入率	20	71.0%	75.0%	総務課
35	市民参加型の防災訓練回数	20	5回/年	33回/年	総務課
36	家庭内で災害に備えている市民割合	19	30.0%	60.0%	総務課
37	安心して暮らせる消防・救急体制に満足している市民割合	19	37.7%	50.0%	総務課
38	地域連携の強化など身近な防災体制に満足している市民割合	19	22.7%	50.0%	総務課

4 基本事業の展開

かけがえない命や財産を守るため、「自助」、「共助」、「公助」※の考え方に基づいて自主防災組織の育成に努めるなど、防災体制の強化を図り、災害に強い、安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

一方、消防に関しては、消防団をはじめとする体制の充実ならびに消防資機材の整備などにより、消防力の強化に取り組みます。

また、病気やケガなどの際に、地域医療とも連携した救急体制は、万が一の時の安心・安全策として重要な対策であるため、医療機関や広域との連携を強化し、救急救助体制・救急搬送体制の充実を図ります。

(基本事業)

施策2-4-1 地域防災への取り組み

- 地域防災計画に基づき、大規模災害への対応など総合的な防災体制を整備します。
- 市民が自主防災組織に加入し、それぞれの役割分担による対応がとれるよう、自主防災組織の育成・充実に向けた啓発や学習機会を設け、防災体制の強化を図ります。
- 防災グッズの備え、災害発生時の行動など、いざというときの対応能力の向上を図ります。
- 小学校での交通安全教室に防災教育を組み入れて実施し、防災意識の向上を図ります。

※「自助」、「共助」、「公助」:

自分自身や家族による自立、地域や住民による支え合い、公的な援助の3つが役割を分担しながら、人々がともに支え合うという考え方。

施策2-4-2 災害に強いまちづくりの推進

- 危険箇所の解消や学校などの公共施設の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 防災活動の拠点となる消防施設と設備の整備・充実に努めます。
- 災害時に適切な行動がとれるよう、地震・土砂・洪水災害に備え実践的な防災訓練を実施します。

施策2-4-3 防災体制の強化

- 地域や福祉関係部局と連携し、災害時要援護者[※]に対する支援体制を構築します。（再掲）
- 災害等の情報メール配信サービス、防災無線など情報基盤の整備を推進します。
- 災害時の応援協定を整備し、締結団体との連携体制を構築します。
- 防災士養成講座等を開催し、市職員の防災士資格取得を目指します。

施策2-4-4 消防力の充実

- 県による消防広域化推進計画に基づき消防の広域化への対応を検討します。
- 防火水槽、消火栓の敷設、消防自動車の更新などを計画的に進めます。
- 事業所等において、消防団協力事業所表示制度[※]の導入を推進し、消防団員の確保と養成に努めます。

施策2-4-5 救急救助体制の強化

- 高規格救急車及び救助資機材の計画的な配備を進めるとともに、救急救命士の養成・充実に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・自主防災組織の必要性を理解し、自主防災組織に加入しましょう。
- ・防災訓練、各種講習会などに積極的に参加し、意識や対応能力の向上に努めましょう。
- ・消防団活動を理解し、消防団に積極的に加入しましょう。
- ・事業所等は、消防団協力事業所表示制度の導入を推進しましょう。
- ・住宅用火災報知器の設置や防災グッズを備えましょう。

※災害時要援護者：

高齢者や障がいのある人、妊産婦、外国人など、災害に必要な情報を把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々。

※消防団協力事業所表示制度：

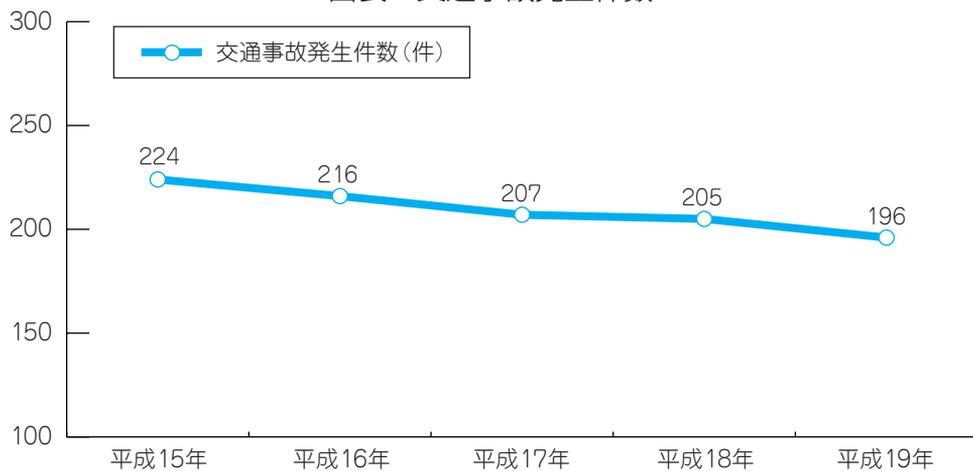
消防団活動に積極的に協力する事業所等を認定することにより、事業所の消防団活動への協力が、地域への社会貢献として広く評価されると同時に、事業所の協力を通じて、地域の消防・防災体制がより一層充実されることを目的とした制度。

施策2-5 防犯・交通安全の推進

7 施策を取り巻く環境

- 防犯、交通安全対策は、日常生活を送るうえで欠かせない大切な要素です。誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察や行政だけでなく自治会や家庭、学校、団体、事業者など、地域が一体となって防犯活動を行うことが求められます。
- 本市では、子どもに対する声かけ等の痴漢行為に類する犯罪の増加に対して、夜間における犯罪防止と交通安全の確保のため、防犯灯の計画的な設置に取り組むほか、民間交番の設置及び活動に対して支援を行っています。また、市職員による青色パトカーを活用した巡回等を実施しています。
- 高齢者に対する詐欺犯罪が増加しており、悪質な訪問販売や巧妙化する振り込め詐欺などから消費者を保護するため、犯罪被害防止のための広報や消費者相談の充実に努める必要があります。
- 市民の移動手段は車が中心であるとともに、高齢者の運転比率が高いため、特に高齢者への安全運転啓発が必要です。
- 本市では、交通の安全と円滑化を推進するため、道路反射鏡、警戒標識、路面表示等の計画的な整備に努めています。

図表 交通事故発生件数



資料：茨城県警察本部



交通安全運動

2 施策が目指す姿

○市民が犯罪や交通事故に巻き込まれない、安心・安全なまちづくりが進んでいます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
39	犯罪（刑法犯）の発生件数	19	416件／年	→	総務課
40	交通事故の発生件数	19	196件／年	→	総務課

4 基本事業の展開

市民生活の安全を確保し、犯罪のない地域づくりを目指すために、市民や警察、関係機関等が協力した防犯活動を進め、地域における防犯の意識高揚を図ります。

また、本市では、市民生活や事業所活動、観光レジャーなど自動車へ依存する傾向が高いため、交通事故の防止に向けて、交通安全施設の整備とともに市民意識の向上のための啓発を進め、誰もが安心できるまちづくりを進めます。

（基本事業）

施策2-5-1 防犯体制の強化

- 市民が主体となった自主防犯活動組織の育成を図り、安心・安全な地域づくりに取り組みます。
- 民間交番など地域の自主防犯活動組織を支援するとともに、関係機関との連携を強化します。
- 小学校での交通安全教室に防犯教室を組み入れて実施し、防犯意識の向上を図ります。
- 本市の人口の2割を占める日の出地区へ、交番・駐在所などの設置を要望します。
- 市内や近隣で発生した犯罪情報等のメール配信システムの導入を検討します。



市民による防犯パトロール

施策2-5-2 交通安全対策の充実

- 交通安全モラルの向上を図るため、家庭・学校・職場・地域などにおいて、幼児から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育を推進します。
- 道路反射鏡，警戒標識，路面表示等や歩道の段差解消，点字ブロックなどの交通安全施設の整備を推進し，交通安全環境の向上を図ります
- 交通事故被害者などへの支援対策として，県の交通事故相談窓口や市の法律相談の紹介など，交通事故に関する相談体制の充実とともに，県民交通災害共済への加入を促進します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地域は地域で守る意識を持ち，防犯パトロールなど積極的に防犯活動に参加しましょう。
- ・事業所等は，警察，交通安全母の会，交通安全協会などと連携を図りながら，年代に応じた適切な交通安全教育を推進しましょう。

施策2-6 消費者支援体制の充実

1 施策を取り巻く環境

- 消費者保護基本法が平成16年6月に改正となり、消費者基本法として施行され消費者保護から自立支援へと大きく変わりました。このようなことから、消費者自立の観点からも、商品の安全や品質、性能の判断、権利、利益の確保など消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者ニーズや消費者問題もますます複雑・多様化しています。
- 市民活動団体が「レジ袋減らし隊」運動に取り組むなど、ごみ減量化と地球温暖化防止に向けた自主的な活動が行われています。
- 現在本市では、平成18年10月にシルバー人材センターの施設内に消費生活センターを開設し、週4日間、消費生活相談員が市民の消費生活に関する相談や苦情を受け付けています。今後もさらなる消費者相談や苦情の受付・相談体制の充実を図っていく必要があります。

2 施策が目指す姿

- 消費生活センターを拠点とした相談体制が充実し、安心して相談ができます。
- 環境に配慮した消費行動を選択する市民が増えています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
41	茨城県消費生活専門講座修了者数	20	1人	12人	社会福祉課
42	消費生活相談件数	19	42件/年	180件/年	社会福祉課



潮来市消費生活センター

4 基本事業の展開

消費者を取り巻く環境はめざましく変化しており、消費者相談の内容は多岐にわたることから、市民への消費生活に関する幅広い知識の普及を図り、苦情相談の充実や被害の未然防止に努め、環境にやさしい市民の消費行動を支援します。

(基本事業)

施策2-6-1 消費者団体の育成・支援

- 自立する消費者を育成するため、他市等の先進的活動情報を提供するなど、消費生活に対する意識の向上に努め、消費者団体の育成や事業への支援を進めます。
- 消費生活に関する基礎的知識を習得し、消費者啓発、消費者被害防止に取り組む意欲のある人材を養成します。

施策2-6-2 消費生活センターの充実

- 複雑化している消費生活相談に対応するため、相談員の専門性を高めるとともに、情報提供・啓発の充実を図ります。

施策2-6-3 消費者の自立支援

- 消費者が環境に配慮した商品の購入、安全や品質・性能などを的確に判断できるよう知識の向上を図るため、消費生活展、消費生活講座等を開催し、その内容の充実に努めます。
- 悪質商法や振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報・啓発に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・環境に配慮した商品の購入に努め、日頃の生活の中で地球環境を大切にしたい暮らしを心がけましょう。
- ・困ったときには消費生活センターへ気軽に相談しましょう。
- ・事業所等は、地域での消費関連啓発ポスターの掲示、チラシの配布など、消費者支援活動に協力しましょう。

第3章 土地利用・基盤整備政策

自然環境と調和した 暮らしやすい まちを目指します



- 施策3-1 調和のある土地利用の推進
- 施策3-2 市街地の活性化
- 施策3-3 道路交通網・交通環境の整備
- 施策3-4 上下水道の整備
- 施策3-5 住環境の整備
- 施策3-6 情報通信基盤の強化

施策3-1 調和のある土地利用の推進

1 施策を取り巻く環境

- 本市の土地利用は、ほぼ地形条件に沿った形で展開しており、南側の低地部では水田、北側の台地部では畑及び山林が多くを占めています。市街地は、本市の中央部を通過する国道51号や主要地方道竜ヶ崎潮来線、県道佐原潮来線などの沿線やJRの駅舎周辺に形成され、生活の中心となっています。
- 市街化区域[※]面積は、都市計画区域6,835ha（全面積）のうち748haで、約11%となっています。市街化調整区域[※]においては、既存集落の地域コミュニティの維持と活性化を図るため、平成19年に区域指定制度[※]を導入しました。
- 市街化区域の人口は、約18,000人程度ですが、haあたり40人を基本にキャパシティを計算すると約30,000人であるため、都市基盤が先行整備されているような状況となっています。また自然環境では、水郷国定公園や水郷県民の森に代表される豊かな自然資源を有しています。
- 東関東自動車道潮来インターチェンジの開通により、東京や千葉との連絡性が強まり、企業誘致による産業振興や水郷いたこを代表するあやめ園などを中心とした地域の賑わいの創出などが期待されています。

図表 土地利用の推移 (単位：㎡)

区 分	平成13年	平成19年
総面積	68,350,000	68,350,000
田	19,792,255	19,411,437
畑	6,128,454	6,157,298
宅地	6,837,464	6,987,357
池沼	30,315	47,064
山林	8,158,630	8,441,390
原野	1,159,842	1,196,798
雑種地	3,659,718	3,623,505
その他	22,583,322	22,485,151

資料：税務課

※市街化区域：

都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域。

※市街化調整区域：

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

※区域指定制度：

市街化調整区域の新しい開発許可制度。指定された区域内では、集落の出身要件等を問うことなく、住宅など一定の用途であれば建築物の建築が可能になる。

2 施策が目指す姿

- 本計画及び都市計画マスタープラン※に基づき、自然との調和のとれた土地利用が進められています。
- 市街化区域では、地区ごとの整備方針に基づいた用途地域※の設定が的確に行われ、道路・公園・下水道などの基盤整備が進むとともに、既存・新規を問わず商工業が発展しています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
43	地区計画の設定地区数	20	3地区	5地区	都市建設課
44	地積調査事業進捗率	20	26.0%	33.0%	都市建設課

4 基本事業の展開

本市が有する環境などの特性に応じ、自然環境との共生や安心・安全な住環境、農業・商業・工業などの活発な産業活動の調和に配慮した土地利用を進めます。

また、低・未利用地については、地域で生活する市民のニーズや将来の産業形態にあわせた用途地域の見直しを進め、適正な土地利用の誘導方針を決定していきます。

(基本事業)

施策3-1-1 適正な土地利用の推進

- 都市計画マスタープランに基づき、計画的で効率的な都市基盤の整備や土地利用の実現を目指します。
- 将来に向けた産業配置など地区の特性や必要性に応じ地区計画※の策定を進めます。
- 稲井川周辺地区については、適正な土地利用の誘導を図るため、用途地域の見直しを進めます。
- 市街化区域内の低・未利用地については、定住促進施策の強化により定住人口の増加に努め、適切な産業誘導を促進するなど有効な活用方法について検討します。



水郷県民の森

※都市計画マスタープラン：

都市計画法に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき策定されるもの。

※地区計画：

用途地域制では決められない、より詳細な土地利用、建築の形態などを決める計画。

※用途地域：

地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもの。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしている。

施策3-1-2 地籍調査の推進

- 土地権利関係の明確化と土地利用施策全般の基礎資料として、利便性の向上を図るため、地籍調査※事業を推進するとともに、実施計画の見直しを行い、調査期間短縮のための検討を進めます。

施策3-1-3 親水ゾーンの整備

- 前川については、洪水及び内水対策のための河川改修とともに、良好な水辺環境の形成を図ることを目的とした「前川ふるさとの川整備計画※」に基づき、財政状況を踏まえながら計画的・効率的な整備に努めます。
- 夜越川については、市民が親しみを持って河川に接することができるよう親水ゾーン化を目指します。
- 霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鯉川等の水際線については、雄大な水郷景観を有する空間として保全を図るとともに、観光回遊や散策が可能な歩行者・自転車利用者を重視した道路整備や景観整備に努めます。整備にあたっては、親水性の創出、市民の憩いの空間として既存の環境を活かした整備を進め、その一環として延方干拓地区内で整備が進む地域用水環境整備事業※施設の適切な維持管理に努めます。

施策3-1-4 丘陵緑地ゾーンの整備

- 豊かな自然環境を守り、市民の憩いやふれあいの場としての活用を目的に、水郷県民の森を中心とする自然体験空間づくりを進めます。
- 広域交通網としての役割を担う、幹線道路などの必要な整備に関しては、自然環境への負荷を考慮しながら土地利用を進めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地区の特性に応じた地区計画などの策定に積極的に参加しましょう。
- ・水辺等の自然環境を大切にす意識を持ち、環境美化活動に協力しましょう

※地籍調査：

一筆（土地の所有権等の公示のために人為的に分けた区画のこと）ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量するもの。その成果は不動産登記に反映され、国民の権利の保全などに活用されるほか、土地利用計画の策定や公共事業等の円滑な実施などに利活用されている。

※前川ふるさとの川整備計画：

平成16年に「ふるさとの川整備事業」（国土交通省）の認定を受けた計画。治水対策と前川を軸としたまちづくりを具体化するための市の「前川整備基本計画」、治水対策を前提とした「茨城県水際線基本構想・地域計画」などを一体化した計画内容で、河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺環境の形成を図ることを目的としている。

※地域用水環境整備事業：

水路、ダム、ため池等の農業水利施設を対象に、これらの保全、管理と一体的に、農業水利施設の有する水辺空間等を活用し、快適な生活環境の整備を図る。

施策3-2 市街地の活性化

1 施策を取り巻く環境

- 人口減少・高齢化社会が進む中、これまでの都市の拡大を前提とした都市計画制度の考え方を転換し、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能をコンパクトに集約した都市構造の一層の推進を図ることを目的として、平成18年5月に都市計画法の見直しが行われました。
- 市民意識調査では、本市の評価について「働く場」「買い物する場」など活力面での評価が低くなっています。また、今後必要な施策についても「中心商店街の活性化の推進」「工場や商業施設等の誘致の推進」といった地域の活力づくりが求められています。
- 中心市街地の利用状況をみると、約6割以上が週1回以上市街地に出かけている一方で、本市において最も改善したいところとして「商店街の活気」や「買い物・娯楽施設の不足」が上げられています。また、今後必要な施策として「既存商店街の魅力を高める工夫をし、集客力を高める」対策が必要となっています。



JR潮来駅前

図表 用途地域指定の状況（平成20年3月現在）

（単位：ha. %）

区 分	用途地域指定面積	比率
第一種低層住居専用地域	188	25.1
第二種低層住居専用地域	53	7.1
第一種中高層住居専用地域	33	4.4
第二種中高層住居専用地域	60	8.0
第一種住居地域	173	23.1
第二種住居地域	54	7.2
準住居地域	36	4.8
近隣商業地域	29	3.9
商業地域	39	5.2
準工業地域	36	4.8
工業専用地域	47	6.3
計	748	100.0

2 施策が目指す姿

○効率的な土地利用が進み、居住や産業に適した市街地環境づくりが進んでいます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
45	日の出地区の宅地化率	19	62.3%	67.0%	都市建設課
46	市街化区域内における大規模未利用地の状況(面積)	19	23.4ha	11.3ha	都市建設課

4 基本事業の展開

多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能をコンパクトに集約した都市構造を実現するため、市街化区域内において都市的未利用地の整序や都市機能更新を進め、効率的な土地利用の実現を図ります。

また、市街地の中心であるJR潮来駅、前川あやめ園周辺の景観整備を進めるとともに、地域の魅力を活かしながら、商業・業務機能や交流機能を備えた活力ある市街地の形成を目指します。

さらに産業振興地区については、企業誘致を推進するとともに、市街化区域への編入を目指します。

(基本事業)

施策3-2-1 市街地の整備(潮来・辻地区)

- 中心市街地の空洞化が顕在化していることを受け、地域・行政が一体となり再開発について検討を進め、空き地や空き店舗の有効な対策に取り組みます。
- 当地区内のJR潮来駅前や前川あやめ園を中心とする観光・交流ゾーンでは、観光客の回遊促進や関連サービスの充実などの相乗効果を意識した取り組みを行います。
- 潮来前地区(アイモア南側)及び県道潮来佐原線沿道については、JR潮来駅前や前川あやめ園を中心とする観光・交流ゾーンと一体となった土地利用の検討を行います。
- 都市的未利用地が存在する浅間下地区及び立金地区については、都市基盤の整備とあわせた一体的な未利用地整序の検討を図ります。

施策3-2-2 市街地の整備(牛堀地区)

- 図書館などの既存施設と権現山公園や水郷北斎公園の地域資源環境を活かしたコミュニティ拠点として、一体的な整備を推進するとともに、市街地環境の形成と宅地利用の促進を図ります。
- 大山崎地区については、商業施設や公共施設等の立地による新たな生活交流拠点として位置づけ、市街化区域への編入を視野に入れつつ、必要な都市基盤の整備と拠点施設立地のための土地利用を検討します。

施策3-2-3 市街地の整備（延方地区）

- JR延方駅周辺地区については、宅地化の促進を図るほか、当該地域の中心地区として地域住民のための商業・業務機能の集積を目指します。
- 洲崎地区においては、下水道などの都市基盤の整備や用途地域の変更を行い、沿道地区にふさわしい土地利用を進めるとともに、未利用地整序の検討を図ります。
- 県道潮来佐原線と国道51号バイパス（洲崎～小泉間）沿道では、周辺環境の調和を図りつつ、一部必要な範囲で沿道サービスなどの交通利便性を活かした土地利用の誘導を検討します。
- 都市的未利用地が存在する須賀地区（ナイルス北側）では、民間の事業活動に対応した未利用地整序の検討を図ります。

施策3-2-4 市街地の整備（日の出地区）

- 都市基盤の維持・改善を進めながら、商業施設の誘導や安心・安全の観点から交番等の誘致などにより、地区の魅力向上を図ります。
- 当地区は空き地等の未利用地が約4割存在することから、より一層の宅地利用に向けて雇用確保を目的とした施策と一体となった定住促進を目指します。

施策3-2-5 産業振興地区の整備（潮来インター・道の駅いたこ周辺地区）

- 潮来インター周辺地区は、流通関連施設の立地誘導を図るため、必要な基盤整備や土地利用規制の緩和を誘導するとともに、将来的には一定の施設集積を見込んだうえで、市街化区域への編入を目指します。
- 道の駅いたこ周辺地区は、企業誘致を推進するため、産業系用途を中心とした土地利用を図るとともに、将来的には一定の施設集積を見込んだうえで、市街化区域への編入を目指します。

施策3-2-6 産業振興地区の整備（稲井川周辺地区）

- 稲井川土地区画整理事業区域の見直しを進めます。
- 本地区における都市的未利用地の新たな土地利用を目的に、地区計画制度を活用するなど具体的な方向性を見出し、その実現に向けた都市計画手続きを進めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・市街地や拠点整備との調和に配慮した景観や環境づくりに向けた施策の検討に参画しましょう。

施策3-3 道路交通網・交通環境の整備

1 施策を取り巻く環境

- 本市の道路網は、東関東自動車道・国道51号・国道355号・主要地方道水戸神栖線が骨格を形成し、交通の要衝として重要な役割を担っています。
- 現在本市では、東関東自動車道水戸線及び国道51号バイパスの都市計画決定を受けたことから、早期整備の実現に向けて、関係機関との協議を進めています。また、社会動向の変化等から潮来地区内の一部の都市計画道路※は都市計画決定後長期にわたり事業化の目途が立たない状況にあります。
- 高速バスの運行は、都心と本市を結ぶ有効な交通手段として機能しており、市民の満足度も高く評価されていますが、通勤・通学での利用者の利便性がさらに向上することで市内への定住促進が期待されます。
- 公共施設などの整備は、徐々に進んでいるものの、歩行環境などのバリアフリー化はまだ充分とはいえません。特に高齢化が進むにつれて、高齢者の関わる交通事故が増加することが十分に考えられることから、誰もが安全で快適に利用できる道路交通環境を整備していく必要があります。

2 施策が目指す姿

- 計画的な道路網の整備が進み、人にも車にもやさしい安心できる道路環境が整っています。
- 誰もが利用しやすい公共交通体系が構築され、地域間の交流が盛んになっています。
- 高速バス、鉄道利用の利便性が向上し、通勤・通学による利用者が増加するとともに、定住促進が図られています。



水郷潮来バスターミナル

※都市計画道路：

都市計画において定められた都市施設のひとつで次の4種類に分類される。

- ①自動車専用道路：都市高速道路等、専ら自動車の交通の用に供する道路
- ②幹線街路：都市内のまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
- ③区画街路：地区における宅地の利用に供するための道路
- ④特殊街路：歩行者、自転車等、自動車以外の交通の用に供する道路

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
47	市道舗装率	20	57.38%	58.14%	都市建設課
48	都心への交通機関の利便性の向上に満足している市民割合	19	64.0%	70.0%	企画財政課
49	高速バスの利用者数	19	428,915人/年	471,000人/年	企画財政課

4 基本事業の展開

道路交通網は市内外との交流の活性化、魅力ある産業の創出、消防・救急体制の強化など、地域の利便性と定住環境の向上につながる重要な都市基盤として整備を推進するとともに、地域の生活道路として人と車の安心・安全に配慮した道路づくりを目指します。

また、民間による市内送迎バスや高速バス等の利便性が向上し、市民に身近な交通手段として定着するなど、公共交通の利用促進に向けた施策を進めます。

(基本事業)

施策3-3-1 広域道路ネットワークの構築

- 幹線道路の整備については、東関東自動車道水戸線の延伸とともに、既存施設(道の駅いたこ)などの交流拠点を活かしたオアシス化[※]や、国道51号バイパス、国道355号バイパスの早期整備の実現に向けて、関係機関との協議を進めます。
- 市内生活拠点の連携強化(環状道路)による都市の一体性と観光交流を支える回遊機能の向上を目的に、広域道路ネットワークの構築を図ります。
- 水郷有料道路の早期無料化を実現するため、関係機関への要望活動を積極的に展開するなど協議を進めます。
- 水辺の交流ネットワークを形成するため、県道潮来土浦線(霞ヶ浦自転車道)の早期整備完成を目指し、関係機関との協議を進めます。

施策3-3-2 市内生活道路の整備

- 交通の円滑化や利便性の向上を目的に、交通量・公共施設の配置・防災機能・交通安全対策などに配慮し、計画的な改良・舗装工事等を推進します。
- 都市計画決定後、長期間にわたり未着手となっている都市計画道路については、社会情勢を踏まえた都市の将来像に照らしあわせ、計画の必要性や事業の支障となる要因等を評価しながら都市計画道路の見直しを検討します。

※オアシス化：

疲れを癒し、心にやすらぎを与えてくれる憩いの場所。地域の自然、歴史、文化、産業など地域の特色を活かした、高速道路と一体となった空間をイメージしている。高速道路の休憩施設から隣接する施設に直接車で乗り入れできるハイウェイオアシスなどもその一つ。

施策3-3-3 安心・安全な道路環境づくり

- 誰もが安心・安全に歩ける歩道整備など、道路環境のバリアフリー化を推進します。
- 定期的なパトロールを実施し、適切な道路の維持補修に努めます。
- アダプト制度（里親制度）による道路の維持管理など、市民協働による取り組みを検討します。

施策3-3-4 公共交通の充実

- 交通弱者への対応や身近な交通手段として、民間による市内送迎バスの利便性の向上に努めるとともに、デマンド・タクシー[※]など新しい交通システムの導入について検討します。
（再掲）
- 茨城空港の開港により、新たな交流や地場産業への経済効果が期待されるため、市内から空港への連絡バスなど、公共交通手段の確保に向け、関係機関との協議を進めます。
- 首都圏への通勤・通学の利便性の向上を図るため、高速バス路線の拡充、運行時間の延長などを関係機関に要望し、パークアンドライド[※]を促進します。
- JR鹿島線利用者の利便性向上を図るため、JR成田線、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線との接続向上や直通列車の増便、駅舎の整備などを関係機関に要望します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・身近な生活道路の環境美化活動等に協力しましょう。
- ・公共交通機関の利用に努めましょう。
- ・地球環境に配慮したエコカーの購入や、ノーマイカーデーへの取り組みに積極的に参加しましょう。

※デマンド・タクシー：

自分で自動車を運転しない方や自転車利用が困難な方など、主としてお年寄りの通院や買い物などを支援するために運行する、目的地限定の乗合タクシー。

※パークアンドライド：

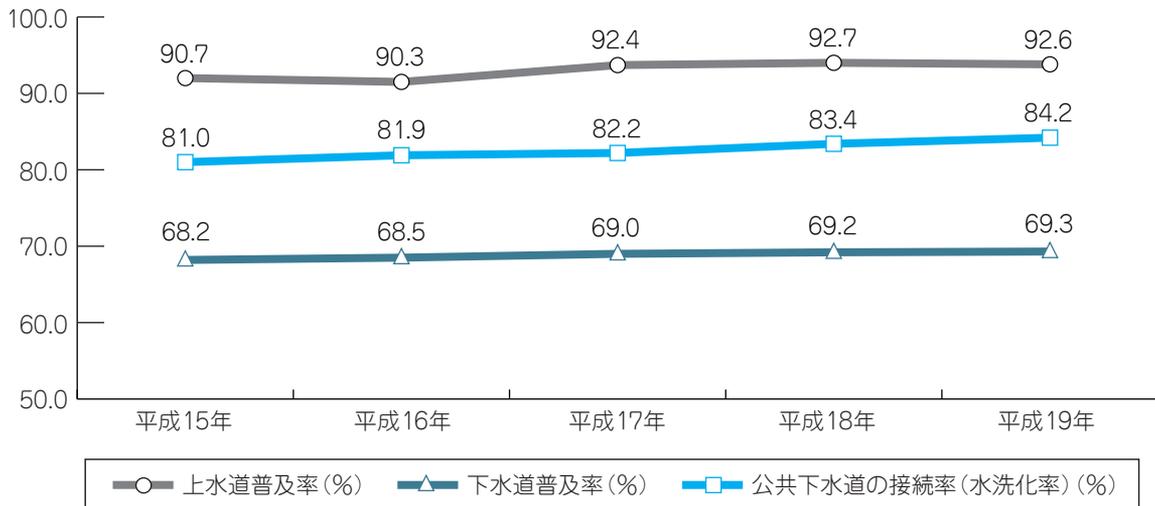
自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。

施策3-4 上下水道の整備

7 施策を取り巻く環境

- 本市の上水道は、計画給水人口を44,050人とし、水の安定供給に努めています。平成19年は給水人口29,070人、普及率[※]92.6%、年間給水量3,243千³m³となっています。本市の水源は主として北浦から賄っています。また、平成15年から県の広域水道を受水しています。配水管の整備はほぼ完了していますが、初期の整備箇所が老朽化しているため、配水管の取り替えが必要になってきています。
- 本市の下水道は、昭和47年度から事業に着手し、現在728haの整備が終了しています。今後は、平成27年度事業完了を目指し、下水道普及率69.3%、接続率84.2%の現状から、さらなる接続率の向上を推進します。
- 下水道整備後30年以上が経過した施設については、老朽化が進むことが懸念されるため、管路更正等の延命化が必要であり、また、生活排水処理率の向上のため、下水道事業区域・農業集落排水事業[※]区域以外の区域に対しては高度処理型浄化槽への転換が必要です。
- 下水道計画区域内において、近年の梅雨前線による集中豪雨、台風時に浸水被害が発生していることから、計画的な雨水排水幹線の整備が求められます。

図表 上下水道の状況



資料：水道課・下水道課



下水道整備

※普及率：
住民基本台帳の人口における給水人口の割合を示すもの。

※農業集落排水事業：
農業振興地域内の農業集落において、トイレの水洗化、生活雑排水等の汚水処理システムを整備することにより、快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。

2 施策が目指す姿

- 安心・安全な水が安定して供給されています。
- 衛生に配慮した生活排水処理施設整備が進んでいます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
50	上水道の普及率	19	92.6%	93.0%	水道課
51	公共下水道の接続率（水洗化率）	19	84.2%	86.0%	下水道課
52	高度処理型浄化槽設置基数	19	65基	190基	下水道課

4 基本事業の展開

安心・安全なおいしい水を安定して供給するため、「水道ビジョン[※]」の策定を進め、老朽管の更新や配水管、浄水処理施設の計画的な整備を進めます。

また、日常生活と密接な関係にある自然環境の悪化は、地域としても重要な課題となります。特に生活排水が河川へ流出していることにより水質悪化を招き、自然環境への影響が懸念されているため、処理水の高度処理や再利用等、下水道の普及に努めます。

（基本事業）

施策3-4-1 安全な水の安定供給

- 将来にわたり安心できる水を安定的に供給するため、水道の基本理念や施策の方向を明らかにする「水道ビジョン」を策定します。
- 管路情報管理の整備を進めるため、施設台帳等の電子化を図り、維持管理体制の充実に努めます。
- 石綿セメント管（配水管）の更新、浄水処理施設の整備を計画的に進めます。
- 災害時における、ライフライン確保のため、水道施設の耐震化、応急給水体制の充実に努めます。



いたこのおいしい水（ボトルウォーター）

※水道ビジョン：

水道のあるべき姿に対して、各水道事業者の地域性・歴史的背景・現有する課題等の違いを考慮し、独自の構想・計画をもって、水道事業の将来像を具現化するもの。

施策3-4-2 公共下水道の整備・接続促進

- 洲崎地区の整備の完了を目指すとともに、須賀南地区の整備を計画的に進めます。
- 下水道施設維持管理計画の策定により、施設延命化を図るための計画的な維持・補修に努めます。
- 道路改良工事等にあわせて下水道管路施設工事，雨水幹線整備工事を行いコスト縮減に努めます。
- 下水道促進週間などにあわせて，キャンペーンや個別訪問による下水道への接続指導を行い，公共下水道事業，農業集落排水事業の区域内における水洗化の促進を図ります。

施策3-4-3 高度処理型浄化槽設置の推進

- 公共下水道事業，農業集落排水事業区域外の生活環境の改善とともに，河川等の水質を保全するため，高度処理型浄化槽の新設及び単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換を推進します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・ 節水意識の高揚と漏水等の無駄水を少なくするように努めましょう。
- ・ 生活環境の改善と水質汚濁防止に対する意識を高めましょう。
- ・ 公共下水道等への接続や高度処理型浄化槽の設置に努めましょう。

施策3-5 住環境の整備

1 施策を取り巻く環境

- 生活様式の変化などにより、個々の住まい方に応じた多様な住宅や性能、設備に対してより質の高い住宅を求める傾向にあります。
- 高齢化の進行に伴う高齢者の心身機能の低下や増大すると予測される在宅介護への対応、さらには、障がいのある人が自立した生活を送れる居住環境の整備が課題となっており、今後、住宅のバリアフリー化を促進することが強く求められています。
- 本市の市営住宅は一部老朽化が進んでいる状況ではあるものの、現在236戸の市営住宅のほか312戸の県営住宅が整備され、民間のアパート・マンション等の供給も進んでいる状況です。
- 市内に存在する空き家や空き地の有効活用を推進し、市の活性化と定住促進を図るため、平成20年度に「空き家・空き地情報バンク[※]設置要綱」を定め、市のホームページに専用サイトを設けるなど各種情報の提供を行っています。
- 本市が持つ豊かな自然環境や伝統文化などの良さを生かした魅力ある快適空間の創出のため、本市の住宅施策の方向性を示す「住生活基本計画[※]」を策定し、良好な住環境の形成を図り市街地への定住化を促進する必要があります。

図表 公営住宅設置状況（各年3月31日現在）

	区 分	単 位	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
市 営	団地数	団地	18	18	18	15	15
	戸数	戸	294	294	294	236	236
県 営	団地数	団地	5	5	5	5	5
	戸数	戸	296	296	296	312	312

資料：都市建設課・（財）茨城県住宅管理協会

2 施策が目指す姿

- 豊かな自然の中に良質な住宅、快適で安全な住環境が形成され魅力あるまちづくりが進んでいます。



優良な住宅地

※空き家・空き地情報バンク：

「空き家・空き地情報バンク設置要綱」に基づき、市内の空き家や空き地の情報を市のホームページに掲載し、市内に居住することを希望している方や土地・建物を探している企業などに紹介する制度。

※住生活基本計画：

豊かな住生活の実現を目指して、住みよい「住まい」や「まち」をつくっていくために基本方針を定め、それを達成するための目標や施策（取り組み）の方向などを定めたもの。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (H25)	担当課
47	住生活基本計画の策定	20	—	策定	都市建設課
48	空き家・空き地情報バンクを利用して、物件の売買・賃貸契約を締結した件数	20	—	30件	企業誘致推進室

4 基本事業の展開

市民が安全で快適な生活環境の中で日常生活を送ることができるよう、「住生活基本計画」を策定し、良好な住環境づくりを目指します。

また、魅力のある住宅地の形成を図るため、優良な宅地・住宅の供給を促進します。市営住宅については、適切な維持・管理に努め、居住空間の向上を図ります。

(基本事業)

施策3-5-1 良好な住環境の整備

- 「住生活基本計画」を定め、地域特性に応じた良好な住環境の整備を推進します。
- 適正な開発指導のもとに良好な住宅環境の整備を促進します。

施策3-5-2 市営住宅の整備

- 市営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が著しい市営住宅の用途廃止・集約を検討します。

施策3-5-3 安心・安全な住環境への支援

- 高齢者や障がいのある人などに配慮した住宅づくりを促進するため、ユニバーサルデザインや耐震化など安心・安全な住宅の普及・啓発に努めます。
- 福祉的支援や介護保険制度を活用し、在宅で安心・安全に暮らせる住環境整備への相談・支援に努めます。

施策3-5-4 民間と連携した住宅供給対策の推進

- 市内に存在する空き家・空き地情報の収集・提供体制を民間と連携して強化・充実を図り、優良な宅地・住宅の供給を誘導します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・居住者は、基本的な責任を果たし、地域周辺の美化に努めましょう。
- ・事業者は、優良な宅地・住宅の供給に努めましょう。

施策3-6 情報通信基盤の強化

1 施策を取り巻く環境

- 本市においては、ブロードバンド^{*}環境整備に地域格差があり、市民・職員の情報リテラシーにも格差がみられます。そのため、市民のICT（情報通信技術）利用実態を把握し、市民・職員の情報リテラシーの向上に取り組む必要があります。
- 電子申請・届出等については、利活用が進んでおらず、電子自治体化の推進も通常業務のシステム化による業務効率化が主となり、市民向けサービスの提供が不足しています。

2 施策が目指す姿

- 暮らしに役立つ地域の情報が手軽に入手できます。
- 市内全域において、ブロードバンド環境を整備し、電子自治体への基盤整備が進んでいます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
55	市内のブロードバンド（光ファイバー網 [*] ）整備率	20	45.5%	100.0%	秘書広聴課
56	電子申請・届出システムの業務数	20	35業務	60業務	秘書広聴課



ICTフェスタ

※ブロードバンド：

高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。主なものが光ファイバー。

※光ファイバー網：

現在普及しているブロードバンドの中で、その速度・安定性において最も優れた通信回線を利用したネットワーク。近年、大容量の情報のやりとりが高速でできる光ファイバー網整備の充実が求められている。

4 基本事業の展開

生活環境の向上と地域の安全につながる高度情報化社会の形成に向けて、市内全域において、ブロードバンド環境の整備を推進し、電子自治体への基盤整備を目指します。

また、市においては、業務の効率化・最適化を推進し、それと同時に権限設定や運用などのセキュリティへの対策強化を実施するとともに、申請手続きなどの電子化を促進します。

(基本事業)

施策3-6-1 情報通信基盤の整備

- ブロードバンド環境（光ファイバー網）を市内全域に整備するため、市民と協働しながら通信事業者への積極的な働きかけを行います。
- ICT（情報通信技術）を利活用するための基礎的な知識の習得のため、講習会を開催します。
- 地域活力・ICT（情報通信技術）に関する市民意識調査を行い、地域ポータルサイト[※]開設のための検討を進めます。

施策3-6-2 電子自治体の推進

- 市民の利便性を考慮したシステム構築に向けて、届出・申請、入札、申告等などにおける電子化の導入を検討し、事務の簡素化、迅速化、低コスト化を目指します。
- 文書の電子化や決済事務効率を向上させるための新規システムの導入を検討するとともに、職員の情報リテラシー向上のための研修を実施します。
- 茨城県域統合型GIS[※]（地理情報システム）の積極的・有効的な活用により、業務の効率化を図るとともに、市民が必要とする地図情報を公開します。
- 個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティの高度化を図り、情報漏洩などの防止に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・パソコン研修などに参加しICT(情報通信技術)を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。
- ・電子化された市民サービスを有効に活用しましょう。
- ・情報通信基盤整備のため、関係機関への働きかけに協力しましょう。

※地域ポータルサイト：

地域ポータルサイトは、地域（自治体）の観光情報やイベント情報、お店の情報などを総合的に取り扱うインターネット上のサイト。

※茨城県域統合型GIS：

本県IT戦略の重点施策として、県と全市町村が共同で整備を進めてきた取り組み。GIS（地理情報システム）を用いて、県や市町村の様々な行政情報を1つのインターネットサイトから提供することで、県民サービスの向上を図っていくもので、「茨城県域統合型GIS（地理情報システム）」（愛称：いばらきデジタルまっぷ）として、平成20年10月1日より運用を開始している。

第4章 産業振興政策

交流と活気， 賑わいを生む産業のある まちを目指します



施策4-1 農林水産業の振興

施策4-2 商工業の振興

施策4-3 観光の活性化

施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

施策4-1 農林水産業の振興

1 施策を取り巻く環境

- 本市の農業は、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鯿川等に囲まれ、利根川がもたらした肥沃な耕地と年間を通じた温暖な気候に恵まれ、米を主体に、一部施設園芸、畜産等を取り入れた農業が営まれています。
- 本市では、近年、担い手農家の高齢化、後継者不足、さらには、基幹作物の米が生産調整の拡大、米価の低迷等により生産額が落ち込んできています。このような状況の中で、「元気アッププラン[※]」、「水田農業ビジョン[※]」等に沿って、水田農業の構造改革、経営感覚に優れた認定農業者[※]等の担い手の育成・確保、担い手農家への農地の利用集積、農業生産基盤の整備等に積極的に取り組んでいます。
- 特に、食の安心・安全や地産地消の声が高まる中、買ってもらえる米づくりとしては、平成17年度から潮来産コシヒカリのブランド化の取り組みをはじめました。潮来市大規模稲作研究会が生産する地域オリジナル米「潮来あやめちゃん」は、県の特別栽培農産物[※]に認証され、平成20年3月に商標登録されました。また、「道の駅いたこ」の農産物直売所で地元野菜、加工品等を販売し地産地消の取り組みが順調に推移しています。



都市部の方との田植え交流会

※元気アッププラン：

市の農業振興に関わる「最上位の計画書」と位置づけられ、毎年策定されている。この計画には市の農業の総点検結果や農業者自らが自分たちの課題解決に向けた取り組み内容、目標や活動計画等が掲げられている。

※水田農業ビジョン

地域の関係者が自由な発想のもと、地域水田農業の発展を図っていくため、地域の作物戦略、販売戦略、水田の利活用、担い手の育成等の将来を明らかにしたものの。

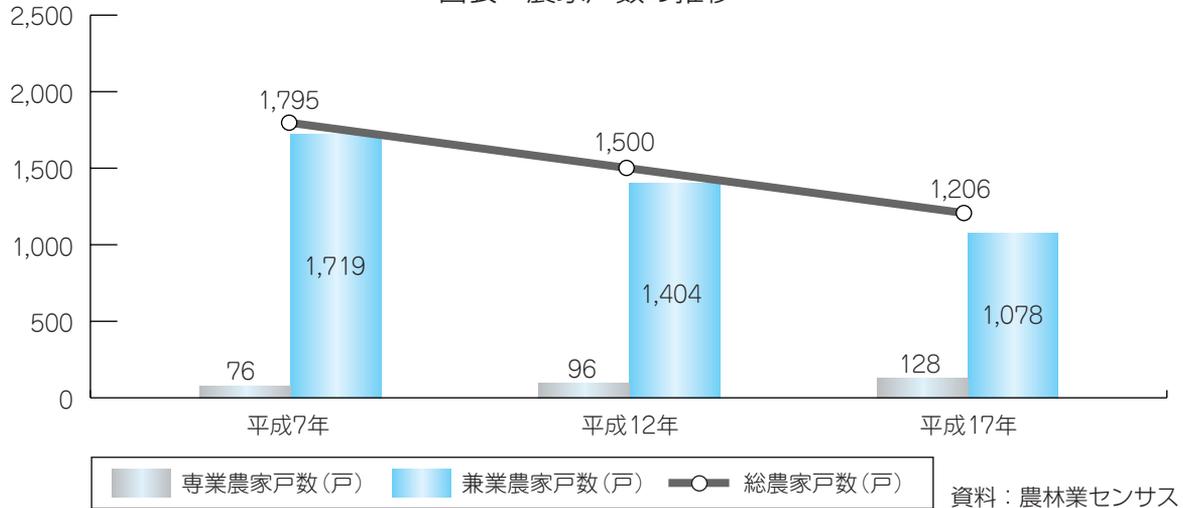
※認定農業者：

経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営づくりを目指す意欲ある農業者（農業法人を含む）で、農業経営改善計画を提出し、市町村が認定した農業者。

※特別栽培農産物：

農業や化学肥料を削減するなど一定の要件を満たして生産された農産物を特別栽培農産物として、（県が認証する）認証する制度。

図表 農家戸数の推移



2 施策が目指す姿

- 豊かな自然の恵みを活かした活力ある農業が営まれています。
- 他の産業と連携し、市全体の産業の活性化が図られています。（各産業共通）

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
57	認定農業者数	20	47人	50人	農政課
58	潮来ブランド品設定数	20	1品	2品	農政課
59	年間農業算出額	18	390,000万円/年	400,000万円/年	農政課
60	環境保全型農業に取り組むエコファーマー [※] 数	20	55人	70人	農政課
61	担い手への農地利用集積率	19	21.0%	25.0%	農政課
62	道の駅いたこでの農業生産品売上額	19	21,200万円/年	23,500万円/年	農政課

4 基本事業の展開

自然と共存してきた地域の農林水産業の振興に向けて、体験農業や農業研修を推進し、担い手の確保と後継者の育成に引き続き取り組みます。また、今後は時代に求められる「食の安心・安全」「環境共生」のニーズにあった生産を目指すとともに、現状を確保しつつ、地域振興へつながる取り組みへの転換を図ります。

※エコファーマー：『土づくり・減化学肥料・減化学農薬』の3つの技術に一体的に取り組む農業者で、県知事の認定を受けた者。

(基本事業)

施策4-1-1 農業経営確立の推進

- 農業振興地域整備計画等を踏まえ、優良農地の保全・確保や農地流動化を促進し有効活用を図るなど、地域における農業の総合的・計画的な振興を推進します。
- 農地の計画的な利用調整や担い手農家への利用集積に向け、土地改良施設の整備と適正な維持管理などの基盤整備を推進します。
- 減農薬・減化学肥料、有機栽培米等の生産・販売を起点とした米産地化の支援と育成に努めます。
- 農産物の付加価値を高めるため、加工品を含めたブランド化に取り組みます。
- 多様な農業形態や新技術の導入を促進し、質の高い農産物の供給と新規作物の導入による特産物の開発と普及に、農業関係団体や農業改良普及センターをはじめ、関係機関との連携強化を図りつつ、取り組みます。



地域オリジナル米「潮来あやめちゃん」

施策4-1-2 担い手の育成と営農体制の整備

- 認定農業者等の営農組織の経営改善（規模拡大、生産方式・経営管理の合理化等）を促進し、その育成を図るため、営農・経営支援体制の強化を図ります。
- 担い手の育成・確保のために、担い手農家の低コスト化や安定経営に向けた農地の利用集積、水田農業経営所得安定対策の推進や制度資金の活用、農業機械・施設整備、各種研修会開催などの支援に取り組みます。
- 農業経営の多角化や規模拡大、人材の確保や経営能力の養成などの時代的要請への対応を図るため、集落営農や農業経営の法人化の促進、関連する起業支援に取り組みます。

施策4-1-3 地産地消の推進

- 伝統的な地域の食文化の啓発に努め、ゆったりと食事を楽しむ食育やスローフード^{*}活動を展開し、食育意識の啓発、地元農産物への理解や消費に結びつけます。
- 地場食材を利用した新たな食メニューの開発など地域の食文化を育成し、宿泊施設や飲食店での活用を図ります。
- 「道の駅 いたこ」などの農産物直売所の充実による地産地消を推進し、地元農産物の消費拡大を進めます。

^{*}スローフード：

ファストフードやコンビニ食などとは違い、多様で伝統的な地域の食文化を守りながら、ゆったり楽しむ食事。BSEのまん延など、世界的な食の危機や環境問題を背景に、取り組みが広がっている。

施策4-1-4 農業・農村環境の活性化

- 環境に配慮した安心・安全な農産物の栽培を推進するため、土づくり・減化学肥料・減農薬へ取り組みつつ、エコファーマーの育成を目指します。
- 耕種農家と畜産農家の連携による堆肥の有効利用など、資源循環型農業の構築を目指します。
- 農地・水・環境保全向上対策事業などの推進により、地域ぐるみの農業環境の保全に努めます。
- 農村集落の生活環境の整備を図ります。（道路・公園，集会施設，排水施設，景観等の整備）
- 滞在型体験農業の振興に努めるとともに，都市部市民との交流を推進するシステムづくりを進め，観光業と連携した地域産業の振興を目指します。

施策4-1-5 畜産業・水産業の振興

- 畜産防疫や衛生環境の改善に努め，安全で高品質な畜産物の生産に取り組みます。
- 稚魚の放流などによる水産資源の保護に取り組みます。

施策4-1-6 森林資源の保全

- 森林緑地については，良好な自然環境を保持し，森林と人との共生を図りながら計画的な造林など，森林機能の維持確保に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・生産者は，消費者ニーズに応じた安心・安全な農産物の生産に努めましょう。
- ・消費者は，地元の農産物を購入し地産地消に努めましょう。
- ・ホテル・旅館，飲食店は，地元の農産物を活かした，新たなメニューの開発に積極的に取り組みましょう。
- ・地域住民は，水路，農道，ため池等，農村景観の保全に協力しましょう。

施策4-2 商工業の振興

7 施策を取り巻く環境

- 商業においては、少子高齢化の進行や長引く経済不況、従事者の高齢化・後継者不足、郊外型大型店舗の出店による購買客の流出など、様々な変化に直面し、取り巻く環境は、厳しさを増しています。そのため、商店経営者の経営意欲を高め、市内の商店街活性化のための空き店舗対策事業などに取り組み、消費者ニーズに対応した品揃え・サービスの提供を目指した、賑わいある魅力的な商店街づくりが求められています。
- 本市では、平成8年11月に「エコ・ショップ[※]制度実施要綱」を制定し、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗をエコ・ショップとして6店舗を認定し、普及を進めています。
- 工業については、新規企業と既存工業が連動し、相乗効果の得られる工業の振興が求められており、既存工業の情報を収集しながら、関わりのある新たな企業の誘致を進めるなどの施策を講じていかなければなりません。

図表 商業の状況

区 分	単位	平成14年	平成16年	平成19年
事業所数（店）	事業所（店）	428	417	367
従業者数	人	2,556	2,333	2,142
商品販売額	百万円	47,376	48,263	39,906

資料：商業統計調査

図表 工業の状況

区 分	単位	平成15年	平成17年	平成19年
事業所数	事業所	77	73	71
従業者数	人	1,891	1,966	2,079
製造品出荷額	百万円	51,418	53,295	61,598

資料：工業統計調査



ショッピングセンター

※エコ・ショップ：

環境にやさしい商品コーナーの設置や積極的な販売、簡易包装やレジ袋の削減の推進、空き缶・空き瓶・紙パック・トレイ・PETボトルなどの店頭回収、取り扱い商品の修理の実施、広告チラシ等への再生紙の使用など、環境に配慮した取り組みをしている小売店舗のこと。

2 施策が目指す姿

- 観光業との連動により，市内の商工業に賑わいが生まれます。
- 環境問題に積極的に取り組む事業所，エコ・ショップが増えています。
- 他の産業と連携し，市全体の産業の活性化が図られています。（各産業共通）

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
63	市内商店数（卸売業・小売業）	19	367店	400店	観光商工課
64	商品販売額	19	39,906百万円/年	43,190百万円/年	観光商工課
65	製造品出荷額	19	61,598百万円/年	67,758百万円/年	観光商工課
66	エコ・ショップの店舗数	20	6店舗	12店舗	環境課

4 基本事業の展開

商業では，市民の購買力，消費ニーズが県内外の周辺地域へ流出している中で，商店街機能の活性化のために，市民の地元購買力を高めるとともに，個性ある地域産業の育成に努めます。

また，時代に応じた販路の拡大に向けて，「道の駅 いたこ」や観光施設，インターネットを活用した販売体制の拡充を目指します。

工業では，地域の特性を活かした企業経営が育成され新たな経営展開等により工業・流通拠点を形成し，新たな産業の育成を目指します。

（基本事業）

施策4-2-1 商業の振興

- 商工会や観光協会などの商業関係団体と連携した，地域資源を活かしたイベント，交流事業などの活動を支援し，活力ある商業の振興を図ります。
- 魅力ある商店街づくりを目指し，店舗の環境整備など安定経営を促進する各種融資制度の周知と活用を図ります。
- 特産品の発掘や創作等，地元産品の魅力向上に向けて，観光業・農林水産業や商工業，大学などと連携し，地域ブランド品の開発を促進します。
- 商業関係団体等が開催する各種行事等のPR活動を積極的に支援するとともに，インターネットや「道の駅 いたこ」を活用した積極的な情報発信，商品販売を推進します。
- 市民の消費ニーズと商業環境の活性化を図るため，商業施設の立地を誘導します。

施策4-2-2 工業の振興

- 中小企業に対して、国、県等の融資制度や経営・技術・人材育成等に関する情報、本市への企業誘致に関する情報など、必要な情報提供を行います。
- 指定業種[※]の進出企業や既存企業に対して、固定資産税の優遇措置等による支援を行い工業の振興を図ります。
- 潮来工業団地連絡協議会や茨城南部工業協同組合、商工会の活動を支援するとともに、密に連携をとり各種活動の活性化を図ります。
- 企業等の社会貢献活動を促すとともに、ものづくりの現場を観光資源として生かす「産業観光」への取り組みなど、地域に開かれた工業の振興を目指します。
- 観光業・農林水産業・商工業、大学などとの連携を強化し、工業の活性化を図ります。

4-2-3 環境に配慮した商工業の推進

- ホームページや広報紙等でエコ・ショップ制度のPRに努め、エコ・ショップの活性化、店舗の増加を目指します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・商工業者は、高品質な製品の生産・販売、特産品等の開発に努めるとともに、社会的な貢献に努めましょう。
- ・地元の商店街を利用して買い物をしましょう。
- ・消費行動において、環境に配慮した商品購入に努めましょう。



潮来工業団地

※指定業種：

茨城県鹿島臨海地域産業の活性化基本計画で位置づけされる産業の集積を図るべき業種で製造業の23業種

施策4-3 観光の活性化

1 施策を取り巻く環境

- 本市は、年間約210万人（平成19年度）の観光客を迎える観光都市として発展してきましたが、近年、モータリゼーションの発達と交通基盤の整備により、観光形態も宿泊滞在型から、立ち寄り型に変化してきており、年々宿泊客の減少が進んでいます。
- 多様な滞在志向に対応するため、平成19年度に旅館組合や周辺商店会、飲食店などが連携し、宿泊と食事を分離する「まち食事業」に試験的に取り組み、新たなメニューづくりに努めています。
- 首都圏はもとより、成田空港との近接性を活かし、外国人観光客も視野に入れた交流人口の拡大を進めるため、水郷三都観光推進協議会[※]を設置し、その推進を図っています。
- 水郷の自然景観や特産品、文化財や地域に残るイベントなど、地域資源の利活用やネットワーク化をはじめ、これらを継続的に支えていくシステムは、まちづくりに不可欠であり、現在、各種ボランティア団体等が、環境・観光などへの取り組みをはじめています。
- 観光ニーズの変化に即した観光メニューづくりによって、観光客の滞在時間延長を促し、「体験する」「滞在する」「再び訪れたくなる」地域となるよう、観光スポットや施設の整備とネットワーク化を図る必要があります。

2 施策が目指す姿

- 市内や水郷三都などの観光地を回遊する観光客が増加しています。
- 他の産業と連携し、市全体の産業の活性化が図られています。（各産業共通）



潮音寺の万燈会



前川あやめ園

[※]水郷三都観光推進協議会：

自然環境、歴史文化など地域の持つ優れた地域資源を活かし、21世紀型の観光ニーズに対応した観光戦略確立などを目的に、平成17年8月、鹿嶋市、潮来市、千葉県佐原市（現・香取市）で組織された。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (H25)	担当課
67	観光入込み客数	19	2,131,634人/年	2,344,000人/年	観光商工課
68	ホテル・旅館の宿泊者数	19	255,800人/年	294,000人/年	観光商工課
69	水郷潮来あやめまつり来場者数	20	755,600人	846,000人	観光商工課
70	フィルムコミッション撮影日数	19	42日	54日	観光商工課

4 基本事業の展開

地域の観光振興のためには、今後の多様化する消費者のニーズに的確に対応した情報収集と提供、誘客PRの強化、新たな観光資源の開発と体験型観光等のソフト面の充実を図るとともに、心温まる受け入れ体制（おもてなしの心）づくりを推進するなど、より一層の誘客力の向上を図ります。

また、近隣との広域観光ルートを定着させ、回遊性のある通年型観光及び滞在型観光の確立を目指し、積極的な民間活力、民間資本の導入を促すなど、他産業活性化の牽引役となりうる観光産業の振興を推進します。

さらに、フィルムコミッション*でのロケ地としての本市の魅力をPRし、市外からの来訪者の増大を図ります。

（基本事業）

施策4-3-1 観光産業の振興

- 「みる」だけでなく、「食べる・飲む・歩く・学ぶ・創る・触れる」等の「楽しんで」もらえる観光地づくりを進めます。
- 通年型観光を目指すため、観光資源として活用可能な歴史・文化資源や郷土料理など未利用資源の発掘に努め、観光資源化を図ります。
- 新たな観光資源の発掘と点在する温泉等の身近な観光資源の活用方法の検討をします。
- 企業等との連携を図り、ものづくりの現場を観光資源として生かす「産業観光」の取り組みについて検討します。



水郷三都による外国旅行業者へのPR

※フィルムコミッション：

映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケーションをスムーズに進めるための非営利公的機関。

施策4-3-2 地域資源の活用

- 前川あやめ園などの地域資源の魅力を高めるとともに、これらの地域資源を結ぶ魅力ある市内回遊ルートを整備し、観光客の誘客による交流人口の増加に努めます。
- 農水産物の直販や加工などの産業振興と観光交流の拠点施設である「道の駅 いたこ」の有効活用を図ります。
- 水郷県民の森や大生古墳群、潮来祇園祭礼など豊かな自然、歴史・文化を活かしたグリーンツーリズム[※]、エコツーリズム[※]を推進します。
- 水郷県民の森を会場としたコンサートの誘致・開催など、新たな視点での地域資源の活用を目指します。
- 鹿島アントラーズのホームタウンとして、各種イベントの連携に努め、地域振興を図ります。
- 前川を中心とした水辺空間を活用した舟運など、水辺交流拠点等の整備を図ります。
- レガッタや水上スキー、トライアスロンなどの水辺を活かしたスポーツ等を通じて交流人口を拡大します。
- 県内でも有数の収容能力を持つ市内の宿泊施設を拠点とした、スポーツ合宿やイベントの誘致を進めます。

施策4-3-3 もてなしの心の醸成と人材育成

- ホテル・旅館や飲食業をはじめ、観光ボランティアや地域ぐるみの人情味ある「もてなしの心」の醸成を図ります。
- 花菖蒲花いっぱい事業・あやめ園整備事業等、「市民のもてなしの心」醸成事業の展開により「市民が誇れる観光地づくり」を浸透させます。
- 観光案内の充実のため、NPOやインタープリター（外国語案内人）[※]の育成を促進するとともに、観光ボランティアの活動を支援し、観光案内のネットワーク化を図ります。
- 地域において観光の魅力を引き出し、充実したものにしていくために、優れたマネジメントを行える経営者や専門的な知識と能力を有するプロデューサー型の人材の育成を目指し、大学などの高等教育機関、観光協会等との連携を図ります。

※グリーンツーリズム：

農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※エコツーリズム：

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、リクリエーション）のこと。

※インタープリター（外国語案内人）：

地域の自然や歴史について解説する人。解説者、ガイドのこと。ここでは、外国語による地域の案内人をあらわす。

施策4-3-4 広域連携による観光の活性化

- 成田空港や都心へのアクセスといった立地を活かした、国内外に向けた水郷三都による「ビジット・ジャパン・キャンペーン※（VJC）」の商品化を促進します。
- 利根川舟運・地域づくり協議会※や行方交流圏協議会※事業により、豊かな地域資源を活かした広域観光ネットワークの研究を進めます。
- 国が進める観光ルネッサンス事業※で選定を受けた、「ひたち（常陸）とふさ（房総）ジョイントアップ・プロジェクト推進協議会※」事業により、広域ブロックを形成し、その推進を目指します。

施策4-3-5 観光情報発信・PR活動の強化

- 観光パンフレットの作成やホームページの充実を図るとともに、広く本市の魅力を旅行会社、マスメディアに情報発信します。
- 「道の駅 いたこ」での、観光情報の発信とPR活動の充実を図ります。
- 水郷いたこ大使※や潮来応援団※といった市とゆかりのある方々との連携を強化し、PR活動の充実に努めます。

施策4-3-6 特産品・土産品の充実

- 特産品の発掘や創作等、地元産品の魅力向上に向けて、農林水産業や商工業、大学などと連携し、地域ブランド品の開発を促進します。（再掲）
- 地場食材を利用した新たな食メニューの開発など地域の食文化を育成し、宿泊施設や飲食店での活用を図ります。（再掲）

施策4-3-7 ロケ地誘致の推進

- いたこフィルムコミッションへの市民の積極的な参加を促進し、市民エキストラの充実を図ります。
- “都心へ近接する田園風景のあるまち”という本市の特色を活かし、おすすめスポット情報など、ロケ候補地に関するデータベースの整備・充実を図ります。
- ロケ地誘致のため制作会社・プロダクション等へのPR活動に努めます。

※ビジット・ジャパン・キャンペーン：

2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人とする目標に向け、日本の観光魅力を海外に発信するとともに日本への魅力的な旅行商品の造成等を行う官民一体の取り組み。

※利根川舟運・地域づくり協議会：

利根川舟運復活による地域振興を目指し、千葉・茨城両県の利根川下流域19市町村による協議会を平成20年5月に設立した。

※行方交流圏協議会：

行方地域の豊かな水辺空間などの地域資源を活用した事業を行い、地域間交流を促進するとともに、地域振興を図るため、潮来市、行方市、茨城県による協議会を平成14年5月に設立した。

※観光ルネッサンス事業：

国際競争力のある観光地づくりのため、地域の官民が一体となって行う観光振興の取り組みを総合的に支援する施策で、大きく2つの制度（観光地域づくり実践プランと観光ルネッサンス補助制度）からなっている。

※ひたち（常陸）とふさ（房総）ジョイントアップ・プロジェクト推進協議会：

国土交通省の観光ルネッサンス事業の観光地域づくり実践プランで選定された、関係市町村の協議会組織。千葉県及び茨城県の34市町村からなる。

※水郷いたこ大使：

潮来市にゆかりがあり、国内外でご活躍中の方で、全国に潮来市の認知とイメージを高めることが期待できる方の中から、市長が委嘱した方々。現在、10名の方々に委嘱している。

※潮来応援団：

潮来市をもっと元気で活気に満ちたまちにしていきたい、そして素敵な潮来市をもっと多くの方々に知ってもらうため、市民、市外在住の「潮来市」出身の方、ゆかりのある方、潮来市を元気にするために協力していただける方などで構成された組織。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・ホスピタリティ（おもてなしの心）を持って、市外からの観光客を迎えましょう。
- ・観光ガイドやイベントへの参加など、本市の観光振興に協力しましょう。
- ・ホテル・旅館、飲食店は、地産地消、新たなメニューの開発に取り組みましょう。
- ・事業所等は各種イベントなどの協賛に努め、地域振興に貢献しましょう。
- ・いたごフィルムコミッションのエキストラなどに積極的に参加しましょう。

施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

1 施策を取り巻く環境

- 本市の産業系市街地としては潮来工業団地が整備されていますが、既に企業立地が完了しており、市街化区域内に大規模な産業系市街地がない状況です。そこで、市街化調整区域内における新たな産業の拠点として「道の駅いたこ周辺地区」「潮来インター周辺地区」への企業誘致を進めており、新たな産業の育成及び雇用の促進の機会として期待されています。
- 新たな企業誘致にあたっては、既存企業の利益を損なうことなく、進出企業と既存企業の相乗効果が発揮できるような企業誘致が求められます。
- 本市で、NPOやSOHO*など、新たに起業を望む市民等に対し、適切な支援を図ることが重要です。

2 施策が目指す姿

- 新たな企業の立地により新規雇用、市の自主財源が増加しています。
- 市内の就業人口が増えるとともに、定住が促進されています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (H25)	担当課
71	新たに進出した指定業種の企業数	20	—	9社	企業誘致推進室
72	工業従業者数	19	2,079人	2,300人	観光商工課
73	商業従業者数	19	2,142人	2,300人	観光商工課



道の駅いたこ周辺地区

※SOHO：

Small Office Home Office の頭文字をとってできた言葉で、会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所事業を起すこと。

4 基本事業の展開

前期基本計画期間中に「道の駅いたこ周辺地区」「潮来インター周辺地区」の基盤整備及び企業誘致を進め、「道の駅いたこ周辺地区」では製造業系企業が、「潮来インター周辺地区」では、流通系の企業が操業を開始しているよう、企業誘致を進めます。

(基本事業)

施策4-4-1 企業誘致の推進

- 道の駅いたこ周辺地区、潮来インター周辺地区の基盤整備を進めるとともに、誘致活動を積極的に推進します。
- 本市へ立地した指定業種企業への優遇策として、固定資産税の一定期間の免除及び新規雇用者に対する支援措置をPRするなど、企業誘致を推進します。
- 進出企業と既存企業との相乗効果が発揮できるような企業誘致を目指します。
- 大学などの高等教育機関との連携を強化し、立地企業に適した人材の育成及び確保に努めます。
- 企業の立地動向を的確に把握しながら、今後新たな立地場所について検討します。

施策4-4-2 既存企業への支援

- 指定業種の工場等の新增設に伴う固定資産税の一定期間の免除措置及び新規雇用に対する支援措置により、既存企業の振興を図ります。

施策4-4-3 新たな起業への支援

- 新たに起業を望む市民等に対し適切な支援が図れるよう、市内の空き店舗等の情報収集をはじめ相談体制づくりを進めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・本市の産業振興に向けて、企業の立地動向などの情報提供に努めましょう。
- ・事業所等は地元雇用に努めましょう。
- ・既存企業は進出企業との相乗効果が得られるよう、情報交換に努めましょう。
- ・起業や就業のための知識や技術を学びましょう。

第5章 教育・文化政策

次代へ引き継ぐ 人材・文化を育む まちを目指します



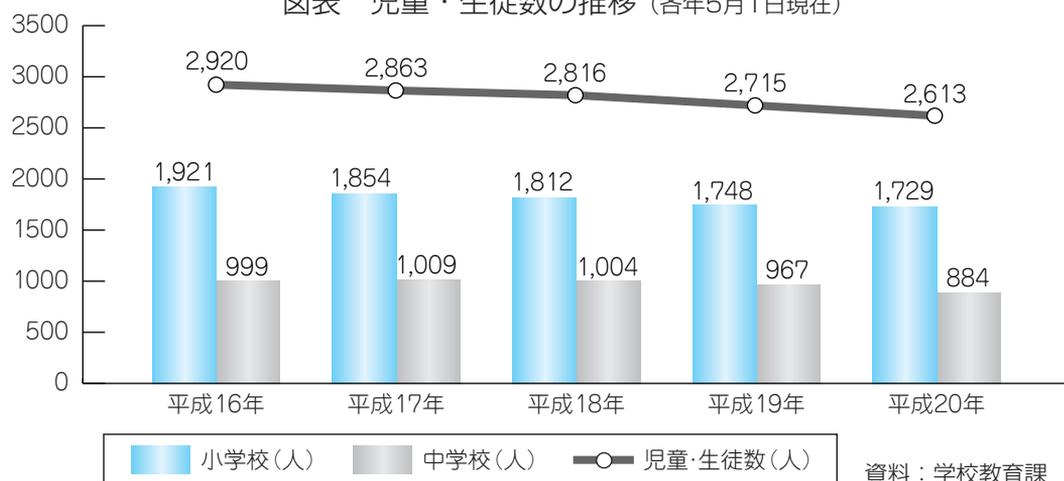
- 施策5-1 学校教育の充実
- 施策5-2 青少年の健全育成
- 施策5-3 生涯学習の推進
- 施策5-4 スポーツ・レクリエーションの推進
- 施策5-5 地域文化の振興
- 施策5-6 国際交流・地域間交流の促進

施策5-1 学校教育の充実

7 施策を取り巻く環境

- 本市の教育目標である「自ら学び自ら考える力を育てる教育の推進」、「豊かな心と将来への夢をはぐくむ教育の推進」、「社会の変化に対応して主体的に生きる力を育てる教育の推進」をもとに、幼児教育、学校教育を進めています。
- 幼児期の子育て支援においては、幼稚園就園奨励費補助制度[※]により、所得額に応じて入園料や保育料に対する支援を行っています。また、希望者には借り上げバスやタクシーによる送迎を実施するなどの就園支援を実施するほか、育児相談、公・私立幼稚園で預かり保育、緊急保育を実施しています。
- 幼児教育、学校教育の充実と発達や学びの連動性を高めるため、幼稚園、保育所（園）、小学校合同での職員研修等を通して、保育・教育に対するの共通理解を深めることが求められます。
- 小学校においては、校舎等の老朽化に伴う改築等（耐震化率の向上）が課題となっており、安心できる学習環境づくりが必要です。また、市民の知恵や技術を持った人材資源を本市の教育に活かし、本市ならではの教育を推進することも重要です。

図表 児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）



小学校の入学式

※幼稚園就園奨励費補助制度：

幼稚園教育の振興に資するため、幼稚園に就園させている保護者の所得状況に応じて、経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、必要な援助を行う制度。

2 施策が目指す姿

- 学校と家庭、地域住民が協働したサポート体制が構築され、地域ぐるみで子どもの成長に取り組んでいます。
- 教育環境の整備や児童生徒一人ひとりを生かす創意と活力に満ちた特色ある学校づくりが進んでいます。
- 市内の学校施設において、耐震化が進み、安心できる教育環境が整っています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
74	教育施設の耐震化率	20	51.1%	70.0%	学校教育課
75	小中学校へのパソコン配置台数	20	中学校40台/校 小学校20台/校	中学校40台/校 小学校40台/校	学校教育課
76	毎日朝食を食べる児童生徒の割合	19	84.3%	90.0%	学校教育課
77	児童生徒の県体力テストA+B取得率	20	59.5%	60.0%	学校教育課
78	小学校での外国語活動時間	20	—	35時間/年	学校教育課
79	児童生徒における宿題以外の家庭学習の実施率	20	児童49.0% 生徒30.6%	児童60.0% 生徒60.0%	学校教育課
80	年間50冊以上の本を読んだ児童生徒の割合(生徒は30冊以上)	20	児童28.8% 生徒16.4%	児童50.0% 生徒30.0%	学校教育課
81	不登校の児童生徒の出現率	19	1.3%	1.0%	学校教育課

4 基本事業の展開

本市の教育目標を具現化するために、教育環境の整備や児童生徒一人ひとりを生かす創意と活力に満ちた特色ある学校づくりを推進します。

また、地域や家庭のサポート体制を構築し、教育や安全確保に地域ぐるみで取り組みます。そのほか、老朽化した校舎等の改修等に引き続き取り組み、安心して学べる学習環境づくりを進めます。

(基本事業)

施策5-1-1 教育環境の充実

- 将来を見据えた教育施策を推進するための長期的・総合的な施策の体系として、「教育ビジョン」の策定を進めます。
- 県の適正規模についての指針や校舎等の老朽化を踏まえ、学校の「適正配置計画」の策定を、地域住民とともに調査・検討を進めながら実施します。
- 安心・安全な教育環境を確保するため、校舎等の耐震診断の実施及び計画的な耐震補強工事に努めます。
- 校舎等の計画的な整備に努めるとともに、日の出中学校については、屋内運動場の建設を推進します。
- 快適な教育環境を創出するため、教育用パソコンの整備や教員1人1台パソコンを整備するなど、計画的に教育設備、教材備品の充実を目指します。
- 地域住民が持つ多様な教育力の活用や学校支援活動のための人材バンクの創設など、学校教育をサポートする体制の構築を目指します。
- 学校の教育力を向上させるために教職員研修の充実を図ります。

施策5-1-2 教育内容の充実

- 新学習指導要領を確実に実施するとともに、自ら学び自ら考える力を育てる教育を推進します。
- 小学校の外国語活動の充実(ALT^{*}の活用、外国語教員の養成等)を図るほか、TT^{*}、少人数指導等の充実や社会人講師等の外部人材の活用など個に応じた指導を充実します。
- 職場体験学習や啓発事業の実施などキャリア教育^{*}を充実します。
- ICTの活用推進、国際理解教育、環境教育の充実など、社会の変化に適切に対応できる教育を推進します。
- 平成20年度に策定した「子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館との連携や学校図書館の充実を図り、読書活動や調べ学習の推進を図ります。
- 特別支援コーディネーター^{*}を中心とした校内支援体制の整備と充実を図るなど、自立と社会参加を目指す特別支援教育を推進します。

※ALT :

Assistant Language Teacherの略。日本の学校で外国語教育に携わる外国語指導助手。

※TT :

Team Teachingの略。特定の教科で、学級の子どもの状況に応じて、例えば、主に授業を進める先生と児童生徒に個別に対応する先生が役割分担をして、子どもたちの個別の課題に応じた指導。

※キャリア教育 :

児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。さらに、子どもたちが「生きる力」を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育。

※特別支援コーディネーター :

特別な教育ニーズを有する子どもやその保護者に対して適切な支援を行うために設置された教員。小・中学校に設置された「校内委員会」を運営する役割、ならびに学校外の関係機関や専門家、エリア内の特別支援学校との連絡調整役となる。

施策5-1-3 心と体を育む教育の推進

- 適応指導教室[※]やスクールカウンセラー等との連携を図り、いじめ・不登校等の諸問題を解決する取り組みなど生徒指導の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携のもとに、「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする基本的生活習慣の定着とマナーアップの向上を推進します。
- 家庭・地域との連携による、心の教育、道徳教育を推進するとともに、地域の伝統文化の尊重と郷土愛を育む教育を進めます。
- 学校給食等を通じて、生活習慣病の予防、健康な身体づくりの基礎を養うための「食」に関する教育（食育）を推進します。
- 運動・スポーツの習慣化が図れる体育的行事を工夫するなど、学校体育の充実を図ります。

施策5-1-4 幼児教育の充実

- 基本的な生活習慣を身につけさせることを基本に、幼児一人ひとりの発達や学びの連続性を踏まえた適切な指導を行い、幼稚園・保育所（園）における教育内容・施設環境の充実を図ります。
- 小学校への円滑な移行のため、幼稚園・保育所（園）・小学校間の連携や家庭と地域の連携を強化し、教育環境の充実を図ります。
- 就園にかかる保護者負担を軽減するための支援を継続します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地域の持つ教育力・市民が有する教育資源を効果的に学校教育に活かしましょう。
- ・幼稚園・学校行事等で、地域子ども達と交流しましょう。

※適応指導教室：

何らかの理由で学校へ行けない市内の児童生徒に対し、登校への支援を行う相談支援の場。学習や体験活動を通して個別的な指導や相談を行いながら、人間関係のふれあいの中で、自立心を養い集団生活への適応能力を高めることを目的としている。

施策5-2 青少年の健全育成

1 施策を取り巻く環境

- 青少年を取り巻く様々な問題の背景には地域社会における連帯感の欠如や人間関係の希薄化など、従来、地域社会が持っていた犯罪抑止力の低下などが指摘されています。こうしたことから、次代を担う子どもが健やかに育つためには、学校における教育とあわせて、家庭や地域が一体となり、子ども達の成長を地域全体で支えることが必要です。
- 平成19年度から、安心・安全な子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室を市内すべての小学校で月1回第2土曜日を中心に実施しています。
- 青少年の健全育成に向け、青少年育成潮来市民会議、青少年相談員、PTA、子ども会育成会等がそれぞれの特性を活かした活動を展開するとともに、相互の連携を図っています。
- 高校生のボランティアグループ「高校生会オレンジペコ」は、中学生も会員として参加し、年間を通して市内各地で精力的なボランティア活動を展開しています。

2 施策が目指す姿

- 地域ぐるみで子ども達の成長を見守る意識が芽生え、学校や家庭、地域が一体となって、青少年の健全育成に取り組んでいます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
31	放課後子ども教室利用者数	19	1,360人/年	1,540人/年	生涯学習課
32	青少年相談員によるパトロール活動回数	19	26回/年	40回/年	生涯学習課
33	児童生徒の下校時にボランティアによる見守りが行なわれている学校数	20	5校	11校	生涯学習課



Jリーガーと小学生の交流

4 基本事業の展開

本市のこれからの担う青少年を、地域ぐるみで育むために、市民一人ひとりの力を結集し、学校における教育とあわせて、家庭や地域が一体となって、青少年の心を育む健全育成活動を展開します。

(基本事業)

施策5-2-1 青少年育成体制の充実

- 家庭や地域、PTA、青少年関係団体などが一体となった、防犯パトロール、有害チラシ・立て看板の撤去など、環境浄化活動を推進します。
- 青少年相談員や青少年育成市民会議などが相互の連携を強化し、効果的な青少年育成活動の展開を目指します。
- 青少年がいつでも立ち寄れる遊び場的な空間として、また、青少年や保護者等からの相談・指導機能を持ち青少年育成の活動拠点となる、青少年センターの設置を目指します。
- 家庭教育に関する講座や教室の開催をはじめ、広報・啓発活動を通じて、家庭における教育力の向上を促進します。
- 放課後等に子ども達の安心で安全な居場所の確保と健全育成を図るため、福祉と教育の連携のもと、放課後子どもプラン^{*}の取り組みを進めます。(再掲)

施策5-2-2 青少年育成活動の充実

- 青少年の体験・交流活動やボランティア活動、地域活動、文化・スポーツ活動への参加促進を図ります。
- 次代を担う人材を育成するため、高校生会などのボランティア団体の活動を支援します。
- 国際交流事業を通じて、国際性豊かな青少年を育成します。

5 協働による取り組み(プラスワンプロジェクト)

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・子どもの居場所づくり事業にボランティアとして協力しましょう。
- ・子ども達の安心・安全のために、各小学校単位で地域の子ども達を見守りましょう。
- ・青少年関係団体へ積極的に参加しましょう。
- ・地域のコミュニティ事業へ子ども達の参加を促進しましょう。
- ・事業所等は、子ども達の職場体験の受け入れに協力しましょう。

※放課後子どもプラン：

放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各区市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携を図り、原則として、すべての小学校区で、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」を一体あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業。

施策5-3 生涯学習の推進

1 施策を取り巻く環境

- 平成18年度に生涯学習推進基本計画「いきいき いたこ まなびあい」を策定し、生涯学習活動の推進に努めています。今後は、各種事業の市民協働による効率的な運営方法の見直しを図るほか、近隣自治体の公共施設相互利用を検討していく必要があります。
- 公民館の利用状況は、平成19年度は、6箇所の公民館で社会教育団体の登録が152団体、約117,000人の方が利用していますが、成人層と男性の利用が少なく、利用者に偏りがあります。今後、時代に即応した公民館主催講座の開講と事業の充実に努め、幅広い年齢層と男性の利用を促進することが必要です。
- 本市の図書館は、平成18年5月に開館し、平成20年7月末現在、一日平均666人の来館があります。当館は、生涯学習及び社会生活における課題解決に役立つ知識・情報の集積発信基地として、また、市民の文化や交流を育むコミュニティの場として事業を展開するほか、郷土資料展示室を設置し、郷土にある様々な歴史資料を展示しています。
- 水郷まちかどギャラリーについては、指定管理者制度を導入し、民間の活力による展示内容の充実に努めています。
- 生涯学習の推進によって、本市が育ててきた郷土の歴史、文化や芸術など多様な参加の機会が創出され、新たな交流が生まれることも期待されます。

2 施策が目指す姿

- 公民館や図書館が、市民の生涯学習や文化活動の拠点として、積極的に活用されています。
- 生涯学習の機会を通じて、いきいきと元気な市民が増え、ふれあい、交流が生まれています。



市立図書館内

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
85	生涯学習講座のメニュー数	20	33講座	40講座	生涯学習課
86	各種講座の市民講師の登録者数	20	15人	50人	生涯学習課
87	公民館の利用者数(体育館施設を除く)	19	116,841人/年	123,000人/年	生涯学習課
88	図書館・公民館など生涯学習環境の充実に満足している市民割合	19	43.4%	60.0%	生涯学習課 図書館
89	図書館の貸出冊数	19	288,000冊/年	346,000冊/年	図書館

4 基本事業の展開

生涯学習の推進にあたっては、情報提供や学習グループをはじめとする市民の交流・連携等、一人ひとりの主体的な学習意欲を高める学習環境づくりを進めます。

また、地域の中で眠るスペシャリストを発掘し、講座等での積極的な活用など、知識や人とふれあう機会づくりに取り組みます。

(基本事業)

施策5-3-1 生涯学習の充実

- 「生涯学習推進基本計画」に基づき、多様な市民ニーズに対応した生涯学習プログラムを充実させ、市民が自ら学ぶことができる学習環境の整備を図ります。
- 中央公民館，地区公民館，図書館，水郷まちかどギャラリーなど各生涯学習施設の特徴を活かした事業の充実とネットワーク化を図ります。
- 地域の資源を活用した生涯学習プログラムや、リカレント教育[※]，団塊の世代などのライフステージに対応した学習プログラムの充実を図ります。
- 市民の様々な生涯学習ニーズに対応するため，生涯学習の新たな拠点となる生涯学習センターの設置を検討します。
- 多様な生涯学習活動を支援するため，専門知識・技能を身につけている人材を登録・活用する人材バンクの創設を目指します。

施策5-3-2 公民館の充実

- 生涯学習活動の拠点として，公民館の計画的な維持管理に努めるとともに，市民の憩いの場となるよう環境の充実を図ります。
- 生涯学習活動の中核的な拠点である地区公民館の活性化を図り，身近な学習の場としての定着を図ります。
- 生涯学習に関する情報をホームページや広報紙，公民館だよりなどを活用して発信し，広報活動の充実を図ります。

※リカレント教育：

社会人の再教育。社会に出た人が自己実現や職業能力の開発などに必要な知識、技術、教養を身につけるため、再び受ける教育のこと。

施策5-3-3 図書館の充実

- 地域の特徴を活かした書架コーナーを設置するなど資料の収集に努め、図書館の利用増進を図ります。
- 県立図書館や他館とのシステムネットワークの充実と相互貸借活用の拡大を図ります。
- 図書館職員の利用者に対する奉仕サービスを向上させるため、読み聞かせの技術取得研修やレファレンス[※]向上の研修に努めます。
- 市民による自主的な読書会や聞き語り会などを支援して、各年齢層にわたる読書団体の育成及びリーダーの育成に努めます。
- 図書館ボランティアなど市民との協働による図書館運営を推進します。
- 図書館資料を市民生活の中で有効活用してもらうために、情報リテラシーを高める支援事業を開催します。
- 「子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭をはじめ、学校、地域などとの連携を図り、子どもが読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

施策5-3-4 生涯学習施設の広域連携

- 近隣自治体との生涯学習施設の相互利用を促進し、学習機会や交流機会の拡充に取り組みます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・各種講座、公民館活動に積極的に参加しましょう。
- ・市民・企業は自身の知恵や技術を活かすため、公民館講座講師や人材バンクに登録し市民協働による生涯学習を推進しましょう。
- ・ICTボランティア・図書ボランティアなど、生涯学習ボランティアへ協力しましょう。

※レファレンス：

図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の紹介や調べものの相談、支援をすること。

施策5-4 スポーツ・レクリエーションの推進

1 施策を取り巻く環境

- 本市では、かすみの郷公園、前川運動公園など各種体育施設の整備を進めるとともに、市民の利便性の向上や施設利用の促進を図るほか、学校体育施設の市民への開放を積極的に進め、スポーツ活動の振興に努めています。また、総合型地域スポーツクラブ※「いきいきITAKOスポーツクラブ」が平成19年5月に設立され、いつでも・誰でも・いくつになってもスポーツを楽しめるまちを目指した取り組みが進められています。
- 本市ではこれまで、地域の特性を活かしたスポーツが盛んに行われ、レガッタにおいては、市民レガッタ大会をはじめ、インターハイなどの各種公式大会が開催されています。また、民間団体の主催によるトライアスロン大会が開催されるなど、市内外から多くの人が本市を訪れ、交流の幅が広がっています。
- 健康づくり、仲間づくり、生きがいくりの一環としてスポーツを楽しむ人を支援するため、スポーツ教室の開催や指導者の育成を図るとともに、水郷潮来の自然環境のもとでスポーツに親しめるという本市の特性をPRし、スポーツ振興と観光振興の両方を結びつけた施策を進める必要があります。

2 施策が目指す姿

- スポーツを通して、心身の健康や生きがいくりに励む市民が増えています。
- 地域資源を活かしたレガッタ大会などに、多くの市民とともに市外の方が参加しています。



市民レガッタ大会

※総合型地域スポーツクラブ：

地域住民が主体となって運営するスポーツクラブ、種目・世代・技術レベルに応じて、それぞれのスタイルでできるのが特徴。本市では、平成19年5月設立。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
90	ニュースポーツの導入及び競技人口	20	3件 350人	4件 370人	生涯学習課
91	市民レガッタ等の参加者数	20	646人	680人	生涯学習課
92	スポーツが楽しめる環境づくりに満足している市民割合	19	53.7%	60.0%	生涯学習課
93	社会体育施設の利用者数	19	69,695人/年	73,200人/年	生涯学習課
94	市主催のスポーツイベントの参加者数	19	2,844人/年	3,000人/年	生涯学習課

4

基本事業の展開

生涯スポーツの普及施策として、市民に提案できるニュースポーツの調査と選択を実施し、個人の特徴・好みにあわせたスポーツの普及を目指します。

また、スポーツに取り組む環境の向上のため、各種大会の充実、スポーツ教室の開催や指導者の育成、施設整備を計画的に推進します。

(基本事業)

施策5-4-1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる機会を提供するため、「ニュースポーツ紹介プラン」を策定し、スポーツ活動の振興を図ります。
- 体育協会や総合型地域スポーツクラブ、保健センターなどの関係機関との連携により、スポーツ活動を通じた健康づくりを推進するため、「健康増進スポーツ個別相談窓口(仮称)」の設置を目指します。
- 体育協会や体育指導員と連携して、スポーツ団体の育成・強化に努めるとともに、選手育成と競技力の向上を図ります。
- 市民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- 鹿島アントラーズとの交流事業を進め、スポーツ振興を通じた地域活性化を図ります。

施策5-4-2 地域資源を活かしたスポーツの振興

- ボートセンター「あめんぼ」を拠点に、水辺を生かしたスポーツ施設の整備と利用促進を図ります。
- 平成23年度に本市で開催予定の第20回全国交流レガッタ大会成功に向けて、受け入れ体制を整備するとともに、レガッタのさらなる普及を図ります。
- レガッタや水上スキー、トライアスロンなどの水辺を活かしたスポーツ等を通じて交流人口の拡大を目指します。(再掲)
- 県内でも有数の収容能力を持つ市内の宿泊施設を拠点とした、スポーツ合宿やイベントの誘致を進めます。(再掲)

施策5-4-3 スポーツ・レクリエーション環境の整備

- 市民の多様なスポーツニーズに対応するため、前川運動公園など既存のスポーツ施設の改修・整備を進めます。
- 近隣自治体施設との相互利用を促進し、既存施設の有効利用と交流機会の拡充を図ります。
- 霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鯿川等、水辺環境の向上により、サイクリング、ウォーキング、水上スポーツなどを楽しむ交流空間の形成に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・健康増進や趣味など、目的や自分の体力にあったスポーツ・レクリエーションに取り組みましょう。
- ・各種イベント・大会等に競技者・運営スタッフとして積極的に参加しましょう。
- ・事業所等は各種イベント・大会等の充実のため協力しましょう。

施策5-5 地域文化の振興

1 施策を取り巻く環境

- 本市には、豊かな自然環境をはじめ、地域で築き上げてきた歴史や文化が数多く存在します。こうした郷土の歴史、文化へ触れる機会は、新たな人々の関係がつけられることが期待されるため、地域での様々な活動を通じて文化の継承を図っていく必要があります。
- 地域の文化や伝統は、観光資源であるとともに、人口減少や後継者不足の中で、世代間交流を促進するコミュニティ活動としても重要な取り組みとして期待されます。
- 図書館内に郷土資料展示室の設置や文化財の適正管理、標識・案内板の設置を進め、文化財マップ等を活用した生涯学習事業にも取り組んでいます。

2 施策が目指す姿

- 地域の伝統や文化に誇りを持ち、保護・保全・継承に向けて、取り組む市民の姿がみられます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
95	伝統文化・文化財の保全活動	20	6回/年	12回/年	生涯学習課
96	登録文化財※の登録件数	20	—	5件	生涯学習課
97	市民文化祭参加者数	20	2,700人	3,100人	生涯学習課
98	文化協会会員数	20	1,595人	1,800人	生涯学習課
99	地域の伝統・文化に愛着のある市民割合	19	67.6%	70.0%	生涯学習課



県指定文化財 上戸の獅子舞

※登録文化財：

保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。従来の「文化財指定制度」に比べ、規制などを緩やかにし、文化財をある程度自由に活用できるようにした制度。

4 基本事業の展開

地域の史跡、文化財の保護に向けては、地域の文化や歴史に対する市民の関心を高めるための活動を推進するとともに、交流事業の素材として、周辺環境を整備するなど、保護体制の充実を図ります。

一方、伝統文化や郷土芸能については、継承、保全に向けた活動を支援するとともに、世代間交流を促進する重要なコミュニティ活動のひとつとして取り組みます。

こうした、本市の地域資源である文化財、伝統芸能や地域文化を活用した市民協働によるまちづくりを進めます。

(基本事業)

施策5-5-1 文化財の保護と継承

- 地域の歴史、文化を再認識することで郷土への愛着心を高めることができるよう、生涯学習等での各種講座の充実を図ります。
- 伝統文化や郷土芸能の継承への活動を通じて、地域の世代間交流につながるよう、引き続き保存団体の活動を支援します。
- 地域に根ざした歴史的行事や習慣、伝統文化や地域文化を掘り起こし、地域の文化財の保護・整備に努め、登録文化財制度の活用を促進します。
- 地域に伝わる伝統文化を保護・継承していくため、保存活動団体等の発表の場づくりに努めます。

施策5-5-2 文化・芸術活動の推進

- 本市の文化・芸術の発信拠点である水郷まちかどギャラリーについては、今後も指定管理者制度を活用して、きめ細かな運営を行い、市民の文化創作活動の発表の場として施設の活用を促進します。
- 本市の文化・芸術活動の活性化を図るため、各種文化団体に対し継続的な支援を行います。

施策5-5-3 文化財、文化・芸術活動の活用

- 文化財、史跡・名所、文化・芸術活動を観光資源として活用を図り、交流人口の拡大を目指します。
- 旧所家住宅は、県指定文化財であることを活かし、近隣施設との連携を図りながら、公開事業を積極的に展開します。
- ウォーキングやサイクリングによる文化財巡りなど、健康増進の取り組みとの融合を図ります。



水郷まちかどギャラリー

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

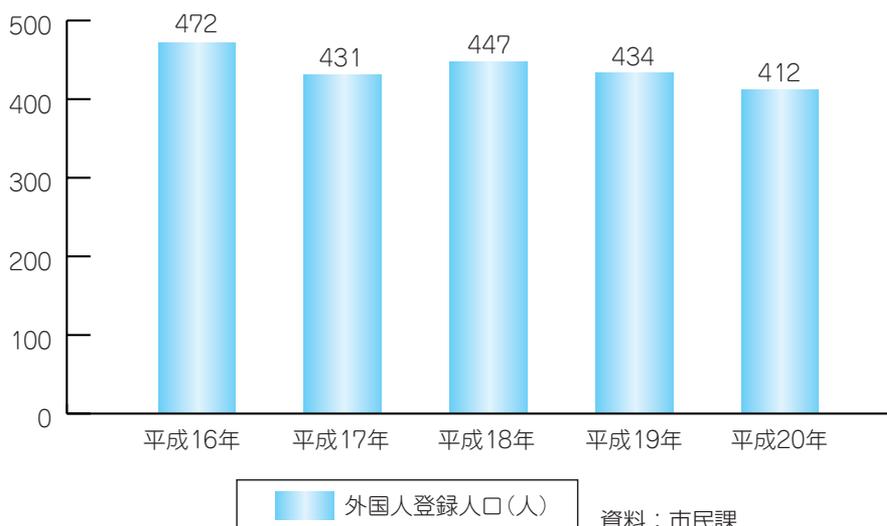
- ・地域の貴重な財産である文化財の保護に協力しましょう。
- ・地域の伝統芸能の保護・継承活動に参加しましょう。
- ・文化・芸術活動へ積極的に参加しましょう。

施策5-6 国際交流・地域間交流の促進

7 施策を取り巻く環境

- 本市の外国人登録者数は、平成20年4月1日現在413人を数え、全人口の約1.3%を占めています。特に本市は、成田空港から近隣地であるとともに、観光都市として外国からの誘客の取り組みを進めています。また、今後、ますます国際化が進展するものと考えられることから、市民一人ひとりが国際理解を深め、市全体で外国人が暮らしやすい環境整備が求められます。
- 本市の国際交流事業の取り組みとしては、国際化に対応した人材を育成するため、平成13年から中学生海外派遣研修事業を実施しています。また、平成20年3月、市内の関連団体のネットワーク化を図った潮来市国際交流協会が発足し、多文化共生社会の構築に向けた組織として期待されています。
- 現在本市では、国際交流協会主催により日本語ボランティア養成講座を開催し、市内または近郊に住んでいる外国人を対象とした多様な日本語指導の体制づくりに取り組んでおり、国際交流協会所属団体主催による日本語教室も開催されています。
- 平成20年度には、水郷潮来あやめまつりのあやめ娘に市内在住の外国人の女性2名を採用するなど、市民間での相互の交流や親睦を深める機会が広がりつつあります。
- 本市に隣接する自治体は、水郷三都に代表されるように、歴史、文化に類似性もあり、また、共通課題も多いことから、事業間での連携体制を図るだけでなく、市民間交流や関係団体の地域間交流を活発に行い、相互の理解を深めつつ、ともに地域の発展へ協力し合うことも重要です。

図表 外国人登録人口の推移（各年3月31日）



2 施策が目指す姿

- 国際感覚を備えた市民が増え、市内に様々な国際交流の輪が広がっています。
- 地域活動、市民行事などに、市内在住の外国人が参加する機会が増えています。
- 水郷三都をはじめ、近隣自治体の市民間交流や関係団体の交流が始まり、より広い範囲で地域の発展を考える機会が増えています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
100	国際交流の関わる市民行事・イベントの回数	20	3回/年	8回/年	企画財政課
101	国際交流協会の会員数	20	160人	200人	企画財政課

4 基本事業の展開

国際化時代の進展に伴い市民の国際感覚の醸成を図るため、国際交流協会などと連携した草の根交流を充実するとともに、各種講座・教室の開催などの学習環境の充実を図ります。また、学校における国際理解教育や外国語活動を推進するなど、国際化に対応する人材の育成を図ります。

また、近隣自治体間の市民の交流機会を増やすとともに、地域資源を活用した新たな交流空間の創出に努めともに発展する地域づくりを進めます。

(基本事業)

施策5-6-1 国際理解教育の充実

- 小学校の外国語活動の充実（ALTの活用、外国語教員の養成等）を図ります。（再掲）
- 児童生徒を対象とした国際理解のための講座の開催など、国際感覚を養う機会の充実を図ります。

施策5-6-2 国際交流の推進

- 市民レベルの国際交流を推進するため、国際交流協会をはじめとする各種団体等の支援・育成を図ります。
- 海外からの留学生・研修者の受け入れ体制の整備を目指します。
- 青年海外協力隊や中学生海外派遣、県青年の船、県女性海外派遣事業等の経験者による人材のネットワーク化を図り、国際交流の充実を図ります。
- 広域的な国際交流ネットワーク活動を推進するため、近隣自治体等との連携を深めます。
- 産業を通じた技術的な交流など、地域産業を活かした国際交流の活性化を目指します。

施策5-6-3 情報サービスの充実

- 行政情報や暮らしの情報を集約した外国語版のガイドブックや広報紙，ホームページ，外国語案内表示板の段階的な整備を進めるとともに，暮らしの相談，窓口対応の充実を図ります。
- 市内在住の外国人による，観光地潮来にふさわしいインタープリター（外国語案内人）等の人材育成に取り組みます。

施策5-6-4 地域間交流の促進

- 「水郷」・「あやめ」をテーマとした都市間交流を充実するとともに，市民レベルでの交流機会の拡充を図ります。また，本市と共通の課題やテーマを持つ都市との特色ある交流を目指します。
- 「水郷潮来あやめまつり」などの既存のイベントの魅力を上向きさせるとともに，地域資源を活かした野外コンサート等のイベントの誘致・開催など，新たな交流機会の創出に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地域や事業所等は，それぞれが開催するイベント等に，市内在住の外国人を招待するなど，ふれあいの場づくりに努めましょう
- ・国際交流事業への参加を通して多文化共生社会について理解を深めましょう。
- ・外国人向けのガイドブック等の翻訳，作成に協力しましょう。



外国出身者によるあやめ娘



商工会青年部による舟運事業

第6章 行財政政策

柔軟な地域経営で 安定感のある まちを目指します



施策6-1 まちづくり情報共有の推進

施策6-2 行財政運営の効率化・高度化

施策6-3 利用しやすい行政サービスの提供

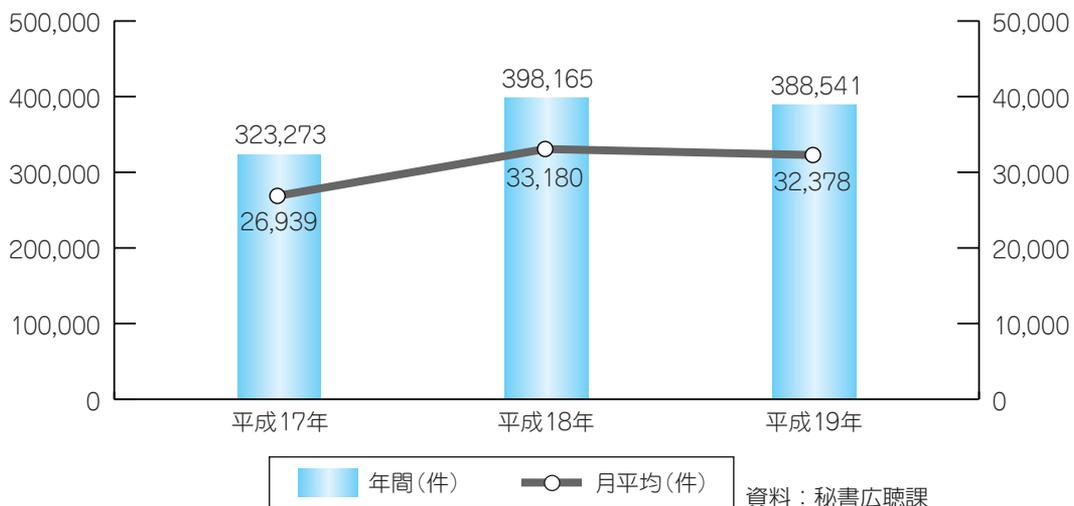
施策6-4 広域行政の推進

施策6-1 まちづくり情報共有の推進

1 施策を取り巻く環境

- まちづくりに関わる情報は、市民の共有財産であり、市民との間で情報が共有されていなければ、市民協働につながりません。そのため、行政が積極的に自らの説明責任を果たしていくことが最低限必要になります。本市においても情報公開の推進とともに、計画策定時の経過や各種情報を公開し、計画素案について、広く市民の意見を問うパブリックコメント制度^{*}の拡充が求められます。
- 行政情報の発信に関しては、ホームページを随時更新するとともに、「みやすさ」「わかりやすさ」に配慮しています。
- 本市では、開かれた行政運営のため、「市長へのたより」、「市長とどこでもミーティング」など、市長と市民が「まちづくり」について語り、情報交換できる機会の充実を図っています。
- 様々な情報手段を活用し、誰もが行政の取り組みや市民活動などの情報を共有するとともに、市民の意見を反映する機会を設け、政策形成を生み出すようなくみづくりが求められています。
- 行政は、多数の個人情報も保管しているため、これらの適正な管理と保護が必要とされています。

図表 市ホームページへのアクセス件数



2 施策が目指す姿

- 市民が広報やホームページなど、様々な手段で市政や地域活動について情報を入手できます。

※パブリックコメント制度：

生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
102	市ホームページへのアクセス件数	19	388,541件/年	450,000件/年	秘書広聴課
103	市の情報提供（広報紙など）に満足する市民割合	19	47.2%	55.0%	秘書広聴課

4

基本事業の展開

様々な広聴活動を通じて市民との信頼関係を築くとともに、多様な情報手段を活用し、誰もが市の取り組みや市民活動などの情報を共有化できるよう情報発信を強化します。

（基本事業）

施策6-1-1 情報発信の充実

- 行政情報や地域の情報などについて、広報紙、ホームページのさらなる充実を図るとともに、多様な媒体を活用した情報提供に努めます。
- 市民の情報格差を解消するため、視覚に障がいのある人に配慮したホームページの作成や広報紙等の朗読ボランティアの育成及び支援を図ります。
- 行政サービスを有効利用し充実した生活が送れるよう、行政情報を整理した市民便利帳等の発行を目指します。

施策6-1-2 開かれた行政の推進

- 市民との信頼関係を向上させるため、開かれた市政を目指し、財政状況や施策などの行政情報を分かりやすく公開し、市政を身近に思える行政運営を目指します。
- 「市長へのたより」を継続的に実施するほか、「市長とどこでもミーティング」など、市長と市民が「まちづくり」について語り、情報交換できる機会の充実を図ります。



市長とどこでもミーティング

施策6-1-3 個人情報保護

- 行政文書及び個人情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めるとともに、情報の共有化を図り、市民に積極的に開示します。

5

協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちでつくる」という姿勢で、常に市の行財政運営に関心を持ち、情報を収集して積極的に行政運営に参加しましょう
- ・市政に対する意見を政策に反映するために、パブリックコメント等を活用しましょう。

施策6-2 行財政運営の効率化・高度化

1 施策を取り巻く環境

(行政運営について)

- 健全な市政運営を図るため、第2次行財政改革大綱[※]及び集中改革プラン[※]を策定し、徹底した情報公開や事務事業評価を行いながら、効率的な行政運営を推進してきました。今後も、算定替えによる普通交付税の減少などが見込まれ、さらなる行財政の効率化が必要な状況にあります。
- 地方分権の進展、市民ニーズの多様化・高度化などを受け、業務が多岐にわたり質・量とも増大しているものの、財政状況の厳しさから職員の増員は望めない状況です。このような状況の中で、的確に業務に対応するため、適材適所の人事配置を行い、人事評価制度[※]の確立に向けて取り組んでいます。
- 行政の効率的運営を図るため、「民間ができるものは民間で」の考え方を基本として、平成18年度に7施設に指定管理者制度を導入しました。
- 本市においては、市庁舎をはじめとする各公共施設の老朽化、小学校の統廃合による遊休施設の利用が課題として存在しています。また、遊休地の有効利用及び処分についても協議検討中です。また、改修等の必要な公共施設については、緊急性や必要性を十分考慮し計画的な整備を進めています。

(財政営について)

- 本市の財政状況は、行財政改革を進め歳出の抑制に努めていますが、国の構造改革による地方交付税の削減などで一般財源が減少し、経常収支比率[※]が高くなっており、財政構造はますます硬直化し厳しい状況にあります。そのため、事務事業の見直しを実施し、事業の廃止や効率化、施設の統廃合を進め、行政コストを削減して収支のバランスのとれた行財政運営を図ることが重要となっています。
- 税収の確保については、税の収納率向上と公平性を確保するために、自主納付の見込みがない滞納者に対して徹底して財産調査を行い、動産・不動産の差押等の滞納処分を実施しています。また、新たな滞納者を増やさないため、公平で適正な課税に努めるとともに、自主納付の利便性の向上が求められます。

※第2次行財政改革大綱：

本市における様々な行政課題を解決するため、行財政改革の基本方針と行動計画を策定するものであり、行財政運営力の向上と、地域（住民・民間）が主体となる「まちづくり」を積極的、計画的に推進するための基本的な指針とするもの。

※集中改革プラン：

国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日総務省）により、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの「行財政改革大綱」における具体的な取り組みについて、国の統一の項目にあわせ、目標値を設定するなど、わかやすく明示したもの。

※人事評価制度：

職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を一定の基準と手続きに基づいて、一斉に定期的に把握し、人事施策に活用するしくみ。

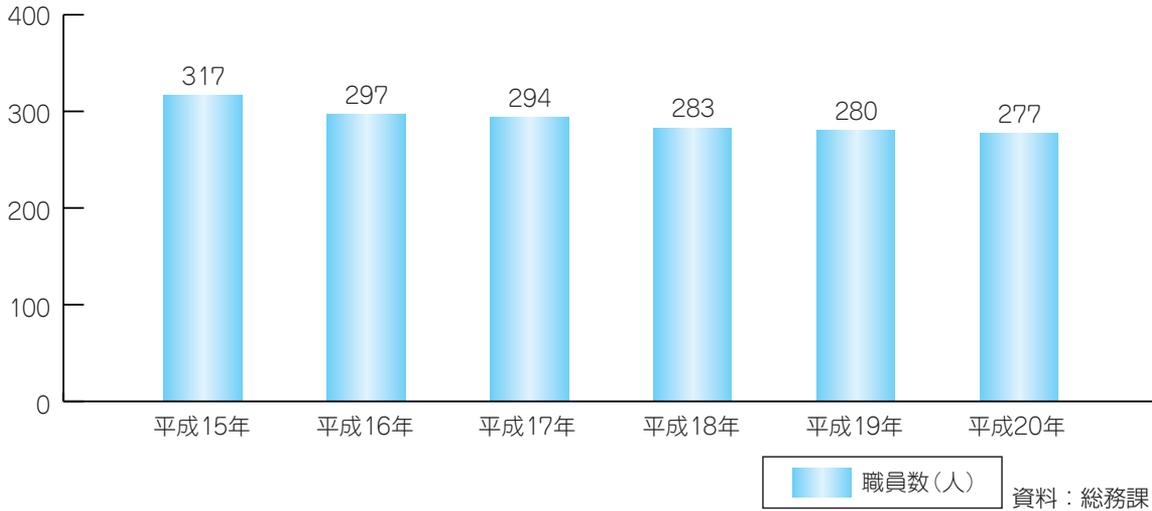
※経常収支比率：

人件費や扶助費、公債費などの経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税などの経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標。



職員育成の推進

図表 市職員数の推移（各年4月1日現在）



図表 一般会計収支の状況

(単位：百万円)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
歳入	12,464	11,520	11,957	10,927	10,914
歳出	12,110	11,106	11,672	10,706	10,646
歳入歳出差引額	354	414	285	221	268

図表 特別会計決算額の状況

(単位：百万円)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
国民健康保険					
歳入	3,300	3,244	3,236	3,351	3,646
歳出	3,210	3,210	3,136	3,280	3,625
老人保健					
歳入	2,500	2,402	2,378	2,308	2,246
歳出	2,419	2,352	2,347	2,288	2,245
介護保険					
歳入	968	1,058	1,167	1,322	1,423
歳出	963	1,055	1,159	1,227	1,391

資料：企画財政課

図表 財務指標の推移

区分	単位	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
実質収支	千円	337,557	359,173	247,369	191,086	264,447
経常収支比率	%	87.4	90.0	92.1	92.9	96.0
実質公債費比率	%	—	—	17.5	17.0	13.7
財政力指数	—	0.503	0.511	0.517	0.527	0.544
地方債現在高	百万円	14,282	14,037	13,769	13,444	13,099
基金現在高	百万円	3,047	2,752	2,575	2,449	2,251

資料：企画財政課

2 施策が目指す姿

- 公務員としての目的意識や勤務意欲が向上するとともに、組織の適正化、職員の適正な配置により、効率のよい行政運営が進んでいます。
- 収支のバランスがとれた効率的な行財政運営が図られています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
104	行政評価制度の導入	20	—	導入	企画財政課
105	経常収支比率	19	96.0%	91.0%	企画財政課
106	市税の収納率（現年度分）	19	98.1%	98.3%	収税課
107	指定管理者制度導入施設数	20	7施設	8施設	総務課
108	市職員数	20	277人	260人以下※	総務課
109	市職員の研修所での研修受講率	19	28.5%	32.0%	総務課

4 基本事業の展開

地方分権の進展や少子・高齢化社会の到来など社会情勢の変化、多様化する行政ニーズへ柔軟に対応するため、行政評価に基づく事務事業の見直しや民間活力の導入、安定した財源の確保などにより効率的・効果的な行財政運営を推進します。

また、人事評価制度の確立・研修の充実により、高い倫理観と勤務意欲を持った職員の育成を目指すとともに、職員の健康管理・メンタルヘルスの充実を図り、職員定員適正化計画に対応した組織機構の編成を目指します。

※260人以下：

市職員数の前期目標については、平成21年度に策定する第3次行財政改革大綱（期間：平成22年度～平成26年度）で適正な職員数を設定。

(基本事業)

施策6-2-1 行政運営の効率化

- 行政の関与の妥当性や必要性，受益と負担の公平性及び効率性や有効性を十分検証し，政策体系全体の目標達成や優先度を評価する行政評価制度を導入します。
- 適正な行財政規模確立のため，積極的な目標値を設定し，財政改革大綱及び集中改革プランの改定を行います。さらに，計画に基づき，効率化に向けた進捗状況の進行管理を行います。
- 社会情勢の変化などに柔軟に対応するため，職員定員適正化計画に基づく適正な定数管理のもとに，組織の簡素化や合理化，効率化に努め，職員の適材適所の人材活用を進めます。
- 庁内横断によるプロジェクトチームの設置など柔軟な組織運営に努めます。
- 指定管理者制度を推進して，民間事業者の経営感覚や専門的な知識を積極的に活用します。
- 産学官の連携による政策立案，事業推進体制の構築を目指します。
- 公共施設の統廃合や適正な配置に努めるとともに，計画的な維持管理を進めます。
- 入札参加資格申請受付や入札システムの電子化を推進し，申請者はもとより発注者側の事務処理の大幅な省力化・コスト縮減と入札における透明性を確保します。

施策6-2-2 職員育成の推進

- 人事評価制度を確立し，自治研修所，鹿行広域事務組合の共同研修をはじめ，市独自の内部研修を随時実施するなど，地方分権時代にふさわしい職員の資質向上を図ります。
- 職員の地域活動，ボランティア活動への積極的な参加を促進するとともに，市民との協働によるまちづくりを推進するコーディネート能力の高い職員を養成します。

施策6-2-3 計画的な財政運営

- 地方財政健全化法に基づく財政指標[※]やバランスシート[※]の導入により市の財務状況を分析し，適正な財政運営に努め，財政指標を公表することで財務の透明性を高めます。
- 行政評価に基づく事務事業の廃止や見直しを図り，効率的かつ有効的な事務事業の選択を実施するなど適正な財政運営を推進します。
- 公営企業[※]の独立採算を基本とし，使用料等の見直しを含む受益者負担の適正化に努め，経営の健全化に取り組みます。
- 建設事業の見直しを図り，市債の発行を抑制します。

※財政指標：

市の財政運営が健全であるかどうかをあらわす指標。主な指標に財政力指数・経常収支率・実質収支比等がある。

※バランスシート：

年度末における市の資産，負債等の財政状態を一覧表に表した財務報告書。

※公営企業：

市が企業として経営する事業であり，本市では，上水道事業，下水道事業などがある。

施策6-2-4 財源の確保

- 企業誘致や地場産業の振興，定住促進を図るなど，税収確保に努めます。
- 施設利用等の使用料・手数料については，サービスの提供に見合った料金とし，受益者負担の適正化を進めます。
- 市が保有している未利用地の賃貸や売却を推進し，財源の確保に努めます。
- 税等の公正で適正な賦課徴収により自主財源を確保します。
- 期限内納税，自主納付及び口座振替を推進するとともに，コンビニエンスストアによる納付システムの導入検討など，納付機会の拡大に努め，納税者の利便性を図り収納率の向上を目指します。
- 新たな滞納者を増やさないため，納税相談日の拡充や滞納処分を実施します。また，茨城租税債権管理機構と連携し，長期滞納者や悪質滞納者の解消に努めます。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・行政コストを意識して受益者負担のあり方を理解しましょう。
- ・公共施設の管理・運営に積極的に参加しましょう。
- ・税に対する理解を深めながら，適正な申告と期限内納付に努めましょう。
- ・事業所等は，市民税の特別徴収などの手続きを適切に処理しましょう。

施策6-3 利用しやすい行政サービスの提供

1 施策を取り巻く環境

- 現在本市の窓口サービスは、市民の利用頻度が高い窓口業務を1階玄関から近い場所に集約しています。また、証明書等の交付の迅速化・効率化や接遇を重視し、市民に親しまれ利用しやすい窓口サービスに心がけています。
- 市民の多様な受付に応じられるよう、昼休みの窓口業務や土曜日開庁（午前9時から午後12時30分まで、住民票・戸籍謄抄本、印鑑証明の発行）に取り組むほか、戸籍届出書の24時間受付など、窓口の利便性の向上に努めています。
- 障がいのある人や高齢者及びお子さん連れに配慮し、玄関に車椅子、ベビーカーを常備するなど、窓口環境の向上に努めていますが、今後は窓口の混雑緩和なども含めて、誰もが利用しやすい窓口づくりが必要です。
- 電子申請については、利用実績が少ないため、今後、電子申請の啓発や住民基本台帳カードの普及が求められます。

2 施策が目指す姿

- 窓口環境の整備が進み、誰もが利用しやすい窓口サービスの提供を受けています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
110	住民基本台帳カード交付率	20	1.13%	3.0%	市民課
111	窓口業務・受付等での対応に満足している市民割合	20	—	60.0%	市民課

4 基本事業の展開

市民ニーズを踏まえた質の高い行政サービスを効率的に提供できる体制やシステムを導入して、窓口業務や申請・手続業務の簡素化に努め、市民が利用しやすい環境を備えた行政サービスを実現します。

(基本事業)

施策6-3-1 窓口環境の向上

- 市民に親しまれ、専門的な内容への迅速な対応を目指し、接遇研修や専門的な事務研修を実施し、窓口職員の資質の向上に努めます。
- 総合案内コーナーの設置や受付カウンターの低床化など、わかりやすく利用しやすい窓口環境に向けて整備を進めます。
- 住民票・印鑑証明等の発行のため自動交付機を設置するなど、利便性の向上に努めます。

施策6-3-2 電子化によるサービスの拡充

- 住民基本台帳カードの普及や申請等の電子化を拡充し、各種手続の負担軽減、市民サービスの向上を目指します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・市民の意見を取り入れた利用しやすい窓口サービスのために、評価や改善提案に参加しましょう。
- ・プライバシー保護や虚偽によるトラブル防止のために、申請者及び届出者の本人確認へ協力しましょう。
- ・住民基本台帳カードなどの電子手続を利用しましょう。



窓口サービス

施策6-4 広域行政の推進

1 施策を取り巻く環境

- 市民の生活圏は、道路網の整備やモータリゼーションの進展、情報通信手段の高度化によって、本市の枠を越えて拡大しています。さらに、人々の価値観や生活スタイルも多様化しており、市民サービスのニーズも多種多様になっています。このような中で、市民の行政ニーズに対応するために、近隣自治体との協力と連携が必要です。
- 本市では、鹿嶋市や行方市、鉾田市、神栖市と鹿行広域事務組合を組織し、消防や火葬場、介護認定審査、職員研修、養護老人ホームの運営を共同で実施するなど、広域行政を推進してきました。
- 今後、地方分権が進む中で、現在設置されている一部事務組合※をはじめとする事務の共同処理や、各自自治体間での協議や連携、共同での財政負担など、広域的な取り組みをより一層積極的に推進していく必要があります。

2 施策が目指す姿

- 市民生活に必要な事業を一部事務組合や共同設置により、広域的、効率的に運営しています。
- 地域振興に向けて、幅広く近隣自治体との連携を働きかけ、共生が図られています。



潮来消防署

※一部事務組合：

二つ以上の市町村が協議により、事務を共同で行うために設けるもので、地方自治法上の特別地方公共団体の一つ。本市では、鹿行広域事務組合がこれにあたる。

3 基本事業の展開

道路網の整備やモータリゼーションの進展など、市民の日常生活圏の拡大や価値観、生活スタイルの多様化により、行政ニーズは多様化・複雑化し、より高度で専門的になるなど、質的な向上とともに、幅広い対応が求められます。そのため近隣自治体との連携を強化し、広域による市民サービスの向上や、スケールメリット^{*}の活かせる事業について、調査研究や各種事業の計画・推進を図り、機能的で一体感のある広域行政の推進に努めます。

(基本事業)

施策6-4-1 広域連携の強化

- 一部事務組合をはじめとする事務の共同処理については、構成市との連携を図りながら、事務事業の拡大や効率化を促進します。
- 自治体が抱える共通課題を解決するため、これまでの圏域にとらわれることなく、県境を越えた広域行政による施策連携について検討します。
- 水郷三都による観光事業など広域圏の取り組みを充実させるとともに、広域圏の拡大による事業の推進を目指します。

施策6-4-2 個性的な圏域づくり

- 各自治体が相互に連携を図りながら広域的な調整を行い、豊かな自然や恵まれた歴史文化資産等、地域の有する様々な資源を掘り起こし、積極的に活用しながら、個性と魅力あふれた圏域づくりを進めます。

施策6-4-3 施設等の相互利用

- 公共施設の相互利用など、広域的な住民サービスを提供することで利便性が向上する事業について検討し、自治体間の協力体制を構築します。

4 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・広域での行政サービスを活用し、近隣自治体の市民と交流を図りましょう。
- ・民間の視点から、広域連携事業の効率化について提案しましょう。

^{*}スケールメリット：
事業規模を拡大することにより得られる効果のこと。

第7章 市民協働政策

市民との協働による 元気のある まちを目指します



施策7-1 市民協働によるまちづくりの推進

施策7-2 地域コミュニティの醸成

施策7-3 男女共同参画の促進

施策7-4 人権尊重社会の実現

施策7-1 市民協働によるまちづくりの推進

1 施策を取り巻く環境

- 限られた行政資源（人・モノ・金）の中で、多様化・複雑化する市民のニーズに応えるためには限界があります。そのため、これまでのような行政主体のまちづくりから、市民、NPO、企業などの地域を構成する多様な主体が地域づくりの担い手となることが求められています。
- 本市では、前川あやめ園整備、防犯パトロール、観光ボランティア活動など、市民協働によるまちづくりの実現に向けた取り組みが始まっています。
- 本計画の策定にあたっては、市民と市職員公募による市民参加型のまちづくり委員会を組織し、まちづくりの提言を受けました。
- 市民との協働による事業も行われるようになってはいますが、市全体としてはNPOの育成・連携や政策形成への市民参画など、今後さらに促進する必要があります。

2 施策が目指す姿

- 市民協働のしくみづくりが進み、市民、NPO、企業などと行政が連携・協働したまちづくりが進んでいます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
112	自治基本条例の制定	20	—	制定	企画財政課
113	市民提案型の市民協働モデル事業数	20	—	10事業	企画財政課
114	審議会等における市民公募委員の割合	20	0.45%	20.0%	企画財政課
115	市内のNPO法人数	20	10法人	13法人	企画財政課

4 基本事業の展開

まちづくりへの市民参画の機会を拡充し、パートナーシップによる「協働のまちづくり」を推進するため、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、それぞれに果たすべき責任と役割などの基本的な原則を定めた、「自治基本条例」の制定を目指すとともに、まちづくりを担う人材の育成とネットワーク化を図ります。

(基本事業)

施策7-1-1 市民参画意識の醸成

- 市民が市政についての関心を持つきっかけづくりとして、小中学生親子対象の「潮来市ウォッチング※」事業を一般市民にも拡大し、新たな市民を取り込む機会を増やすなど市民の参画意識を醸成します。
- まちづくりセミナーや各種研修会の開催、積極的な情報提供と情報公開に努め、市民の参画意識を醸成します。

施策7-1-2 自治基本条例の制定

- 市民参画による「協働のまちづくり」の制度化についての調査・研究を進め、市民や企業、行政などの役割分担やルールを決めた「自治基本条例」を市民参画のもとで制定を目指します。
- 「自治基本条例」に基づき、市民とのパートナーシップを確立し、協働してまちづくりを進めていくため、市民提案システム「まちづくり市民会議（仮称）」の設置を目指します。

施策7-1-3 市民参画によるまちづくりの推進

- 様々な団体や人材のネットワーク化を図り、情報の共有と活動の連携を図るためのしくみづくりを進めます。
- 各種計画策定時における審議会・委員会等への市民公募委員の採用とパブリックコメント制度の拡充など、各種政策形成過程における市民参画を推進します。

施策7-1-4 市民主体による活動の促進

- 行政が行っている事業の中で、地域やNPO等が行うことが効率的・効果的な事業の委譲をはじめ、市民主体で事業を行うためのしくみづくりを進めます。
- 地域や市民活動団体等からの事業提案による協働事業を推進し、多様な市民との協働によるまちづくりを進めます。
- 市民活動やボランティア活動の拠点として、市民活動センターの設置を目指します。



市民協働による前川あやめ園整備

※潮来市ウォッチング：

市民に市内の主要な施設等を見学し、市政に対する理解と関心を深めてもらい、まちづくりについて意見をうかがう広聴事業。

施策7-1-5 まちづくりを担う人材の育成

- コミュニティ活動に率先して取り組み、地域のリーダーとして役割を担うコミュニティリーダーを育成するとともに、ボランティアの確保、育成を推進します。
- 定年退職者や団塊の世代の経験や知識をまちづくりに活かすため、まちづくり活動への参加を促進します。
- 職員の地域活動、ボランティア活動への積極的な参加を促進するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進するコーディネート能力の高い職員を養成します。（再掲）

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・市民活動へ積極的に参加し、必要に応じて市へ提言を行いましょう。
- ・自分の経験や知識をまちづくりに活かしましょう。
- ・市民活動団体間の情報交換・交流に努め、組織や活動の活性化を図りましょう。



市民協働によるひょうたん池整備

施策7-2 地域コミュニティの醸成

1 施策を取り巻く環境

- 本市には、現在66の自治会（行政区）があり、市民の約7割が自治会に加入し、自主防災、防犯、地域環境の整備、その他自治会内の課題へ取り組んでいます。また、地区ごとのお祭りやイベントなどが、現在も盛んに行われるなど、比較的コミュニティ意識が強い地域といえます。
- 新興住宅地や高齢化の進む地区では、地域での交流が少なく、自治会からの脱会や加入しないといった状況が生じ、地域コミュニティの崩壊が危惧されています。今後は、自治会加入を促進するとともに、地域での交流を図り、住民同士の連帯感を高める必要があります。
- 地域の課題は地域で解決するという社会意識の高まりとともに、ボランティアやNPOによる社会公益的活動は、本市のまちづくりにおいても重要な役割を担うことが期待され、その育成・支援が必要です。一方、市民のパートナーとなる行政の協働体制づくりも必要となります。

2 施策が目指す姿

- 私たちの地域づくり・まちづくりへ、主体的に取り組む市民がいます。
- コミュニティ活動を通じて地域の連帯感が深まり、自主的で特色のある活動が実践されるなど、住民自治が推進されています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
116	自治会加入率（行政区加入率）	20	71.0%	75.0%	総務課
117	近所付き合いで「とても親しく付き合っている」・「ある程度親しく付き合っている」市民割合	19	59.5%	65.0%	総務課
118	地域活動に「積極的に参加」・「ときどき参加」している市民割合	19	65.2%	70.0%	総務課

4 基本事業の展開

地域コミュニティへの参加を促進するとともに、多様なコミュニティ組織との交流・連携による一体感の醸成に努め、地域の活性化と個性的なまちづくりを推進します。

また、地域課題を可能な限り地域で解決できるしくみを構築し、様々な分野での活動に結びつけます。

(基本事業)

施策7-2-1 コミュニティ意識の醸成

- 地域における住民の連帯感や自治意識を育み、相互扶助の精神と、よりよい地域づくりへの関心を高めるため、コミュニティ活動の役割の重要性や活動事例を広く情報発信して、意識の高揚を図るとともに、自治会未加入者に対して加入の働きかけを積極的に行います。
- 生涯学習活動や地域活動を通じて、コミュニティ意識の醸成を図りながら安心・安全で快適な魅力あるまちづくりを推進します。

施策7-2-2 コミュニティ活動の促進

- 市民自ら「私たちのまちは私たちが守り、育み、つくる」という自治意識のもとに、コミュニティ活動への支援を強化します。
- コミュニティ活動に率先して取り組み、地域のリーダー的役割を担うコミュニティリーダーを育成するとともに、ボランティアの確保、育成を推進します。(再掲)
- 地域課題を解決するためのNPOの設立やコミュニティビジネス^{*}について、必要な情報を提供するなどの支援体制を整備します。
- コミュニティ活動を効果的に推進するため、地域やNPO、民間事業者、各種団体等とのネットワークの構築を目指します。
- 市内在住外国人のコミュニティ活動への参加・交流を促進します。

施策7-2-3 コミュニティ施設の整備

- 自治会集会所等のコミュニティ施設については、自治会からの要望に応じて、各種助成制度を活用した施設整備を進めます。
- コミュニティ活動の場となる、地区集会所、公民館、体育館、運動公園など、活動しやすい環境整備に取り組みます。
- コミュニティ活動の活性化を図るため、市内の空き店舗等を活用したコミュニティ拠点の整備について検討します。



市民運動会

5 協働による取り組み(プラスワンプロジェクト)

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・自治会へ加入し、地域活動に参加しましょう。
- ・地域の課題は地域で解決する意識を持ちましょう。
- ・事業主は、従業員が地域活動に積極的に参加できるよう配慮しましょう。

^{*}コミュニティビジネス:

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のことの総称。

施策7-3 男女共同参画の促進

1 施策を取り巻く環境

- 本市では、平成15年度に「男女共同参画基本条例」、平成16年度に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成18年度には、「男女共同参画基本計画^{*}」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。
- あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的・計画的に男女共同参画社会の形成を図るために「男女共同参画基本計画」に基づく施策の推進が求められます。また、広報・啓発活動による男女の固定的な役割分担意識の解消に努め、それぞれの個性と能力を活かせる社会づくりを推進します。

2 施策が目指す姿

- 男女共同参画基本計画に基づき、家庭や地域、職場において男女共同参画への意識が浸透し、一人ひとりの個性と能力を発揮した活力あるまちづくりへの取り組みが進んでいます。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値(H25)	担当課
119	審議会等への女性の登用率	20	18.6%	25.0%	秘書広聴課
120	男女共同参画が理解・実践される社会の構築に満足している市民割合	19	10.0%	20.0%	秘書広聴課

4 基本事業の展開

少子・高齢化などの社会情勢の変化に対応していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められます。

「男女共同参画社会基本法」に基づき策定した「男女共同参画基本計画」の進行管理を行いながら、男女共同参画を阻害する問題の解決を図り、互いの人権を尊重し、責任を分かち合うよう、あらゆる分野における共同参画を目標とした施策を推進します。

^{*}男女共同参画基本計画：

男女がともに社会の対等なパートナーとして、互いに認め合い、ともに責任を担い、いきいきとその能力や個性を発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある社会の実現のために、本市が取り組むべき課題や施策を体系的に整理した計画。

(基本事業)

施策7-3-1 男女共同参画意識の醸成

- 男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙・ホームページを活用した啓発活動を積極的に行います。
- 男女が互いに理解し合える社会の実現に向け、講演会やセミナーなど、学習機会の拡充を図り、男女共同参画に関する意識の醸成に努めます。

施策7-3-2 男女共同参画基本計画の推進

- 「男女共同参画基本計画」を推進するとともに、計画における各施策の進捗状況の確認や意識調査を実施し、その結果を市民へ公表しながら、必要な見直しを行います。

施策7-3-3 男女共同参画のための環境整備

- 配偶者等からの暴力(DV)^{*}防止及び被害者の保護に関する基本的な方針を示した基本計画の策定期間の検討、女性の人権に関する相談業務やその他の男女共同参画に関する情報提供等を行う活動の拠点の整備(男女共同参画支援センター)について検討します。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス^{*})の実現を目指し、仕事と家庭の両立支援のための情報提供や環境の整備に努めます。
- 調和と均衡のとれた地域社会を築くため、各種審議会や委員会など、政策形成過程での女性の参画を促進します。



男の料理教室

5 協働による取り組み(プラスワンプロジェクト)

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地域や団体等において、それぞれの個性や能力を活かし、男女共同参画を意識した活動を実施しましょう。
- ・ワーク・ライフ・バランスを理解し、職場や家庭で、実践しましょう。
- ・事業所等は、仕事と家庭生活の両立及び仕事と地域活動の両立を支援しましょう。

^{*}配偶者等からの暴力(DV)：

ドメスティック・バイオレンス。夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間で起こる暴力のこと。多くの場合、被害者は女性。

^{*}ワーク・ライフ・バランス：

一人ひとりが、それぞれの人生の段階(ライフステージ)の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態。

・様々な活動例 → 仕事、家事、子育て、介護、PTA、地域活動、NPO・ボランティア等の社会貢献活動、自己啓発、生涯学習、趣味、友人・知人との交流、健康づくり、休養など

施策7-4 人権尊重社会の実現

1 施策を取り巻く環境

- 21世紀は「人権の世紀」といわれています。市民一人ひとりが尊重され、誰もが幸せに暮らすことができる社会を築いていくことが求められています。
- 私たちを取り巻く社会は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの差別など様々な人権問題が存在しています。また、インターネットによる人権侵害など、社会のグローバル化や高度な情報化に伴い、新たな課題も生じています。
- 市民一人ひとりが人権意識を高め、市民の暮らしの中に人権を尊重する考えを根付かせ、あらゆる場面において人権が尊重される社会づくりが必要です。
- 本市では、毎年度人権尊重の教育推進委員会を開催して事業内容を決定し、児童・生徒作品による人権尊重作品集「心のかげ橋」の発行とあわせ、水郷まちかどギャラリーにおいて人権作品展を開催しています。さらに、人権尊重の教育研修会を開催するなど人権意識の高揚に向けた取り組みを進めています。

2 施策が目指す姿

- 思いやりのあるあたたかい地域社会が形成されています。
- 市民誰もが人権問題を身近な問題として捉え、行動しています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値の年度	現状値	前期目標値 (H25)	担当課
121	人権尊重教育研修会の参加者数	20	250人	300人	生涯学習課



研修会

4 基本事業の展開

基本的人権尊重の理念のもとに、同和問題などの人権問題に関する課題の早期解決に向けた取り組みを推進します。同時に、市民一人ひとりが各人権課題を正しく理解し、それぞれの役割を果たすことができるよう、人権教育・啓発を進めます。

(基本事業)

施策7-4-1 人権意識の高揚

- 人権尊重の理念について理解を深めることができるように、研修会やワークショップの開催、広報紙、ホームページ等で情報を発信するなど人権意識の高揚を図ります。
- 子どもの権利条約の周知、児童虐待防止対策など、まち全体で子どもの人権を守る活動の充実を図ります。
- 小中学生の人権作品展（標語・作文・ポスター）を通じて、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。

施策7-4-2 人権教育の推進

- 人権尊重教育研修会やワークショップを開催するなど、人権教育の充実を図ります。
- 人権課題や人権教育に関する資料・図書などを充実させ、広く市民に活用を促します。
- 児童生徒の人権作品集「心のかげ橋」の発行と人権作品展の開催を継続します。
- 家庭や地域、学校、職場などあらゆる場を通じた人権教育の推進を図ります。
- 国や県などの関係機関や人権問題に取り組む市民及び市民活動団体などの理解と協力を得て、人権教育を推進します。

5 協働による取り組み（プラスワンプロジェクト）

○市民・事業所・地域・団体の取り組み

- ・地域や団体等において、それぞれの個性や能力を活かし、男女共同参画を意識した活動を実施しましょう。
- ・ワーク・ライフ・バランスを理解し、職場や家庭で、実践しましょう。
- ・事業所等は、仕事と家庭生活の両立及び仕事と地域活動の両立を支援しましょう。

第8章 計画の推進



1. 総合計画の進行管理と評価

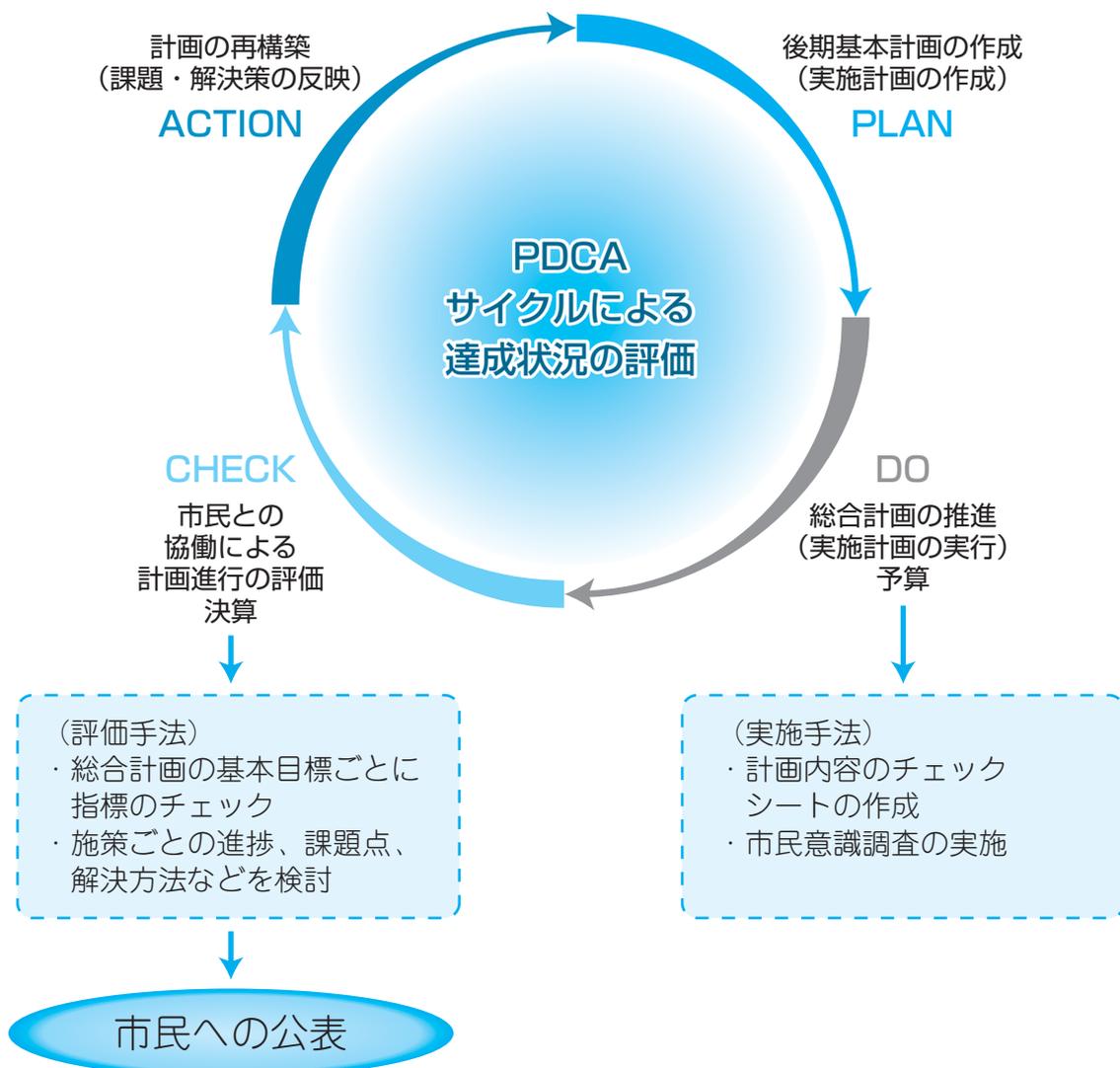
1 進行管理と評価手法

総合計画の進行管理として、事業が実施計画どおり達成できたかということも大切な一面ではありますが、これからの視点は、事業の目的とその事業を実施した結果どのような成果が得られ、各政策課題が解決できたかどうか、課題の解決が図られていない場合は、その原因が何であったかを検証し、次の対策を立てることが求められています。

そこで、市民とともに事業の進行管理と評価を実施します。評価にあたっては、本市の実施計画及び行政評価に基づく各事務事業の評価を定期的に行うとともに、前期計画の最終年度には、本計画の指標をもとに基本目標の達成状況を市民とともに確認します。

そのため、実施計画を策定し、計画における成果指標を設定します。また、PDCAサイクルによって達成状況を評価し、必要に応じて計画の内容を見直します。

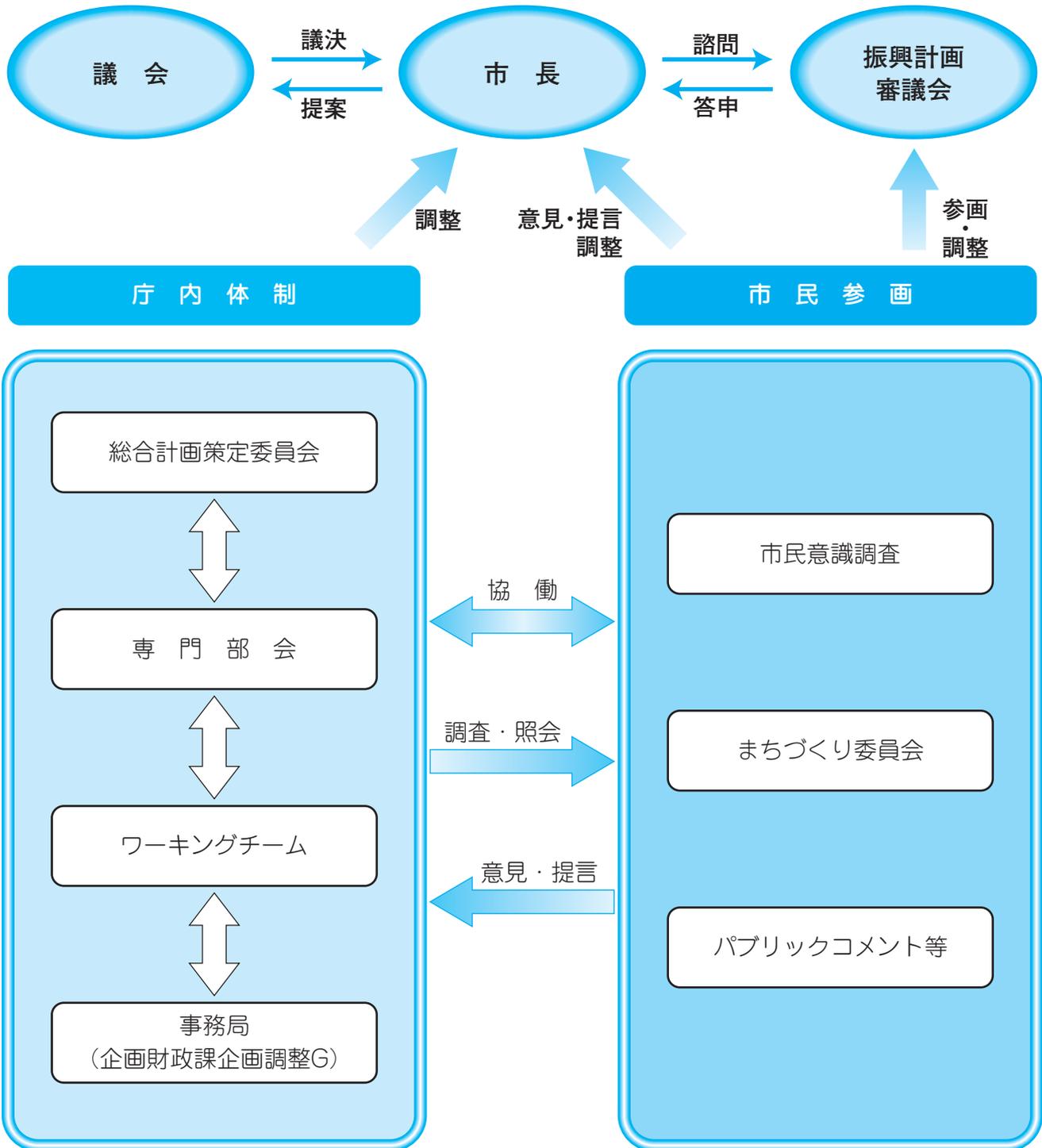
図表 PDCA サイクルによる評価の実施



資料編

- 資料1 策定体制
- 資料2 策定経過
- 資料3 市民参加
- 資料4 振興計画審議会
- 資料5 諮問及び答申
- 資料6 規則及び要綱

資料1 策定体制



資料2 策定経過

期 日	内 容	備 考
平成19年 8月 8日	第1回策定委員会・専門部会(合同) 第1回ワーキングチーム会議	・総合計画の策定方針について ・講義：地方政策の立案方法
9月	市民意識調査	・20歳以上の市民2,500名を対象に実施(回収率 42.3%)
9月21日	第1回まちづくり委員会	・委員の委嘱(市民公募委員34名, 団体選出委員6名, 市職員公募委員20名) ・総合計画の策定方針について ・役員選出について
10月21日	第2回まちづくり委員会	・市の現状・課題について ・タウンウォッチング
10月31日	第3回まちづくり委員会	・ワークショップ (課題・特性の整理, 発表)
11月28日	第4回まちづくり委員会	・ワークショップ (分野別まちづくりの方法の検討: 「まちづくりの課題」・「まちづくりの課題の解消事項と提案事項」)
12月	中高生意識調査	・市内在住の中高生301名を対象に実施(回収率 100%)
12月12日	第5回まちづくり委員会	・ワークショップ (分野別まちづくりの方法の検討: 「まちづくりの課題」・「まちづくりの課題の解消事項と提案事項, まちの将来像」)
平成20年 1月29日	まちづくり委員会運営委員会	・提言内容の調整
2月06日	第6回まちづくり委員会	・市長へ提言書提出 ・分科会ごとに提言の発表
2月27日	第2回ワーキングチーム会議	・市民意識調査結果について ・まちづくり委員会の提言について ・基本構想(骨子案)の策定について
3月24日	第1回振興計画審議会	・委嘱状交付 ・会長及び副会長選任 ・総合計画策定方針について ・諮問
5月28日	専門部会(市民福祉部会・教育部会合同)	・基本構想(案)について
5月30日	専門部会(総務部会)	・基本構想(案)について
	専門部会(環境経済部会・建設部会合同)	・基本構想(案)について

期 日	内 容	備 考
6月12日	専門部会（環境経済部会・建設部会合同）	・基本構想（案）について
6月17日	第2回策定委員会	・基本構想（案）について
6月23日	第3回策定委員会	・基本構想（案）について
6月30日	第2回振興計画審議会	・基本構想（案）について
7月15日	第3回ワーキングチーム会議	・基本構想（案）及び基本計画（案）について
8月 8日	第3回振興計画審議会	・基本構想（案）について
8月26日 ～ 29日	庁内調査	・基本計画（案）担当課ヒアリングの実施
10月27日	市議会総務委員会へ報告	・基本構想（案）について
10月30日	市議会全員協議会へ報告	・基本構想（案）について
11月26日	第4回策定委員会	・基本計画（案）について
12月 3日	第4回振興計画審議会	・基本計画（案）について
平成21年 1月	パブリックコメント	・基本構想（案）及び基本計画（案）について
1月14日	第5回策定委員会	・基本計画（案）について
1月30日	第5回振興計画審議会	・基本計画（案）について ・答申書（案）について
2月10日	第6回振興計画審議会	・市長へ総合計画（案）の答申
2月16日	庁議決定	・総合計画の決定
3月23日	市議会定例会	・総合計画基本構想の議決

資料3 市民参加

1. 市民意識調査

この調査は、本計画の策定にあたり、さまざまな検討を行う基礎資料として活用するために実施しました。

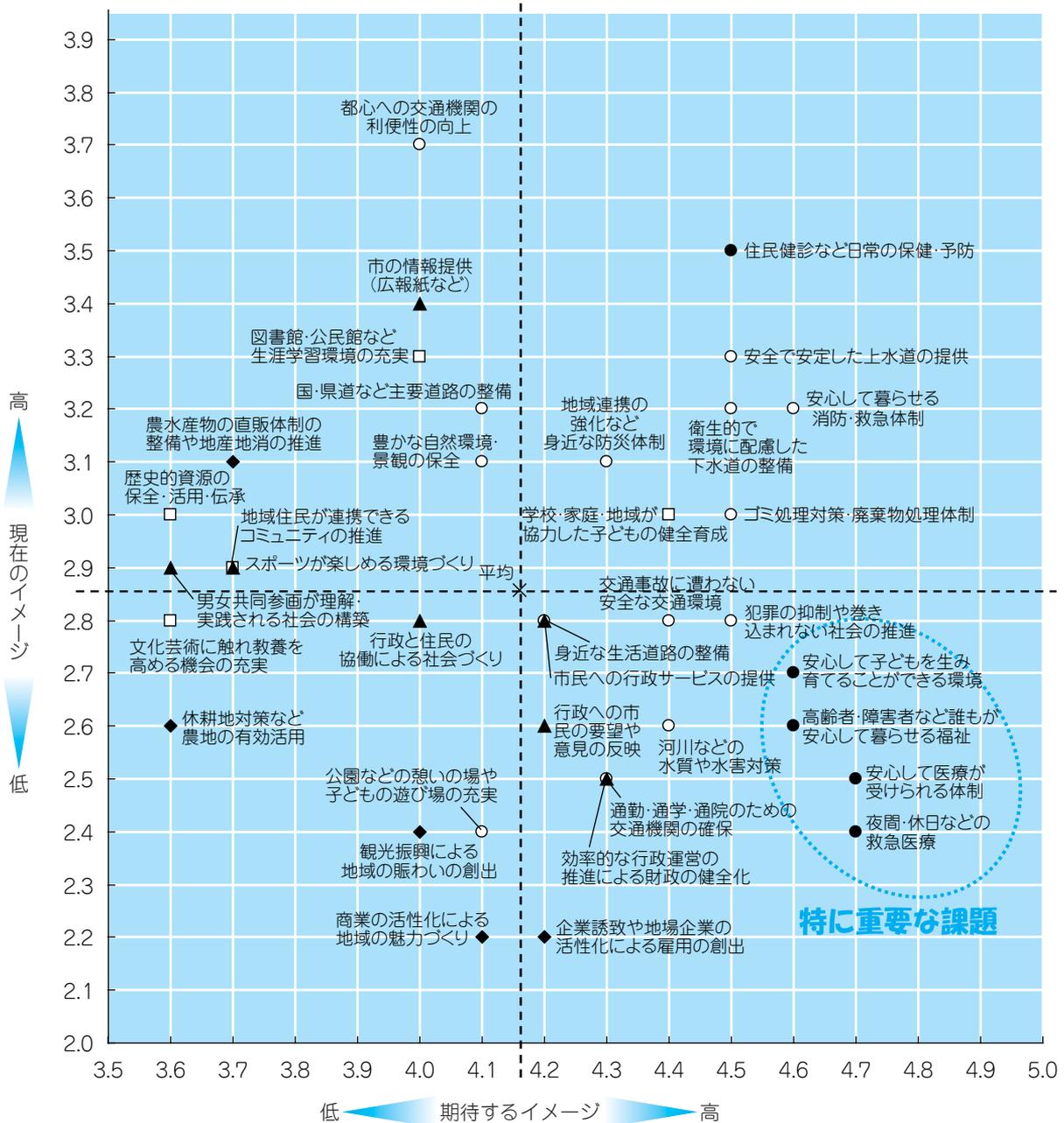
- 調査対象……20歳以上の男女2,500人，中高生の男女301人
- 抽出方法……住民基本台帳から年代別無作為抽出（20歳以上）
- 調査期間……平成19年9月（20歳以上），平成19年12月（中高生）
- 調査方法……郵送調査（一般），学校配布・回収（中高生）
- 回収率……20歳以上：42.3%（1,058人） 中高生：100.0%（301人）
- 調査項目
 1. 潮来市での暮らしについて
（暮らしやすさ，これまでの取り組み，今後の重要な取り組み，市民活動への参加，行政サービスと負担等）
 2. 潮来市の将来像について
（現在のまちイメージとこれからのまちイメージ，活用すべき地域資源，近隣市との連携について）

◎各分野の満足度・重要度

下のグラフは、5つの分野、37の施策について、それぞれ重要度・満足度を5段階評価していただいた結果の満足度を縦軸、重要度を横軸として、散布図にしたものです。

各施策の評価結果の平均点をグラフの中心にしています。「保健・福祉・医療分野」の施策で、特に満足度が低く、重要度が高いことから、ほかに比較して特に重要な課題ととらえられていることがわかります。

図表 各分野の満足度・重要度



凡 例：●保健・福祉・医療分野 □教育・文化分野 ○生活環境分野
 ▲行政財政・まちづくり分野 ◆産業振興分野

2. まちづくり委員会

「潮来市まちづくり委員会」は、潮来市第6次総合計画の策定にあたり、市民の視点によるまちづくりの方向性や施策などについて、参加者の多くの発言機会を確保し、さらに各人が主体的に議論に参加できるようにワークショップ形式により、平成19年9月から平成20年2月までの間に全6回の検討を行ってきました。

委員会は、「教育文化」、「市民協働・福祉」、「自然環境」、「産業」を主なテーマとした4つの部会で構成し、一般公募市民、市職員、各分野に関わりのある団体関係者からなる総勢60名が委嘱されました。

委員会では、まちづくりの問題点、課題を身近な視点から捉え、「まちづくりの課題（弱み）」、「まちづくりに活用できること（強み）」などについて自由に意見、提案、アイデアを出し、それをもとに特徴的なテーマを抽出し検討して、各分野の「将来像」を設定するとともに、それを実現するための施策について、「提言書」として取りまとめました。



まちづくり委員会（第1、第2分科会）



まちづくり委員会（第3、第4分科会）

まちづくり委員会名簿

分科会	分野	氏名	備考	分科会	分野	氏名	備考
第1分科会	教育文化	箕輪 公成		第3分科会	自然環境	岩本 昌憲	○
		篠塚 洋一	○			方波見守一	
		池田 敏光				久保 隆	☆◎
		草野 宏				茂木 充史	
		風間奈保美				飯田ひろ子	
		関口 千明				藤原 正子	○
		松 和子				山口 倬司	
		関戸多鶴子	★○			初鳥 光徳	
		児玉 晃一				成毛 一己	
		西澤 良輔	◎			中村 幸樹	
		浜野 一也				坂本 元一	
		辻 寿幸				青木 薫	
		榊原 徹				松崎 秀光	
		崎岡 正浩				大友 浩一	
小沼 政範		宮本 光子					
第2分科会	市民協働・福祉	埴 信晋		第4分科会	産業	出口 正明	★◎
		篠塚 健司	○			篠塚 仁	
		森 豊				岡野 豊	
		篠崎 亨				松崎 ちか	○
		明間 愛子				後藤 博子	
		下河よし子	○			小沼 伸一	
		反町 美香				猿田 誠	○
		本宮 洋子				山口 武徳	
		植田 義継	◎			森 誠	
		方波見尚史				高須 浩平	
		実川 智史				草野 吉広	
		坂田 博				倉川 欣巳	
		村田 政子				小川 宏	
		永山 由治				下河 和之	
大崎 優一		鈴木 秀幸					

※備考欄 ☆：委員長 ★：副委員長 リーダー：◎ サブリーダー：○

資料4 振興計画審議会

振興計画審議会委員名簿

No.	区分	氏名	所属	備考
1	市議会議員	加藤 政司	議長	副会長
2		杉本 俊一	副議長	
3		薄井 征記	総務委員長	
4		内田 正一	環境経済建設委員長	
5		大平 幸一	教育福祉委員長	
6	関係機関	飯塚フク子	教育委員長	
		高崎 康之	同上	平成21年1月30日から
7		額賀藤重郎	農業委員会会長	
		兼原 昭一	同上	平成20年6月30日から
8	団体役員	宮内 一行	商工会会長	
9		中根 猛	観光協会会長	
10		長谷川 彌	民生・児童委員協議会会長	
11		高須 平司	茨城南部工業協同組合理事長	
		根本 敏之	同上	平成20年8月8日から
		三留 正夫	潮来工業団地連絡協議会会長	
12		田中 秀樹	同上	平成20年6月30日から
		田中 宏司	同上	平成20年12月3日から
13		永峰 一郎	なめがた農業協同組合代表理事理事長	
14		飯田 和男	認定農業者連絡協議会会長	
15		川崎 治元	区長会会長	
16		赤尾 正幸	青年会議所理事長	
17		下河よし子	男女共同参画ネットワーク連絡会会長	
18		大川 暁子	ボランティア連絡協議会会長	
19		学識経験者	木暮 陽一	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長
	望月美知秋		同上	平成20年6月30日から
20	自見 友一		茨城県鹿行地方総合事務所長	
	根本 暁		同上	平成20年6月30日から
21	帯刀 治		茨城大学人文学部教授	会長
22	松原 克志		常磐大学准教授	
23	中村 英樹		常陽地域研究センター専務理事	
24	久保 隆		まちづくり委員会委員長	
25	関戸多鶴子		まちづくり委員会副委員長	

資料5 諮問及び答申

平成20年3月24日

潮来市振興計画審議会会長 様

潮来市長 裕 田 千 春

潮来市第6次総合計画の策定について（諮問）

本市におけるまちづくりの総合的かつ計画的な行政運営の指針である総合計画の策定にあたり、潮来市振興計画審議会規則第1条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。



振興計画審議会

平成21年2月10日

潮来市長 松田千春様

潮来市振興計画審議会
会長 帯刀治

潮来市第6次総合計画の策定について（答申）

潮来市振興計画審議会は、平成20年3月24日に「潮来市第6次総合計画」の策定について諮問を受け、同「総合計画」の「基本構想」、「基本計画」について審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

当振興計画審議会は、諮問当初より、水郷潮来の地域特性を活かした自然環境の再認識および保全を重視すると同時に、従来の総合計画では必ずしも十分に打ち出されていなかった市民との協働によるまちづくりに重点をおいた策定方針に基づいて、第1回～第6回の審議会で慎重な審議を重ねました。

この審議の途中、平成20年9月以降、アメリカの金融危機に端を発する世界同時不況の影響が潮来市の地域経済や産業にも及ぶ可能性が懸念され、厳しい経済・社会情勢のなかでも地域課題に対応しようとする市民ニーズを尊重し、行政、企業、市民団体の役割分担等を十分に考慮したうえで、基本計画の前期が終了する平成25年度までに達成する「前期目標値」という数値目標を掲げた計画案といたしました。

「潮来市第6次総合計画」による潮来市行政の各種政策、施策の展開によって、市民が潮来市に住んで良かったと思うことのできる地域社会が形成されるよう願っております。



帯刀会長・加藤副会長から答申を受ける松田市長

資料6 規則及び要綱

1. 潮来市振興計画審議会規則

昭和42年6月7日
規則第8号

(所掌事務)

第1条 潮来市振興計画審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ潮来市の振興計画について調査審議する。

2 審議会は、前項の調査審議に基づき、その意見を取りまとめて市長に答申するものとする。

3 審議会は、振興計画上必要な事項に関し、建議することができる。

(審議会の組織)

第2条 審議会は、会長1人、副会長1人及び委員若干人をもって組織する。

第3条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 教育委員会委員
- (3) 農業委員会委員
- (4) 市職員
- (5) 公共的団体の役員又は職員
- (6) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の権限)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2. 潮来市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 潮来市総合計画の策定について必要な事項を調整、協議するため、潮来市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 潮来市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか総合計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には教育長をあてるものとする。
- 3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 総合計画の策定にあたって、調査、研究、調整又は協議するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総括し、専門部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第5条 専門部会の補助機関としてワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、総合計画の策定に必要な各種データ・資料の収集、調査・分析及び協議する。
- 3 ワーキングチームは、別表3に掲げる課等のグループごとに主任係長クラスの職員1人をもって組織する。
- 4 ワーキングチームに、リーダー及びサブリーダーを各1人を置き、委員長が指名する。
- 5 リーダーは、会務を総括し、ワーキングチームを代表する。
- 6 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、策定委員会においては委員長、専門部会にあつては部会長、ワーキングチームにあつてはリーダーが必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長、部会長又はリーダーは、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画財政課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

3. 潮来市まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 市のまちづくりの指針となる新たな総合計画の策定にあたり、これからの市の目指すべき方向や取組について、市民の視点で語り合い、提言を行う潮来市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市の新たな総合計画の策定に係る提言書を作成し、市長に提出するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員60人以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地区の代表者
- (3) 市内で活動する各種団体の構成員
- (4) 一般公募による者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の提言のとりまとめが終了し、提言書を提出する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、議長として会議を進行する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 第2条に規定する事務を効率的に行うため、委員会に別表のとおり分科会を置く。

- 2 各分科会の分掌は、別表に定める。
- 3 分科会にリーダー1人及びサブリーダー2人を置く。
- 4 各分科会のリーダー及びサブリーダーは、当該分科会に所属する委員の互選により定める。
- 5 第5条第3項及び第4項の規定は、分科会について準用する。
- 6 前条第1項、第2項の規定は、分科会について準用する。

(運営)

第8条 各分科会は、会議の内容を会議録として作成し、事務局に報告する。

- 2 各分科会は、意見等の集約結果を報告書としてまとめ、市長に提言する。
- 3 市は、事務局として協力する他、資料、情報等の提供並びに必要なに応じ担当職員、外部アドバイザーを派遣する。

(運営委員会)

第9条 委員会の運営に関することを協議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員会の委員長及び副委員長並びに分科会のリーダー及びサブリーダーをもって構成する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分	内 容
第1分科会	学校教育，生涯学習，青少年育成，芸術・文化，スポーツ・レクリエーション 国際交流，地域間交流，広域行政，協働，市民参画，男女共同参画 コミュニティなど
第2分科会	地域福祉，高齢者福祉，障がい者福祉，児童福祉，保健衛生，地域医療など
第3分科会	土地利用，市街地，住宅，公園・緑地，景観，環境保全，廃棄物，上下水道 防災，消防・救急，道路，交通安全，防犯，公共交通，消費生活など
第4分科会	農業，水産業，工業，商業，流通，観光，情報化，新産業・労働者対策 交通体系など

潮来市第6次総合計画

発 行 平成 21 年 3 月

発行者 茨城県 潮来市

編 集 潮来市役所 総務部 企画財政課

所在地 〒311-2493 茨城県潮来市辻626

電 話 0299-63-1111 (代)

F A X 0299-80-1100

ホームページ` : <http://www.city.itako.ibaraki.jp/>



豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷

潮来市第6次総合計画



潮来市